# 平成15年

警察改革の推進に関する総合評価 経過報告書

> 平 成 1 5 年 6 月 国家公安委員会・警察庁

### はじめに

国家公安委員会及び警察庁は、「警察改革の推進」について、平成14年から16年までの3年間で、総合評価方式による政策評価を実施することとしている。

国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画においては、総合評価方式の評価に2年以上の期間を要する政策であって、当該期間が経過していないものについては、必要に応じて、評価の経過を記載した経過報告書を作成するものとされている。「警察改革の推進」に関する評価は3年間かけて実施することとしており、また、その重要性にかんがみ、各施策の推進状況を確認するとともに、必要に応じて施策の実施方法等の改善を図ることが適当であることから、平成14年10月に作成した経過報告書に続き、今回、平成14年末までの推進状況を対象として経過報告書を作成することとした。

今回の報告書は、「警察改革要綱」に盛り込まれた全施策について、「警察 改革要綱」策定から平成 14 年末までの取組実績とその過程で把握した問題点 を明らかにすることを主眼としている。

なお、本報告書の作成に当たっては、警察庁政策評価研究会から、報告書の 記載内容や記載方法等に関して御意見をいただいている。

## (目次)

第	1章	<b>賃 「警察改革の推進」について・・・・・・・・・・・・・・</b>	• 1
第	2 章	<b>5 経過報告概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	• 7
第:	3 章	章 経過報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Z	2 0
	課	R題 1 警察行政の透明性の確保と自浄能力の強化	
	1	情報公開の推進	
		施策を示す訓令、通達の公表・・・・・・・・・・・・・	2 1
		都道府県警察の情報公開に関する指導	
		懲戒事案の発表基準の明確化・・・・・・・・・・・・・・	3 3
	2	警察職員の職務執行に対する苦情の適正な処理	
		文書による苦情申出制度の創設・・・・・・・・・・・・・・	3 6
		苦情処理システムの構築	
	3	警察における厳正な監察の実施	
		警察庁、管区警察局及び都道府県警察における監察体制の整備・・・!	5 1
		警察庁及び管区警察局による都道府県警察に対する監察の強化	
	4	- 公安委員会の管理機能の充実と活性化	
		警察の行う監察をチェックする機能の強化・・・・・・・・・!	5 5
		補佐体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・!	5 9
		「管理」概念の明確化	
		公安委員会の任期の制限	
Ė	果題	夏2 「国民のための警察」の確立	
	1	国民の要望・意見の把握と誠実な対応	
		警察安全相談の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 2
		告訴・告発への取組みの強化・・・・・・・・・・・・・・・	6 9
		職務執行における責任の明確化・・・・・・・・・・・・・	7 2
		警察署協議会の設置・・・・・・・・・・・・・・・・	8 0
	2	国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化	
		空き交番の解消、駐在所の再評価及びパトロールの強化・・・・・8	8 8
		犯罪のないまちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・	9 1
		事故のないまちづくりの推進・・・・・・・・・・・1(	0 1
		ストーカー行為等新たな問題への対応・・・・・・・・・・1(	0 9
		児童虐待等新たな問題への対応及び少年犯罪対策の強化・・・・1	
		民事介入暴力対策の強化・・・・・・・・・・・・・・1 2	
	3		
		犯罪被害給付制度の拡充・・・・・・・・・・・・・1 3	3 0
		きめ細かな被害者支援の推進・・・・・・・・・・・・1	

4		身	[緯	評価の 相談、	-			锆	保	謹筆	€の	坐	容に	- द्रेत	ਰ	る <sup>:</sup>	商士	:Π <i>た</i>	1	循			•	•	•	•	1	3	8
				IH HAN	17.	^ 🗀	цΛ.	J //<	IZIN	нж ч	, ,,	<b>~</b> `	)/J IC	-/-		<b>.</b>	-	,, .	~ н і	1,224							•	_	Ŭ
課題	<b>j</b> :	3	亲	たな時	与什	ċω	要誱	15.5	<i>t</i> -:	える	· 警	察()	力構	鉝															
1	_			団犯罪		-					-	_		~															
•		~	` , .	銃器対			-				•		` .		•	•			•		•	•		•	•	•	1	4	0
				薬物対																									
				密入国		-																							
				マネー																									
				執行力																									
				専門的																									
				国際的																									
				内外の								•																	
2	+	ナィ	<b>(</b>	で一犯罪	-												<b>~</b> \ 1	J 1 .	J <i>I</i>	, .,	,,	~						•	•
_	•		•	· 多元 警察庁	_			. •-								_	+ —	・ス	ഗൂ	구 달	雪 🏄	≒ ¢:	台は	5 &	_				
			ਰ	る警察					-										_			•	•	•		•	1	6	7
				監視・																								•	•
3	Д	六垣	はなし	並ん 2罪へσ					,																				
•	,-		<i>7</i> 03C	管区警					字部(	の新	fiŧĢ	(1)	〉安	部	ഗ	卒	F )			•		•	•	•		•	1	7	1
				広域技													_ /										•	•	-
4	7	74	<u>`</u> †	つ快道	-				-	<b>ч</b> у <u>т</u> г	_ 1115																		
-		`	_,,	道路交		-				ָר עו <sup>י</sup>	ァフ	IJ.	<b>—</b> {1	<u>′</u> の	推	進			•		•			•		•	1	7	3
				凶悪化																									
				手続の																									
				3 ,,,,,		-3231	,0,-					-		•															
課題	<u> </u>	1	警	察活動	力を	支	える	人的	基原	盤の	強 ·	化																	
1		精	<b></b>	は執行	<del>-</del> テナ	ງ <i></i>	確保	_ع	.人-	一人	<b>、</b> の	資質	り の	向.	上														
				教育の	<b>ン</b> デ	宝子						•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	1	8	3
				種挖	彩月	月者	等σ	)人事	管	理の	り見	直	<b>ر</b> ر	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	1	9	4
				職務執	丸行	うの	中核	えたる	3警	部補	甫の	見:	直し	, .	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	1	9	9
				優秀力	ハー	)多	様な	入村	すの	確伐	呆と	活	用・	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	2	0	2
				女性警	至写	官系	'の程	極的	勺採	用		•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	2	0	8
2		当	€矜	の合理																									
				徹底し	ょた	こ合	理化	こによ	こる	人員	員の	配	置、	運	用	の.	見耳	重し	, .	•	•	•	•	•	•	•	2	1	1
				効率化	<b>ζ</b> σ.	)追	求																						
				国民の	った	-め	の警	察活	動	を強	化	する	るた	め	のt	也プ	5警	察	官(	の言	1	画的	勺埠	美	<b>∄</b>				
3		;	5大	を生む	〕維	1織	運営	1																					
				厳しい	懂	力務	に彷	善す	る	警察	ア職	員	の処	l遇	改	善	•		•	•	•	•	•	•	•	•	2	1	5
				表彰・	幸	6奨	制度	きの方	実	•		•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	2	1	7
				能力・	す	ミ績 しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しょう しんしん しんしん し	に応	ふじた	:昇	進	・給	与		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	2	1	9

# 第1章 「警察改革の推進」について

## 1 「警察改革に関する緊急提言」と「警察改革要綱」策定 の経緯

20 世紀の世紀末に、警察をめぐる不祥事が続発し、国民の警察に対する信頼は大きく失墜した。こうした状況を受け、国家公安委員会は、各分野における有識者や国民の声を幅広く反映させつつ警察の改革案を検討するため、部外の有識者からなる「警察刷新会議」を平成12年3月に発足させた。

同会議は、平成 12 年 3 月 23 日より 11 回にわたる討議を重ね、警察の持つ 問題点は次の 3 点にあると指摘した。

#### 閉鎖性の危惧

#### 国民の批判や意見を受けにくい体質

#### 時代の変化への対応能力の不足

そして、平成12年7月13日、「警察改革に関する緊急提言」を取りまとめ、 警察が抱える問題を改めるための処方箋として次の事項を実施することを国家 公安委員会に対して提言した。

#### - <警察改革に関する緊急提言(概要)> -

#### 透明性の確保と適切な是正措置のための方策

国民の目に見える警察とするため情報公開の積極的な推進

警察職員の不適切な職務執行に対する苦情申出制度の創設

警察における監察の強化

公安委員会に期待されている警察への「管理」機能の見直し、管理能力の強化など、公安委員会の活性化

#### 国民の要望や意見を鋭敏に把握し誠実な対応をする方策

現場警察官の中にある「民事不介入」に対する誤った考え方の払拭など、住民からの相談への的確な対応

個々の警察職員の責任感に裏付けられた職務の執行

地域住民の意見や批判に謙虚に耳を傾けるため警察署評議会(仮称)の設置

#### 時代の変化に対応する柔軟で強力な警察活動基盤の整備方策

人事・教育制度の改革

組織の不断の見直し、徹底的な合理化と警察体制の強化

国家公安委員会と警察庁は、緊急提言を重く受け止め、国民からの厳しい批 判を反省、教訓として、平成12年8月25日、警察が当面取り組むべき施策 を「警察改革要綱」として取りまとめた。

## 2 「警察改革要綱」に基づく警察改革の推進

警察改革の目的は、緊急提言で指摘された問題点等を改善することによって 国民の信頼の回復を達成することにある。

要綱では、緊急提言により指摘された改善施策を踏まえ、警察改革の目的を 達成するために実施すべき課題として、次の4つを掲げている。

警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化

「国民のための警察」の確立

新たな時代の要請にこたえる警察の構築

警察活動を支える人的基盤の強化

そして、これらの課題を達成するための手段となる個別の施策と、それぞれの施策ごとに実施すべき具体的項目が示されている。警察は、これらの具体的項目を推進して改革施策を実施することにより、4つの課題を達成し、警察改革を実現することを目指している。

#### ─ <警察改革要綱> -

課題1:警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化

施策 :情報公開の推進

施策を示す訓令、通達の公表

懲戒事案の発表基準の明確化

都道府県警察の情報公開に関する指導

施策 : 警察職員の職務執行に対する苦情の適正な処理

文書による苦情申出制度の創設

苦情処理システムの構築

施策 :警察における厳正な監察の実施

警察庁、管区警察局及び都道府県警察における監察体制の整備(警察庁・監察官の増配置、管区警察局・総務監察部の設置、都道府県警察・ 首席監察官の格上げ等)

警察庁及び管区警察局による都道府県警察に対する監察の強化

施策 : 公安委員会の管理機能の充実と活性化

警察の行う監察をチェックする機能の強化(具体的・個別的指示権、 監察担当委員、監察調査官等)

補佐体制の確立(国家公安委員補佐官室の新設等)

「管理」概念の明確化

#### 公安委員の任期の制限

課題2:「国民のための警察」の確立

施策 : 国民の要望・意見の把握と誠実な対応

警察安全相談(仮称)の充実(元警察職員の配置等体制の強化、相談業務に関する研修の実施、関係機関との連携の強化等)

告訴・告発への取組みの強化

職務執行における責任の明確化(窓口職員 - 名札の着用、制服警察官

- 識別章の着装、警察手帳の抜本的な形状変更等)

警察署協議会の設置

施策 : 国民の身近な不安を解消するための警察活動の推進

空き交番の解消、駐在所の再評価及びパトロールの強化 犯罪や事故のないまちづくりの推進

ストーカー行為、児童虐待等新たな問題への対応及び少年犯罪対策の 強化

民事介入暴力対策の強化

施策 :被害者対策の推進

犯罪被害給付制度の拡充 きめ細かな被害者支援の推進

施策 :実績評価の見直し

相談、被害者対策、保護等の業務に対する適切な評価

課題3:新たな時代の要請にこたえる警察の構築

施策 :暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決

銃器・薬物、密入国、マネー・ローンダリング対策の強化

執行力強化に向けた組織づくり

専門的技術能力の向上のための訓練の充実

国際的協力強化のための枠組みの構築

内外の関係機関相互の協調体制構築による共同行動の推進

施策 : サイバー犯罪等ハイテク犯罪対策の抜本的な強化

警察庁及び管区警察局におけるサイバーフォースの設置を始めとする 警察情報通信組織の改編

監視・緊急対処体制の整備強化

施策 : 広域犯罪への的確な対応

管区警察局広域調整部の新設(公安部の廃止)

広域捜査支援システムの整備

施策 :安全かつ快適な交通の確保

道路交通のIT化、バリアフリー化の推進 凶悪化する暴走族に対する対策の強化 手続の簡素化による国民の負担軽減

課題4:警察活動を支える人的基盤の強化

施策 :精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上

教育の充実(昇任時教育期間の延長、「民事不介入」についての誤った 認識の払拭等)

種採用者等の人事管理の見直し

職務執行の中核たる警部補の在り方の見直し

優秀かつ多様な人材の確保と活用

女性警察官の積極的採用

施策 :業務の合理化と地方警察官の計画的増員

徹底した合理化による人員の配置、運用の見直し

効率性の追求(ITによる業務処理方法の抜本的見直し、捜査書類作

成等の合理化による過重な負担の解消等)

国民のための警察活動を強化するための地方警察官の計画的増員

施策 :活力を生む組織運営

厳しい勤務に従事する警察職員の処遇改善

表彰・報奨制度の充実

能力・実績に応じた昇進・給与

## 3 「警察改革の推進」に関する政策評価の視点

警察改革は、その推進により国民の信頼を回復することが強く求められるものであり、国民からその推進状況について大きな関心が寄せられていることから、平成 14 年から平成 16 年までの 3 年間で、総合評価方式(注)による政策評価を実施することとした。

評価の視点としては、第1に、要綱に掲げられた改革施策は、警察の問題点を改善し、警察改革を実現するために推進すべき施策と判断されたものであることから、改革施策の推進状況を把握し、その実績を明らかにすることにある。

第2に、国民の信頼を回復するという警察改革の目的が、改革施策を実施することで達成されたかどうかを評価することとなる。すなわち、改革施策を実施したことによる効果を明らかにすることにある。

第3に、十分に実施されていない施策があればその原因を明らかにするとともに、改革施策と効果の因果関係を分析し、効果をもたらした要因や、効果が上がっていないものがあればその理由等を検討し、今後の警察行政の在り方についての方向性を示すことにある。

なお、今回の経過報告は、「はじめに」でも述べたように、「警察改革要綱」 に盛り込まれた全施策についての平成14年末までの取組実績とその過程で把握 した問題点を明らかにすることを主眼としている。

総合評価方式:政策の決定から一定の期間を経過した後を中心に、問題点の解決 に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に 資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策 効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る 問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価 する方式

# 第2章 経過報告概要

## 第1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化

評価の対象とする政策 の名称	政策の内容(政策所管課)	経過の分析及び今後の課題 ( 推進状況 今後の課題)
1 情報公開の推進	(1) 施策を示す訓令、通達の公表 (2) 都道府県警察の情報公開に関す る指導	15 <b>年2月現在、訓令</b> 67 <b>件、通達</b> 1,140 <b>件をホームページに掲載</b> 訓令及び施策を示す通達をホームページに掲載し、広く国民に対し積極的な情報提供 を行った。
		すべての都道府県警察を実施機関とする情報公開条例が制定・施行された。 国民の求めている情報を積極的にホームページに掲載することで、国民にとって情報 入手が容易になった。
	(総務課)	発出済みの通達を整理し、有効な期限を確認の上、公表の可否を判断する。 新たに発出された訓令及び施策を示す通達等のホームページ掲載までの時間短縮を図
	懲戒事案の発表基準の明確化	っ。 14 <b>年懲戒処分者数</b> 569 <b>人(うち公表</b> 330 <b>人)</b>
		「懲戒処分の発表の指針」を制定して懲戒事案の発表基準を明確化したことにより、
		これを踏まえた公表がなされている。
- #5 ch min co - min 76 in	(人事課)	「懲戒処分の発表の指針」の内容を徹底し、懲戒処分の適切な公表を推進する。
	` '	14年警察法に基づく苦情456件受理、警察法に基づかない苦情13,430件受理
■ 行に対9の古情の週 ■ 正な処理	(2) 苦情処理システムの構築	苦情の中には、不適切な職務執行に係るものも含まれており、これが組織的に把握された上で是正され、業務の改善に資する面があると認められる。
止な処理		れた上で定正され、業務の改善に負する国があると認められる。 苦情にも様々なものがあり、厳格に同制度を運用した結果、業務遂行上の支障が生じ
		ている例も認められる。今後、職務執行や業務運営の改善につながるような苦情に的確
		に対応できるよう、苦情の内容に応じた適切な調査方法、対応方法等を検討し、効率的
	(人事課)	な制度運営に努める。
3 警察における厳正		警察庁・管区警察局による都道府県警察に対する監察の実施状況
な監察の実施	県警察における監察体制の整備	12年4,5月 警察庁 11回 13年4,5月 警察庁 19回 14年4,5月 警察庁 16回
	(2) 警察庁及び管区警察局による都	<b>管区警察局</b> 73回 <b>管区警察局</b> 172回 <b>管区警察局</b> 222回
	道府県警察に対する監察の強化	42 <b>都道府県警察の首席監察官を地方警務官とした。</b>
		監察体制の整備により、非違事案の未然防止に配慮した監察実施計画を策定し、実態
		を把握の上、業務改善を図っている。
	, i <del>=-</del> +m ·	引き続き、都道府県警察における首席監察官の地方警務官への格上げ(5県未了)を
4 NOTE - A A METERS	(人事課)	***************************************
4 公安委員会の管理 機能の充実と活性化		
	機能の独立	報告の都度、具体的な指導・助言を受けている。

(人事課)	
(1) 補佐体制の確立	補佐体制の確立状況
(2) 「管理」概念の明確化	国: 12年 <b>1</b> 月末 5人 14年12月末 11人
(3) 公安委員の任期の制限	<b>都道府県:</b> 12 <b>年1月末</b> 117 <b>人</b> 14 <b>年</b> 12月末 235 <b>人</b>
	公安委員会の補佐体制を整備するとともに、「管理」概念の明確化も図っている。ま
	た、法改正の結果、極端に長期在任となる委員はいなくなった。
	補佐体制が整備されたこと等により、公安委員会の管理機能の強化と審議の活発化が
	図られている。
	「管理」概念の明確化が図られたことにより、警察庁や都道府県警察による報告の在
	り方が整理された。
	公安委員会の管理機能の充実と活性化のためには、審議の充実、第一線の活動状況の
(国家公安委員会会務官)	把握等を常に図っていく必要があり、引き続き、補佐体制を活用して、活動に当たる。

## 第2 「国民のための警察」の確立

並供の対象 レオス 数等	1	<b>収込の八七五が久後の無時</b>
評価の対象とする政策	政策の内容(政策所管課)	経過の分析及び今後の課題
の名称	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	( 推進状況 今後の課題 )
1 国民の要望・意見		相談受理件数:12年約74万件、13年約93万件、14年約106万件
の把握と誠実な対応		警察署における警察安全相談員数:12年6月末43人、14年12月末522人
		関係機関・団体との相談ネットワークの構築及び連携の強化により、相談案件の円滑
		な引継ぎ等が図られた結果、犯罪等による被害を未然に防止するなど適切な事案解決に
		至った事例が見られた。
		引き続き非常勤の警察安全相談員の採用・配置等による体制の強化に努める。
		全職員に対する相談対応能力向上のための指導・教育を推進するとともに、相談マニ
	(生活安全企画課)	
	告訴・告発への取組みの強化	告訴・告発の受理・処理状況
		12 <b>年受理件数</b> 3,449 <b>件</b> 13 <b>年受理件数</b> 3,319 <b>件</b> 14 <b>年受理件数</b> 3,035 <b>件</b>
		12中文理件数 3,449   13中文理件数 3,519   14中文理件数 3,033   167   処理件数 3,339   167   14中文理件数 3,339   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   167   1
		<b>地域円数</b> 2,713 <b>円 地域円数</b> 3,107 <b>円 地域円数</b> 3,339 <b>円</b>
		を積極的に推進した結果、処理件数が大幅に増加した。
		受理件数は高い水準で推移し、事件の内容の複雑化により処理期間が増大し、捜査体
		制等も未だ必ずしも十分でないため、多数の未処理件数を抱えていることから、引き続
		き捜査体制及び指導体制の強化等を図り、告訴・告発事件の取扱いの適正化と迅速的確
		な捜査を一層強力に推進していく。
	職務執行における責任の明確化	
	(1) 窓口職員等の名札の着用	警察手帳の形状変更により、職責の自覚が促されている。(識別章の着装については、
	(2) 警察官等の識別章の着装	31都道府県警察から「以前にも増して職務執行に対する責任感と緊張感を持つようにな
	(3) 警察手帳の形状変更の実施状況	った」、警察手帳の形状変更については、15都道府県警察から「警察官一人一人が自己
		の責任を持って勤務するという自覚が高まり、以前よりも市民応接の際の意識が向上し
		た」等の意見が寄せられた。)
		窓口職員等の名札着用、警察官等の識別章の着装及び警察手帳の形状変更は既に実施
	(人事課)	されており、今後は継続してその効果や問題点を検証する必要がある。
	警察署協議会の設置	全国1,265の協議会で11,014名の委員を委嘱(14年6月1日現在)。14年中、平均開催回
		数4.0回、平均開催時間110.7分、平均出席率88.8%
		警察署協議会の設置により、従来の個別の苦情処理、相談の対応等に比べて、地域住
		民全体の要望・意見を把握することができるようになった。
		協議会における警察側の管内状況、業務運営等の説明により、警察署の業務運営につ
I	I	

		いて住民の理解と協力を得ることができ、地域住民の防犯意識が向上し、また、防犯や交通安全に関し自治体等の関係機関の協力を得ることにつながっている。
		地域の安全に関する事項について、警察署協議会において、地域住民の自主的な活動
		を促したり、警察以外の機関に対して地域住民の要望を伝え協力を求めていく。
	/ b\\ ≥5 ÷H \	地域住民を代表する者によって構成される警察署協議会において、警察の新たな施策
2 団星の自浜か不安	( 5 )	等に関する効果、問題点、要望・意見などを聴取する。 一 <b>交番当たりの警察官の平均配置人員:</b> 12 <b>年</b> 6.6、13 <b>年</b> 6.6、14 <b>年</b> 6.6
2 国民の身近な不安 を解消するための警		一文番目にりの音祭目の平均配量入員:12年6.6、13年6.6、14年6.6 空き交番になる可能性の高い交番の割合:12年38.4%、13年37.7%、14年39.2%
察活動の強化	画及のハドロールの強化	交番相談員の配置個所:12年1,824、13年2,090、14年2,178
余冶動の強化		文番 <b>作談員の配置個所 :</b> 12年1,024、13年2,090、14年2,170 交番相談員の配置個所数は毎年増加しており、警察官がパトロール等の所外活動をし
		ている場合でも、訪れた住民に対応することができる交番が増加している。
		全国の地域警察部門が、街頭活動を通じた犯罪の検挙に重点を置いた施策を講じた結
		ま国の地域音祭部门が、街頭店動を通じた犯罪の検挙に重点を置いた施泉を調じた結果、地域警察官による刑法犯検挙人員及び地域警察官の職務質問による刑法犯検挙件数。
		未、地域言宗古による別次記快手八負及び地域言宗古の職物負向による別次記快手件数 が増加した。
		ー交番当たりの警察官の平均配置人員に変化がなく、また、空き交番になる可能性の
		高い交番数が増加しており、空き交番を解消させるという国民の要望には十分こたえら
		れておらず、パトロールを強化しつつ、いかにして空き交番を解消させていくかが今後
	(地域課)	
	犯罪のないまちづくりの推進	平成13年度事業としてスーパー防犯灯を設置した10地区のうち8地区で、設置区域内
		での刑法犯認知件数が減少するとともに、検挙に結びついた事例が見られた。
		都市再生本部において、犯罪に対して抵抗力のあるまちづくりに関する調査研究の実
		施が決定され、都市再生本部、国土交通省、文部科学省、地方公共団体と協働して調査
		研究を実施するなど、各関係機関と連携した安全・安心まちづくりに対する地域全体で
		の活動の盛り上がりが見られた。
		スーパー防犯灯の設置と正しい使い方についての広報・啓発活動を更に充実させる。
		防犯モデルマンション及び防犯モデル駐車場制度の普及を図る。
		国土交通省、地方公共団体等と協働した安全・安心まちづくりに係る施策の普及・促
		進を図る。
	(生活安全企画課)	活動的なNPO法人の発掘とその自主性を尊重した協力関係を構築する。
	事故のないまちづくりの推進	交通事故発生状況
		<b>発生件数:</b> 13 <b>年</b> 947,169 <b>件</b> 14 <b>年</b> 936,721 <b>件</b>
		<b>死者数 :</b> 13 <b>年</b> 8,747 <b>人</b> 14 <b>年</b> 8,326 <b>人</b>
		特定交通安全施設等整備事業を推進。
		バリアフリー化、環境対策等の諸情勢の変化に即応しつつ、交通の安全と円滑の確保
1		が必要な箇所について優先的かつ計画的に特定交通安全施設等を整備し、交通人身事故

_	_	
		の抑止、交通の円滑化等を図る。
		ストーカー規制法に関する法律の運用状況
	の対応	13 <b>年 警告</b> 871 <b>件、検挙</b> 142 <b>件</b> 14 <b>年 警告</b> 965 <b>件、検挙</b> 178 <b>件</b>
		ストーカー規制法施行以前では取締りが困難であったストーカー事案について、同法
		に基づく警告、禁止命令等の措置を行うことが可能になったことから、重大な結果にな
		る前段階での未然防止が図られるようになり、同法の適切な運用を通じて被害の未然防
		止に努めている。
		被害者対策には万全を期しているところであるが、相談に対し事態が深刻になる前に
	(	早期の対応を促すなど、引き続き的確な対策を講じる必要がある。
		5 児童虐待事件の検挙件数: 12年186件、13年189件、14年172件
	及び少年犯罪対策の強化	刑法犯少年の検挙人員:12年132,336人、13年138,654人、14年141,775人
		平成14年9月に「少年警察活動規則」を制定し、同規則の趣旨に沿い、非行少年や被
		害少年の立直りを主眼とした少年警察活動が促進されつつある。
		関係機関・団体や民間ボランティア等との実質的な連携を一層強化していく必要があ
		る。 
		少年犯罪対策の強化を推進するため、事件捜査体制の整備、少年事件の長期未処理事
		件の解消、捜査書類の保管管理等の徹底を図り、少年事件の迅速的確な捜査を今後とも
		推進していく必要がある。
		街頭犯罪の検挙人員の約7割を占める少年犯罪を抑止するため、非行集団に対する取
	( I) /T ***	締りの強化に加え、少年の集団への加入阻止、構成員の離脱支援等を通じた非行集団の
	(少年課)	
	民事介入暴力対策の強化	14 <b>年暴力団関係相談受理:</b> 39,659 <b>件、 処理状況:検挙</b> 1,368 <b>件、行政命令</b> 1,731 <b>件 等</b>
		都道府県警察、弁護士会及び暴力追放運動推進センター三者間の情報交換の場として 「民暴研究会」を設置し、同研究会は、民事介入暴力に係る被害回復に関する検討、法
		令・判例研究等の場としても活用されている。
		マ・利例研え等の場合しても活用されている。 都道府県暴力追放運動推進センターの活動をより多くの国民に知ってもらえるよう広
		報告を通じて働きかける。 お手を通じて働きかける。
		我もと思うと聞きがける。   今後更に民暴研究会を効率的・効果的な情報交換等の場とするため、その活用の充実
	(暴力団対策第一課)	
3 被害者対策の		1
		申請に係る被害者数: 12年 290人 13年 307人 14年 393人
		支給被害者数 : 12年 171人 13年 344人 14年 385人
		犯罪被害給付制度の拡充(給付対象や給付額の拡充等)に伴い、被害者の経済的被害
		等の軽減に効果を発揮している。
	ı	3 - 12 / 12 / 12 / 13 / 13 / 13 / 13 / 13 /

1	1	増加する申請に適正に対応できるよう、犯罪被害者給付事務担当者の処理能力向上を┃
		図る。
		被害者等と接する第一線警察職員への犯罪被害給付制度に関する教育を徹底するとと
	(給与厚生課)	もに、国民に対して同制度の周知徹底を図る。
	きめ細かな被害者支援の推進	基本的には、都道府県警察の実情等に応じて、効果的な被害者支援施策、支援活動が
		行われている。
		被害者と接する第一線の警察職員への教育を徹底し、適切な被害者支援を図る。
	(給与厚生課)	関係機関・団体等との連携強化、役割分担の明確化を図る
4 実績評価の見直し	(1) 相談及び保護等の業務に対する	相談・保護業務に関する賞揚措置を推進している。
	適切な評価	被害者相談業務に関し表彰した事案を部内の執務資料に掲載するなどし、適切な被害
	(2) 被害者対策業務に対する適切な	者支援の第一線への定着が図られている。
	評価	各警察職員の被害者支援状況を把握するための報告系統を確立するとともに、被害者
	(給与厚生課、生活安全企画課、地	対策等に関する表彰基準を明確に定める。
	域課)	

### 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

評価の対象とする政策		経過の分析及び今後の課題
の名称	政策の内容(政策所管課)	( 推進状況 今後の課題)
1 暴力団犯罪その他	銃器対策の強化	暴力団からのけん銃押収丁数:12年564件、13年591件、14年 327件
の組織犯罪との対決	377 HE 73 713 4 5 3 2 1 2	けん銃密輸入事件の摘発件数:12年6件(114丁) 13年2件(0丁) 14年5件(10丁)
		平成14年に摘発した5件中、3件は税関からの通報が端緒、うち1件は税関との共同
		捜査によるクリーン・コントロールド・デリバリー、その他外国捜査機関との協力によ
		る摘発もあり、関係機関との緊密な連携が図られている。
		暴力団の武器庫事犯等組織的なけん銃隠匿事犯の摘発を強化する。
		税関、海上保安庁、外国捜査機関等と連携し、けん銃密輸入・密売事犯の摘発を強化
		する。また、インターネットを利用した銃器取引の取締りを推進する(件数が急増)。
	(銃器対策課)	
	薬物対策の強化	<b>覚せい剤密輸入事犯の検挙件数:</b> 12年45 <b>件</b> 、13年46 <b>件</b> 、14年16 <b>件</b>
	X 10X1X 00 12 10	覚せい剤大量(1kg以上押収)密輸入等事犯の検挙件数:12年24件、13年17件、14年9件
		近年、大量の覚せい剤が押収されており、薬物の海外からの不正流入を一定程度阻止
		していると認められる。
		関係機関との連携の強化、麻薬特例法の運用の定着がみられ、人的・資金的な面から
		犯罪組織に一定程度打撃を与えた。また、多数の末端乱用者の検挙と広報啓発活動の展
		開により、薬物密売等を支える需要を一定程度抑制している。
		国内外の関係機関との連携を更に緊密にするとともに、密輸・密売方法の巧妙化に対
		処するため、視察内偵活動を一層強化する。
	(薬物対策課)	
	密入国対策の強化	入管法違反検挙状況
		12 <b>年検挙件数</b> 6,186 <b>件</b> 13 <b>年検挙件数</b> 7,244件 14 <b>年検挙件数</b> 8,255 <b>件</b>
		<b>検挙人員</b> 5,298 <b>人 検挙人員</b> 6,177 <b>人 検挙人員</b> 7,045 <b>人</b>
		地方入国管理局との合同による不法滞在者の摘発を推進している。
		国内外関係機関との情報交換及び捜査共助をより強力に実施するとともに、広報等を
		通じて民間協力の確保に努める。
		警察の各部門間の情報の共有に努め、部門間の合同捜査を実施するほか、入管法以外
	(外事課)	の各種法令を積極的に適用し、密入国者の検挙及び受入れ組織の壊滅を図る。
		マネーロンダリング犯罪検挙状況:12年3件、13年12件、14年28件
	化	マネーロンダリング犯罪に対する組織的犯罪処罰法の適用件数が増加し、徐々に暴力
		団等の資金源封圧の方法として定着しつつある。
		国内外の関係各機関との連携及び情報交換を強化し、資金の流れを徹底解明すること

_	_	
	(暴力団対策第二課)	で、暴力団を始めとする組織犯罪の資金はく奪を推進する。
	執行力強化に向けた組織づくり	各都道府県において組織犯罪対策への取組みが強化される中、警察法施行令改正(平
		成15年2月公布、施行 )により都道府県のより自主的な内部組織の編成が可能となった。
		(15年4月、警視庁が組織犯罪対策部を設置)
	(総務課)	各都道府県の治安情勢に対応したより的確な組織整備が求められる。
	専門的技術能力の向上のための	専門的知識や技能を必要とする分野の捜査に従事する捜査員に対し、警察大学校や警
	訓練の充実	察学校等で、その捜査要領や技能について教育訓練を行っている。
		新たな形態の犯罪の出現や、特定の分野に関する犯罪の複雑化・高度化に対し、迅速
	(刑事企画課)	・的確な捜査を行うために、最新かつ高度な内容の教育を定期的に実施する。
	国際的協力強化のための枠組み	国連国際組織犯罪条約を補足する3議定書(人身取引、密入国、銃器)署名(平成14
	の構築	年12月 》。
		G8司法・内務閣僚級会合「国際犯罪に関するG8勧告」の採択(14年5月)。
		日韓犯罪人引渡条約締結(14年4月) より広範囲の犯罪被疑者の引渡しが可能。
		3 議定書に係る国際協力の法的枠組みの整備を図る。
		国際的協力強化のための枠組みの構築に当たっては、深刻化する来日外国人犯罪及び
	(国際第二課)	国際組織犯罪の現状等にかんがみ、一層実務に即したものとしていく。
	内外の関係機関相互の協調体制	警察庁及び都道府県警察における内外関係機関との情報交換及び捜査協力が組織犯罪
	構築による共同行動の推進	の検挙(韓国人密航請負組織の摘発等)に結びついている。
		入国管理局等の内外関係機関との情報交換及び捜査協力を更に充実させるとともに、
	(国際第一課)	入手した情報を有効に活用するための必要な体制を整備する。
2 サイバー犯罪等ハ	(1) 警察庁及び管区警察局における	警察庁及び管区警察局による技術支援状況:12年127件、13年238件、14年221件
イテク犯罪対策の抜	サイバーフォースの設置を始めと	サイバーフォース、サイバーテロ対策推進室等の体制や装備資機材を整備し、都道府
本的強化	する警察情報通信組織の改編	県警察の捜査を技術支援。
	(2) 監視・緊急対処体制の整備強化	インターネット治安情勢について積極的な情報提供を行った結果、様々なメディアに
		取り上げられるなど、国民に対する効果的な情報発信を行った。
		定期的に重要インフラ事業者等を訪問して、サイバーテロ事案発生時の連絡体制の構
		築を要請するなど、サイバーテロの未然防止や事案発生時の緊急対処能力を強化。
		情報収集・分析能力の強化、サイバーフォースの緊急対処能力の強化及び都道府県警
	(警備企画課、情報通信企画課、技	察職員の能力向上等を図る。
	術対策課)	重要インフラ事業者等との更なる連絡・連携体制の構築を図る。
3 広域犯罪への的確	(1) 管区警察局広域調整部の新設	管区警察局に広域調整部を設置し(平成13年) 複数の都道府県にわたる事件の調整
な対応	(公安部の廃止)	を行うことにより、捜査が効率的に推進され、早期解決につながっている。
	(2) 広域捜査支援システムの整備	広域犯罪を想定した訓練を実施し、その捜査要領や技能の向上を図っている。
	(刑事企画課)	捜査を効率的に実施するため、広域捜査支援システムの整備を推進する。
4 安全かつ快適な交	道路交通のIT化、バリアフリ	道路交通のIT化、バリアフリー化に資する特定交通安全施設等整備事業を推進。
-	•	•

通の確保	ー化の推進	バリアフリー化、環境対策等の諸情勢の変化に即応しつつ、交通の安全と円滑の確保
		が必要な箇所について優先的かつ計画的に特定交通安全施設等を整備し、交通人身事故
	(交通規制課)	の抑止、交通の円滑化等を図る。
	凶悪化する暴走族に対する対策	暴走族の構成員数:12年27,764人、13年26,360人、14年24,669人
	の強化	暴走族に関する110番通報件数:12年148,570件、13年146,042件、14年129,808件
		13年の道路交通法改正により、共同危険行為の罰則を引き上げた。
		強制捜査(逮捕)を始めとする取締りの強化を図っており、離脱促進・加入防止対策
		等の推進ともあいまって、暴走族の構成員数や110番件数が減少している。
		体制及び資機材を増強して取締りを一層推進するとともに、関係機関・団体と連携し
		て、離脱促進・加入防止対策、車両の不正改造防止対策等を推進する。
		暴走族を許さない社会環境づくりのため、地方公共団体における「暴走族追放条例」
	(交通指導課)	の制定等を通じ、暴走族追放気運の高揚等に努める。
	手続の簡素化による国民の負担	運転免許の更新申請時に写真添付を省略できるようにしたところ、平成13年から平成
	軽減	14年にかけて省略した者の更新申請者数に占める割合が約20%増加した。
		優良運転者について、本人の所在地に限らず同一都道府県内のすべての更新窓口で申
		請を受け付けるよう努めることとしたところ、平成13年から平成14年にかけて全国の窓
	(運転免許課)	口に占めるかかる窓口の割合が20%以上増加した。

第4 警察活動を支える人的基盤の強化

評価の対象とする政策	政策の内容(政策所管課)	経過の分析及び今後の課題
の名称	*/L *** *** r**	( 推進状況 今後の課題)
1 精強な執行力の確	教育の充実	昇任時教育期間の延長
保と一人一人の資質		巡査部長任用科:4週間 6週間
の向上		警部補任用科 :5週間 8週間
		警部任用科 :2ヶ月 3ヶ月又は6ヶ月
		教育期間の延長により、実務能力及び管理・指導能力を養成するための教育が充実さ
		れ、また、職務倫理の実践及び指導に必要な教育が推進されている。
		「民事不介入」についての誤った認識を払拭するために教授内容を拡充し、関係法令
		■ のほか、ストーカー、配偶者からの暴力、児童虐待等の事例を取り入れた教育を実施す■
		ることにより、この種事案の対処要領及び解決に必要な知識の付与が図られている。
		府県警察学校等教官選抜要綱及び同推薦基準等を定め、教官としてふさわしい優れた
		人材を登用する制度が確立され、教育の質的向上が図られている。
		従来の体力検定制度の抜本的な見直しを行い、新たな警察体力検定として「JAPP
		A T 」を導入した(平成14年10月)。
		教授内容につき入校学生の理解及び修得をより確実にするため、学校教養改善検討委
		<b>最会の活動を更に充実させ、教育技法、教材等の調査・研究を実施し、警察学校におけ</b>
	(人事課)	
	種採用者等の人事管理の見直	- 1111 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		警視への昇任を延伸することにより、県警察の課長に就任する以前に警察庁の行政官、
	O	第一線警察署課長代理、海外留学等の多様な経験を積ませている。
		は
	(人事課)	
	(八争昧)    職務執行の中核たる警部補の在	= 111 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -
	り方の見直し	しい人材の昇任が図られている。
		警部補個々の責任を明確化することにより、係内の迅速かつ的確な意思決定が図られ
		るようにしている。
		警部補としての適性を有する者を昇任させるための試験制度の在り方について引き続
		き検討する。
		上位の警部補に対して指揮命令や職務調整の権限を付与した場合に、これらの権限を
		┃ 付与されなかった下位の警部補の意識低下や責任回避が懸念されることから、これらを┃

_	_	
	(	防止するための教育や指導を継続する。
		15年4月1日現在、中途採用者165名、特別採用者499名
	用	一定の競争倍率を維持しながら人物重視の採用を行うことにより、真に警察官たるに
		ふさわしい者の採用に努めている。
		中途採用、特別採用を積極的に活用し、優秀かつ多様な人材の確保を図っている。
		大量退職時代を迎えるに当たり、警察力を確保するために警察官を大量に採用する必
		要があるが、警察官たるにふさわしい優秀な人材を確保するために、人物重視の採用に
	(人事課)	
	女性警察官の積極的な活用	<b>女性警察官数:</b> 12 <b>年4月1日現在</b> 8,520 <b>名(全警察官の約</b> 3.7 <b>%)</b> 13 <b>年4月1日現在</b> 8,80
		7 <b>名(同約</b> 3.8 <b>%)</b> 14 <b>年4月1日現在</b> 9,390 <b>名(同約</b> 4.0 <b>%)</b> 15 <b>年4月1日現在</b> 10,177 <b>名</b>
		(同約4.2%)
		女性警察官の能力や特性を活かし、ストーカー事案、配偶者間暴力、児童虐待、性犯
		罪、被害者対策等に的確に対処している。
		男女共同参画社会の基本理念等を踏まえ、女性警察官の積極的な活用について、今後
		更に検討を進めていく。
		当直勤務等で必要となる更衣室や休憩室等を整備したり、家事、育児等に従事しなが
		らも仕事に専念できるよう、ベビーシッター制度等の育児・介護を支援するための制度
	(人事課)	を導入するなど、職場環境の改善に努める。
	( )	13年度:12県で2,580人の増員、14年度:45都道府県で4,500人の増員、15年度:31都道府
方警察官の計画的増	_,,	県で4,000人の増員
員	(2) 効率性の追求	合理化・再配置及び増員により少年事件特別捜査隊や街頭犯罪対策室の新設などが図
	(3) 国民のための警察活動を強化す	•
	るための地方警察官の計画的増員	組織・業務の合理化は、そのときどきの情勢に応じて不断に行うべきものであり、ま
		た、厳しい財政状況の下、地方警察官の増員に対する国民の理解を得るため、引き続き
		徹底的な合理化を進めていく。
		日本の治安を速やかに回復し、国民が求めている安全と安心を確保するため、徹底的
		な合理化を行ってもなお不足する要員について緊急に増員を図る必要があることから、
2 71 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	(人事課)	
3 活力を生む組織運	厳しい勤務に従事する警察職員	
営	の処遇改善	組むことで強力かつ的確な職務執行を可能としている。
	. /A L = // Am >	公務員制度改革の検討状況を見据えて、職員個々の能力、業績に応じた処遇改善が行
	(給与厚生課)	えるように制度、運用の両面から検討していく。
	表彰・報奨制度の充実	表彰制度の新設や改正により、警察職員の表彰の機会が拡大された。
	(人事課)	***************************************
	能力・実績に応じた昇進・給与	全都道府県において勤務評定結果を昇任試験の合否に反映させており、努力した者、

(人事課、給与厚生課	実績を上げた者が昇進しやすい制度となっている。 昇任試験における勤務評定の配点率を高くしたことにより、より能力・実績に基づく 昇進が行えることとなった。 公務員制度改革の検討状況を見据えて、職員個々の能力、業績に応じた処遇改善が行 えるように制度、運用の両面から検討していく。
------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

# 第3章 経過報告

## 行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称 第1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化 1 情報公開の推進 - a 、 b

#### 1 政策の内容

(1)施策を示す訓令、通達の公表

警察行政の透明性を確保し、国民に対する説明責任を果たすため、警察庁、の訓令及び警察庁の内部管理に関するもの、専ら技術的・補足的事項を定めるものその他国民生活に影響を及ぼさないものを除いた通達について、原則として、ホームページ(WEBページをいう。以下同じ)に掲載するとともに、警察庁文書閲覧窓口に備え付けて公表する。

(2)都道府県警察の情報公開に関する指導

警察行政の透明性を確保し、国民に対する説明責任を果たすため、情報公開を推進し、各都道府県警察に対し警察が情報公開条例の実施機関となる方向で検討を進めるよう指導する。また、警察庁と同様に情報公開審査基準を策定するよう指導する。

#### 2 実施状況

(1)ホームページで公表している訓令及び施策を示す通達の件数

警察庁訓令・通達公表基準(**別添1**)を策定し、平成12年11月から順次ホームページに掲載を行い、平成15年2月までに以下のとおり公表された。

	H14.6現在	H15.2現在
訓令	66件(10)	67件(10)
通達(甲)(長官通達)	4件(0)	4件( 0)
通達(乙)(次長通達)	227件(17)	234件(23)
通達(丙)(局長通達)	382件(52)	419件(63)
通達(丁)(課長通達)	458件(94)	483件(102)
合計	1,137件(173)	1,207件(198)

( )内の数字は内数で概要での掲載数

(別添2参照)

(2) 都道府県警察を実施機関とする情報公開条例の改正・施行状況

平成12年9月14日、情報公開条例の実施機関となるよう都道府県警察に指示し、すべての都道府県において、平成13年10月までに警察を実施機関とする条例改正が行われ、平成14年10月までに施行されている。(別添3、4参照)

(3)都道府県警察における情報公開審査基準策定状況

平成13年3月、「国家公安委員会・警察庁における情報公開法審査基準」を策定し、都道府県警察に同様の基準を策定するように指示を行い、平成14年10月までにすべての都道府県警察において策定されている。

#### (4)警察庁ホームページ掲載情報の充実状況

平成13年11月には、「国家公安委員会及び警察庁における行政情報の電子的提供の推進に関する実施方針」を定め、行政情報の電子的提供に関する措置を総合的かつ計画的に実施することとし、積極的な情報提供を推進している。また、平成15年2月には、行政情報の電子的提供の一層の推進が求められていることにより、上記方針を改定し、国会に提出した法律案の概要及び全文等を提供することとした。(別添5参照)

#### 3 経過の分析

#### (1)推進状況

訓令及び施策を示す通達をホームページに掲載し、広く国民に対し積極的な情報提供を行うことで、警察庁の施策の透明性が高められた。これらの訓令及び施策を示す通達については、情報公開法に基づく開示請求を行うまでもなく、すぐに入手でき、また、どこからでも入手することが可能となり、国民の利便性が大幅に向上した。(公表している通達に対する開示請求や問い合わせがあった場合は、ホームページに掲載されている旨教示し、情報入手までの時間を大幅に短縮している。)

すべての都道府県警察を実施機関とする情報公開条例が制定され、警察行政 の透明性の確保が図られることとなった。

国民の求めている情報が積極的にホームページに掲載されることで、国民に とって情報入手が容易になった。

#### (2)問題点

新たに発出した訓令及び施策を示す通達について、ホームページへの迅速な 掲載が行われるようになってきているが、一部まだ掲載に時間を要することが ある。

#### 4 今後の課題

発出済みの通達を整理し、有効な期限を確認の上、公表の可否を判断する。 新たに発出された訓令及び施策を示す通達等のホームページ掲載までの時間短縮を図る。

報道発表からホームページ掲載までの時間短縮を図る。

#### 5 所管課

総務課

#### 警察庁訓令・通達公表基準

#### 1 目的

警察行政の透明性を確保し、国民に対する説明責任を果たすため、警察庁の訓令等について、原則として公表することにより、国民の理解と協力の下に警察行政を円滑に運営することを目的とする。

#### 2 用語の定義

次に定めるほか、「霞が関 WAN 用 LAN システム運用要領の一部改正について」(平成12年2月22日付け警察庁丙情管発第11号)に定めるところによる。

#### (1)通達

所管の機関又は職員の職務運営に関する命令事項及び法令の解釈、運用等に関する示達事項等を内容とする文書。したがって、単なる連絡、通知、依頼、照会、回答等は通達には該当しない。

「通達」に該当しない例

- ・法令成立の通知(解釈・運用等に関する事項を含まないもの)
- ・会議等の開催通知

#### (2)警察庁の施策を示す通達

警察庁の発出する通達のうち、警察庁の内部管理に関するもの、専ら技術的・補足的事項を定めるものその他国民生活に影響を及ぼさないものを除いたもの。

「警察庁の施策を示す通達」に該当しない通達の例としては、以下のようなものが挙げられる。

警察庁の内部管理(人事、会計、給与、福利厚生、施設、教養等) に関する通達

(例)警察庁職員の勤務時間等に関するもの 警察庁職員の給与支給の手続に関するもの 警察庁における予算執行の手続に関するもの

なお、内部管理事務について、全国的な基準を設定したり、その改善・充実を図るため都道府県警察に対して発せられる指示等は、「警察庁の施策を示す通達」に該当する。

専ら技術的・補足的事項を定める通達

(例)電算システムに関する技術的事項を定めるもの(コード表の

## 制定、入力帳票の記入要領等) 犯罪手口や統計の分類方法を定めるもの その他国民生活に影響を及ぼさない通達 (例)業務に関する報告様式等報告要領を定めたもの

#### 3 公表範囲

- (1)警察庁訓令及び警察庁の施策を示す通達(以下「訓令等」という。)の うち、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律 第42号)第5条各号に掲げる不開示情報(以下「不開示情報」という。) を含まないものについては、全文を公表する。
- (2)訓令等のうち、不開示情報を含むものについては、その名称及び概要を 公表する。ただし、訓令等の名称に不開示情報が含まれる場合及び不開示 情報を明らかにすることなく訓令等の概要を作成することができない場合 は、名称、概要とも公表しないこととする。
- (3)警察庁の施策を示す通達に当たらない通達についても、国民の関心の高い事項を内容とするもの等については、本基準の目的に照らし、可能な限り幅広く公表するよう努める。

#### 4 公表時期・公表期間

- (1)本基準の施行後に発出する訓令等については、発出後速やかに公表する こととする。ただし、発出後速やかに公表することが適当でない事情がある場合は、当該事情がなくなった後速やかに公表することとする。
- (2)本基準の施行前に発出され、かつ、効力を有する訓令等については、本 基準の施行後順次公表する。
- (3)公表期間については、当該訓令等が効力を有する期間とし、公表した訓令等を廃止したときは、速やかに必要な措置を執ることとする。

#### 5 公表方法

(1)訓令等の主管課は、霞が関WAN用LANシステムの庁外WWWサーバ (以下「警察庁ホームページ」という。)に公表しようとする訓令等に係る WEBページを掲載するとともに、当該訓令等を警察庁文書閲覧窓口に備 え付けて一般の閲覧に供することにより、訓令等を公表する。

- (2)訓令等に係る WEB ページの警察庁ホームページへの掲載及び訓令等の 警察庁文書閲覧窓口への備付けの手続については、別に定めるところによ る。
- (3)行政情報所在案内(クリアリング)システムへの掲載

公表する訓令等については、別に定めるところにより、訓令等ごとにクリアリングデータを行政情報所在案内(クリアリング)システム(以下「クリアリングシステム」という。)に掲載することとする。ただし、本基準の施行前に発出された訓令等については、一括してクリアリングデータをクリアリングシステムに掲載し、訓令等ごとのクリアリングデータの掲載は要しないこととする。

ホームページ掲載の訓令 通達 (2月25日現在)

		訓令	活達							参考:12年3月31日現在の有効通達数				
				甲	Z	,	戸			Ţ	甲	Z	丙	丁
長		51 ( 5 )	237 ( 38 )	3 ( )	85 (	5)	91	(16)	58 (	( 17 )	2	98	202	246
	総務	19 ( )	101 ( 26 )	2 ( )	28 (	(1)	39	(11)	32 (	( 14 )	1	37	65	72
官	人事	14 ( )	60 ( 3 )	1 ( )	36 (	(3)	18	( )	5 (		1	37	60	37
l	教養	8 ( 5 )	43 ( 8 )		6 (	(1)	28	(5)	9 (	( 2 )		6	38	27
官	会計	6 ( )	5 ( )		5 (		(	( )	) (			7	10	58
۱ ـ	装備	2 ( )	8 ( )		8 (		(	( )	) (			9	17	13
房	給厚	2 ( )	20 ( 1 )	( )	2 (		6	( )	12 (	(1)		2	12	39
国		1 ( )	10 ( 2 )	( )	4 (		2	(1)	4 (	<u>( 1 )</u>	0	5	7	12
際部	玉一	1 ( )	9 ( 2 )		3 (		2 (	(1)	4 (	( 1)		4	4	8
	国二	( )	1 ( )	( )	1 (			( )	) (			1	3	4
生		1 ( )	375 ( 34 )		94 (	3)	133	(15)	148 (	( 16 )	0	98	225	439
活	生企	( )	134 ( 14 )	( )	17 (		49	(6)	68 (	( 8 )		16	40	76
	地域	1 ( )	58 ( 1 )		15 (	(1)	19	( )	24 (			19	61	86
安	少年	( )	87 ( 2 )	( )	7 (		41	(1)	39 (	( 1)		6	44	57
全	生環	( )	36 ( )	( )	33 (		3	( )	) (			34	19	73
	銃対	( )	35 ( 6 )		20 (	2)	9	(2)	6 (	( 2 )		21	40	110
局	薬対	( )	25 ( 11 )	( )	2 (		12	(6)	11 (	(5)		2	21	37
刑		6 (5)	147 ( 46 )	( )	13 (	(6)	55	(10)	79 (	( 30 )	0	48	138	302
l	刑企	1 ( )	70 ( 22 )		9 (	5)	24	(1)	37 (	( 16 )		45	81	108
事	捜一	1 ( 1 )	55 ( 15 )		2 (		18	(5)	35 (	( 10 )		1	23	56
1_	捜二	( )	7 ( 3)		(		5	(1)	2 (	( 2 )		0	4	58
局	鑑識	4 ( 4 )	15 ( 6 )	( )	2 (	(1)	8	(3)	5 (	( 2 )		2	30	80
暴力		( )	95 ( 39 )	1 ( )	5 (	_ 1 )	38	(16)	51 (	( 22 )	1	6	26	64
団対	暴一	( )	57 ( 10 )	1 ( )	3 (		22	(3)	31 (	7	1	4	16	40
策部	暴二	( )	38 ( 29 )		2 (	1)	16	(13)	20 (	( 15 )		2	10	24
交		( )	234 ( 14 )		8 (		89	(2)	137 (	( 12 )	0	34	145	259
,_	交企	( )	59 ( )	( )	3 (		27	( )	29 (			0	22	31
通	交指	( )	18 ( 10 )	( )	2 (		4	(2)	12 (	( 8 )		20	40	37
1_	交規	( )	77 ( )		2 (		25	( )	50 (			12	43	125
局	運免	( )	80 ( 4 )	( )	1 (		33	( )	46 (	( 4 )		2	40	66
警		( )	35 ( 15 )		19 (	8	10	(3)	6 (	( 4 )	0	33	69	90
	備企	( )	9 ( 3 )		2 (	2	5	(1)	2 (			1	8	6
備	公一	( )	1 ( )		(		1 (	()	) (			0	1	11
1	公二	( )	6 ( 6 )		6 (	6		(	) (			6	21	12
	警備	( )	14 ( 1 )		11 (		3 (	(1)	) (			25	32	54
局	外事	( )	5 ( 5 )	( )	(		1	(1)	4 (	4		1	7	7
情	1 - 4	8 ( )	7 ( )	()	6 (	)	1 (	$(\underline{\hspace{1cm}})$	) (		0	25	45	158
報	情企	5 ( )	3 ( )		2 (		1	( )	) (			10	28	71
通	情管	2 ( )	4 ( )		4 (		'	( )	) (			12	11	54
信	施設	1 ( )	( )	( )	(		(	( )	) (			3	5	28
局	技対	( )	( )	( )	(			( )	(		لـــــــــــــــــــــــــــــــــــــ	0	1	5
	計	67 (10)	1,140 ( 188 )	4 (	234 (	(23)	419	(63)	483 (	(102)	3	347	857	1,570

()内は概要での掲載数を内数で表示。

通達 (甲 ) 長官通達 通達 (乙 ) 次長通達 通達 (丙 ) 局長通達 通達 (丁 ) 課長通達

情報公開条例の改正 ・施行状況

別添3

管区	都道	府県	改正	施行	管区	都道	<u>」ハル</u> 府県	改正	施行
:	北海道		H13.3	H13.10		滋	賀	H12.10	H14.4
	青	森	H13.3	H14.2		京	都	H13.3	H13.9
	岩	手	H13.3	H13.10	\C 414	大	阪	H12.10	H13.11
まル	宮	城	H12.12	H13.4	近畿	兵	庫	H12.3	H14.1
東北	秋	田	H13.10	H14.4		奈	良	H13.3	H14.4
	日	形	H12.7	H13.10		和 歌 山		H13.3	H13.10
	福	島	H12.3	H14.1		鳥	取	H12.3	H14.4
	東京		H12.7	H13.10		島	根	H12.12	H13.10
	茨	城	H12.3	H13.10	中国	岡	Щ	H13.3	H14.4
	栃	木	H13.3	H13.10		広	島	H13.3	H14.4
	群	馬	H12.6	H14.4		Щ	П	H12.12	H14.3
	埼	玉	H12.12	H13.10		徳	島	H13.3	H14.4
関東	Ŧ	葉	H12.12	H14.4	四国	香	Ш	H12.3	H14.4
河大	神奈川		H12.3	H13.10		愛	媛	H13.10	H14.4
	新	澙	H13.10	H14.4		高	知	H13.3	H14.4
	F	梨	H11.12	H13.10		褔	畄	H13.3	H14.7
	長	野	H12.12	H14.4		佐	賀	H12.7	H14.1
	静	畄	H12.10	H14.4		長	崎	H13.3	H14.10
	富	Щ	H13.6	H14.4	九州	熊	本	H12.9	H14.4
	石	Ш	H12.12	H14.4	7 6711	大	分	H12.12	H14.7
中部	福	井	H13.3	H14.4		宮	崎	H13.3	H14.4
ጉ매	岐	阜	H12.12	H14.4		鹿り	1 島	H12.12	H13.12
	愛	知	H12.3	H13.10		沖	縄	H13.10	H14.7
	Ξ	重	H11.10	H13.10					

すべての都道府県において、警察を実施機関とする条例改正施行済み

13年10月15日、沖縄県において情報公開条例が改正され、すべての都道府県において警察を実施機関とする情報公開条例が成立した。

#### 情報公開条例に基づく都道府県警察の開示請求処理状況 (2月21日現在)

都道府県	請求件数	決定等件数	全部開示	一部開示	(不開示)	(不存在)	存 否)	(却下等)	取下げ等	不服申立
北海道	181	185	28	123		27	4		3	3
青森	22	22	1	17		2	1		1	0
岩手	77	78	2	42	5	26	2		1	2
宮城	98	98	17	60		7	2	3	9	5
秋田	40	53	9	16	4	22		2		1
山形	30	30		21		6	1		2	0
福島	40	83	12	43		13	3	10	2	3
警視庁	437	491	168	200	14	67	16	5	21	24
茨城	54	57	5	44	1	4	3			1
栃木	37	53	8	36	1	7	1			0
群馬	35	36	4	15		14	3			0
埼玉	393	363	39	256	6	33	12		17	30
千葉	65	76	7	55	1	7	2	3	1	0
神奈川	209	274	29	190	1	39	4	4	7	7
新潟	31	38	3	17		17	1			0
山梨	67	70	5	50		9	1		5	0
長野	70	165	34	93	1	36	1			3
静岡	110	114	27	69	3	11	1	1	2	0
富山	12	16	1	10	1	3	1			1
石川	222	276	56	117	2	75	21		5	8
福井	17	15	4	6		4		1		1
岐阜	54	66	13	39	3	6	5			0
愛知	526	697	133	437	39	65	17	6		5
三重	111	111	16	70	7	4	3		11	3
滋賀	25	25	2	21	1	1				0
京都	33	37	11	8		12	5		1	4
大阪	209	230	38	168		16	1		7	2
兵庫	264	271	55	182	5	12	7		10	6
奈良	257	285	7	192	17	21			48	0
和歌山	43	56	6	35	1	14				0
鳥取	47	55	6	34	2	13				0
島根	73	103	9	87		7				2
岡山	25	30		21		8	1			2
広島	28	29	4	16		8			1	0
山口	45	59	17	34	2	6				0
徳島	11	12	1	8		1	1		1	0
香川	20	17	1	8	3	3	1		1	0
愛媛	33	35	9	17		7	1		1	0
高知	20	42	13	23		5		1		2
福岡	13	28	3	6		7	1	11		0
佐賀	11	13	1	4		6	2			2
長崎	15	15	1	3		10	1			1
熊本	38	54	3	34		16	1			0
大分	14	50	6	33	2	9				0
宮崎	17	14	1	6			4	1	2	0
鹿児島	11	11		7			2	2		2
沖縄	37	32		23	2	5	1		1	0
計	4,227	4,970	815	2,996	124	691	134	50	160	120

している。(任意開示請求制度による件数が含まれる県もある。) 開示決定等には、開示決定、一部開示決定及び不開示決定の件数だけでなく 請求却下、請求取下げの件数が含まれる県

### 国家公安委員会及び警察庁における行政情報の 電子的提供の推進に関する実施方針

平成13年11月1日 平成15年2月13日改定 国家公安委員会・警察庁

「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」(平成13年3月29日行政情報化推進各省庁連絡会議了承)においては、「情報通信技術を用い、行政機関の諸活動に関する透明性を高め、開かれた行政の実現を図るとともに、行政情報を有効活用し国民、企業等の社会・経済活動に有益な情報資源の充実に資する観点から、行政機関に蓄積されている行政情報を電子的手段により提供することを積極的に推進すること」とされたところである。

このため、以下のとおり「国家公安委員会及び警察庁における行政情報の電子的提供の推進に関する実施方針」を定め、行政情報の電子的提供に関する措置を総合的かつ計画的に実施する。

#### 第1 電子的に提供する情報の内容

- 1 行政機関の諸活動に関する情報
  - 以下の情報については、積極的に提供することとする。

なお、外国語による情報提供についても、ニーズ等を踏まえ積極的な対応に努める。

- (1) 行政組織、制度等に関する情報
  - ア 所管行政の概要
  - イ 内部部局、附属機関及び地方機関の内部組織、担当する主要な事務又は事業、 所在地、代表電話番号等
  - ウ 所管する法律、政令、内閣府令、国家公安委員会規則、告示、訓令・通達(法令等の解釈、運用の指針等に関するもの) その他国民生活や企業活動に関連する通知等(行政機関相互に取り交わす文書を含む。)の一覧及び全文
  - エ 国会に提出した法律案の概要及び全文、その他分かりやすい資料
  - オ 新規制定又は改正した法令の概要及び全文、その他分かりやすい資料
  - カー申請・届出等手続の案内情報(手続根拠法令、提出方法、申請書様式等)
  - キ 規制の設定又は改廃に係るパブリック・コメント手続に関する情報
  - ク 所管の認可法人の組織、設立年月日、代表者の職名及び氏名、役員に就いている退職公務員の状況、主要な事務事業、所在地、代表電話番号
  - ケ 所管の公益法人の「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」(平成13年8月28日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)に基づき提供することとなっている情報
- (2) 所管行政の現状等に関する情報
  - ア 国家公安委員会の議事概要
  - イ 国家公安委員会委員長等の記者会見の状況
  - ウ 主要な施策に関する基本的な方針、計画(概要、背景、成果・実績、進ちょく 状況等)に関する情報
  - 工 警察白書
  - オ 統計資料、報道発表資料その他の公表資料
  - カ 研究会等の報告書、議事概要及び配布資料等

(3)予算及び決算に関する情報

国会提出後又は成立後の予算及び決算に関する情報

(4) 評価等に関する情報

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)により公表することとされている政策評価に関する情報等

2 国民等のニーズ等に応じて提供する情報

国民等からのニーズが高い情報又は健全な社会・経済活動に有益な情報については、特段の事情がない限り、積極的に提供することとする。

3 法令により公表等が義務付けられている情報 法令において公表等が義務付けられている情報については、原則として、現行の公 表等の手段に加え電子的手段でも提供することとする。

#### 4 その他

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)に基づき開示した情報及び当該情報と同様の取扱いが可能と考えられる同種の情報で、反復継続的に開示請求が見込まれるものについては、国民等のニーズの動向を踏まえ、事務負担の軽減の観点から、電子化に伴う経費等をも勘案しつつ積極的に電子的提供を図ることとする。

#### 第2 電子的提供に関する留意事項等

- 1 ホームページ等の活用
- (1)本実施方針に基づいて実施される情報の電子的提供は、原則として、ホームページ等(ホームページ及びインターネットを介して利用可能なデータベースなどをいう。以下同じ。)によることとし、国民等の利便性を確保する観点から、警察庁のホームページから他の警察関係のホームページに容易にアクセスできるようにする。また、所管の認可法人及び公益法人のホームページについても、警察庁のホームページから容易にアクセスできるようにする。
- (2)利用者が特定される場合やホームページ等の利用が適当でない場合は、利用者の 範囲、利用頻度、提供に係る経費等を勘案し、具体的な手段を決定することとする。
- (3)第1の1に示す情報については、別表のとおり、ホームページにカテゴリーを設け掲載することとし、当該情報の掲載期間については、原則として別表に示す掲載期間によることとする。
- 2 タイムリーな情報提供と提供内容の最新化
  - (1)電子的提供は適切な時期を持って行うとともに、ホームページ等により提供する情報の内容は適切に更新し、最新の状態を維持管理することとする。なお、報道発表資料等国民等に速やかに提供すべき情報は、原則として、公表日等に提供するように努める。
  - (2) 法令により公表等が義務付けられている情報については、可能な限り現行手段の 公表等の時期に合わせて提供することとする。

- 3 提供情報の分かりやすさと利便性の向上等
  - (1) ホームページ等により提供する情報については、既存のデータベースや行政文書 の内容情報をそのまま提供することが適当な場合等を除き、平易かつ簡潔で要を得 た用語及び文章を用いることとする。

なお、キーワードに想定される単語について俗称が一般的となっている場合、一般的に用いられている単語と正式な呼称を併記することや、外国国名について一般的に広く用いられている国名表記(原則として、「世界の国一覧表」(外務省編集協力)による表記)を使用することなどにより、国民等が掲載情報を容易に検索できるよう努める。

また、図・表・写真・音声・動画を利用するなど、直感的に理解しやすい表現方法をできる限り採用し、構成にも工夫することとする。

- (2) 大量のデータを提供する場合は、データベース化するなど、可能な限り容易に検索できるようにする。
- (3) ホームページについては、サイトマップにより掲載情報に迅速にアクセスできる ようにする。
- (4) ホームページには、内容等の問合せ先に関する事項を掲載することとする。
- (5) ホームページの掲載情報については、バリアフリーを考慮したものとする。

#### 4 情報セキュリティの確保

警察庁情報セキュリティポリシーに基づき、所要の情報セキュリティ対策を実施することとする。

- 5 国民等との間における双方向の情報流通の確保
  - (1) ホームページには、国民等からの情報提供を受け付ける窓口を設け、所管行政に関する意見・要望等の収集を図ることとする。頻度の高い意見質問等に対しては考え方、対応等について説明する欄を設けることとする。
  - (2)主要な施策等の創設、大幅な変更等に関する情報を掲載する場合には、それぞれ 意見・要望等の受付欄を設けることとする。
  - (3) ホームページに他省庁の所管行政に関する意見・要望等があった場合、当該意見・要望等に係る所管省庁が特定できるものについては、省庁間の連携に努める。

### 6 電子的提供に伴う料金

本実施方針に沿った電子的提供は、行政の透明性向上や行政情報の有効活用の観点から行うものであることから、原則として無料で提供するものとする。

#### 第3 電子的提供の計画的推進等

- 1 平成15年度までを重点取組み期間として行政情報の電子的提供を推進する。
- 2 本実施方針の庁内への徹底を図るとともに、毎年度末に実施状況を点検、評価し、 本実施方針の見直しを含め改善を図る。
- 3 電子的提供の改善等に役立つ優れた事例を積極的に収集するなどにより、提供内容 の充実を図る。
- 4 本実施方針、実施状況の点検結果等をホームページに掲載するとともに、国民等からの意見・要望等を募集しその反映に努める。

カテゴリーを設け掲載する情報

[+ = -* i i	ガナコリーで設け物製する)  担併中央		/世土
カテゴリー	提供内容	掲載期間	備考
組織等概要	・所管行政の概要 ・内部部局、附属機関及び地方機 関の内部組織、担当する主要な事 務又は事業 ・代表電話番号等		
	・所在案内図 ・所管の認可法人・公益法人に関 する情報等		
所管の法令・告示・通達	・国会に提出した法律案及びその 概要、その他分かりやすい資料 ・新規に制定された法令及びその 概要、その他分かりやすい資料 ・改正された法令及び改正の概 要、その他分かりやすい資料 ・所管の法令の全文 ・所管の法令の全文 ・所管の法令の全対 ・所管の法令の全対 ・所管の法令の全対 ・所管の法令の全対 ・所管の法令の全対 ・所管の法令の全対 ・所管の法令の全対 ・所管の法令の全対 ・所管の法令の全対 ・所管の法令の全対 ・所管の法令の全対 ・所管の法令の全対 ・所管の法令の全対 ・所管の法令の全対 ・所管の法令の全対 ・所管の法令の全対 ・所管の法令の全対 ・所管の法令の全対 ・所管の法令の全対 ・所管の法令の全対 ・所管の法令の全対 ・の他国民生活や企業活動に関り交 の他国民生活のと対 の他国民生活のと対 のと対 のと対 のと対 のと対 のと対 のと対 のと対 のと対 のと対	正した法令は、法 令データ提供シス テム等既存DBで の提供が可能とな るまで	
申請・届出等手続・様式	・手続案内 ・様式、記入方法及び記入例	-	(注1)
パブリックコメント	-	-	(注2)
方針・指針・施策・計画等	・方針・指針・施策・計画等の全 文又は要旨 ・方針・指針・施策・計画の実 績、進ちょく状況の概要	了・改定まで	( /± = /
警察白書	-	・公表後3年間	
統計調査結果の速報・概要	-	・次の調査結果の 掲示まで	
報道発表資料	-	・公表後6月間	
調達情報	-	-	(注3)
研究会等関係資料	・報告書等の全文及び要旨 ・議事概要 ・関係資料	・公表後3年間	
調査研究結果	・要旨、報告書、関係資料	<ul><li>・公表後3年間</li></ul>	
予算及び決算の概要	-	・公表後3年間	
評価結果等	・政策評価の結果等、会計検査結 <u>果等の概要及び本文</u>	・公表後3年間 	
情報公開	・行政文書ファイル管理簿	-	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			

- (注1)「ワンストップサービスの推進について(平成12年3月23日改定 行政情報システム各省庁連絡会議了承)」に基づく掲載
- (注2)「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(平成11年3月23日閣議決定)に基づく掲載
- (注3)「バーチャルエージェンシーの検討結果を踏まえた今後の取組について」(平成11年 12月28日高度情報通信社会推進本部決定)に基づく掲載

# 行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする政策の名称 第1 「警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化」

1 情報公開の推進 - c

### 1 政策の内容

懲戒事案の発表基準の明確化

を懲戒事案の発表について、その範囲及び内容を明確化して警察行政の透明性を確保し、国民の信頼回復を図る。

### 2 実施状況

平成13年1月警察庁が制定した「懲戒処分の発表の指針」(別添参照)に基づき、平成14年中は、懲戒処分を受けた569人中、330人の事案について公表した。

	免職	停職	減給	戒告	合計
平成14年中処分者数	6 0	7 9	229	2 0 1	5 6 9
うち公表	6 0	7 3	107	9 0	3 3 0

# 3 経過の分析

### (1)推進状況

「懲戒処分の発表の指針」が制定され、懲戒事案の発表基準が明確化されたことを受け、これを踏まえた公表がなされている。

## (2)問題点

発表に当たり、処分を受けた職員、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するために必要な配慮を欠いた場合、これらの者の権利利益が侵害されるおそれがある。

## 4 今後の課題

「懲戒処分の発表の指針」の内容を徹底し、懲戒事案の適切な発表を推進する。

## 5 所管課

人事課

各 附 属 機 関 の 長 各 地 方 機 関 の 長 殿 各都道府県警察の長 (参考送付先) 庁内各局部課長 警察庁丙人発第2号 平成13年1月12日 警察庁長官官房長

「懲戒処分の発表の指針」の制定について(通達)

警察庁においては、平成12年8月に取りまとめられた「警察改革要綱」の定めるところにより、懲戒事案の発表基準を明確にするため、別紙のとおり、「懲戒処分の発表の指針」を制定し、これに従って、警察庁職員及び地方警務官に係る懲戒処分の適時適切な発表を行うこととしている。各任命権者においても、この指針により遺憾のないようにされたい。

## 別紙

## 懲戒処分の発表の指針

## 1 指針の目的

この指針は、発表を行う懲戒処分の種類、発表の時期等について定めることにより、 警察において、適時適切な懲戒処分の発表を行い、同種事案の再発防止その他職務執 行の適正及び職務倫理の保持を図り、もって警察に対する国民の信頼の確保に資する ことを目的とする。

# 2 発表を行う懲戒処分の種類

次に掲げる懲戒処分について、発表を行う。

- (1) 職務執行上の行為及びこれに関連する行為に係る懲戒処分。ただし、減給又は戒告の処分で国民との直接的なかかわりを有さない内部的行為に係るものを除く。
- (2) 私的な行為に係る懲戒処分のうち停職以上の処分
- (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、行為の態様、行為の公務内外に及ぼす影響、職員の職責等を勘案し、国民の信頼を確保するため発表することが適当であると認められる懲戒処分

## 3 発表の内容及び時期

懲戒処分の発表は、事案の概要、処分の年月日及び内容等について、特段の事情のない限り、懲戒処分を科した後速やかに行うものとする。この場合においては、処分を受けた職員、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するため必要な配慮を行う。

## 4 発表の例外

2 に該当する懲戒処分のうち、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利 益を保護するためやむを得ない場合は、発表を行わない。

## 5 監督責任に係る懲戒処分等の発表

2 に該当する懲戒処分に関連する監督責任に係る懲戒処分その他監督上の措置については、3 を準用した上、発表を行う。

# 行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする政策の名称 第1 「警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化」

2 警察職員の職務執行に対する苦情の適正な処理

### 1 政策の内容

- (1)文書による苦情申出制度の創設
- (2) 苦情処理システムの構築

警察法第78条の2により、都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対して文書により苦情の申出をすることができることとし、都道府県公安委員会では、申出を誠実に処理し、その結果を文書により申出者に通知することとした。また、都道府県警察の職員の職務執行についての苦情で警察法の規定する苦情に該当しないものについても、誠実に処理し、その処理結果を申出者に通知することとしている。これらにより、苦情を組織的に適切に処理し、不適切な職務執行や非能率的な業務運営を把握し、これを確実に是正していく。

### 2 実施状況

平成12年の警察法の一部を改正する法律により、平成13年6月1日より、 都道府県警察職員の職務執行についての文書による苦情申出制度を導入した。

(1) 苦情申出制度の運用状況及び苦情処理システムの活用状況

受理した苦情は、公安委員会又は本部長に対して適時に報告されるなど、警察 法第78条の2に係る解釈・運用基準及び苦情の処理の指針(別添参照)に沿っ て適切に運用されている。

### < 苦情に基づく改善事例 >

「聴覚障害者の運転免許更新時に不適切な対応があった」とする苦情を受け、 県障害福祉課と手話通訳会の協力を得て、免許更新手続等における通訳人の派 遺等の協力関係を構築した。

「拾得物の返還をする際に遺失者に対して拾得者(苦情申出者)の住所・氏名を当該遺失者に無断で教えた」とする苦情を受け、同種事案を防止するため、住所、氏名の教示の可否につき、あらかじめ拾得者に確認し、その結果を「拾得物預り書」に記載して取り扱うよう各警察署に徹底した。

職員の言葉遣いや応接態度に起因する苦情が重複して寄せられることに対し、 教育資料の発行、少人数による検討会の実施、キャンペーンの推進、月間の設 定等市民応接向上のための各種施策を積極的に推進し、この種苦情の減少に努 めている。

<対応に苦慮した事例>

公安委員会及び警察に苦情を申し出た者が、回答に納得しなかったことから、

公安委員会委員の勤務先において面会を要求した。

調査結果を伝えたところ、その後3日間にわたり「本部長を出せ。」などと、合計422回の電話がなされた。

二十数年前の事案であるとして、苦情の申出がなされたが、当時の資料もなく、職員も大半が退職しており、調査に時間を要した。また、その結果、苦情申出者が指摘するような事実はないと判明した。

## (2) 都道府県警察の職員の職務執行について申し出られた苦情の受理・処理件数

## 受理状況(平成14年中)

警察法第78条の2の規定による都道府県	4 F C #
警察職員の職務執行についての苦情の受理	456件
上記苦情以外の都道府県警察職員の職務執	12 120#
行についての苦情の受理	13,430件

### 処理状況(平成14年中)

即日処理	4,086件(29%)	累計
3 日以内	3,012件(22%)	7,098件(51%)
1週間以内	1,880件(14%)	8,978件(65%)
1ヶ月以内	3,200件(23%)	12,178件(88%)
1ヶ月以上	1,302件(9%)	13,480件(97%)
処理中	406件(3%)	

## (3) 苦情情報管理のためのコンピュータシステムの整備状況

47都道府県警察本部及び4方面本部の公安委員会事務担当課及び苦情担当課 に同コンピュータシステムの端末装置、電子計算機等を設置し、平成15年1月 1日から運用開始。

苦情情報管理のためのコンピュータシステム

都道府県警察における苦情の受理状況、対応状況等をコンピュータにより一元的に管理するもの。

## 3 経過の分析

# (1)推進状況

苦情の中には、不適切な職務執行に係るものも含まれており、これらが組織的に把握された上で是正され、業務の改善に資する面があると認められる。

### (2)問題点

苦情申出制度が施行される前は、国民からの苦情の内容に応じて、苦情を受け

た職員自身、当該職員の所属等の責任により処理されていたが、同制度が制度化されたことに伴い、厳格に同制度を運用した結果、次のような業務遂行上の支障が認められる。

- ・ 電話又は面接による感情的で対応に長時間を要する苦情への対応に苦慮している。
- ・ 事実のない苦情についても、調査、公安委員会等に対する報告、申出者に 対する回答に多くの人員と期間を要し、業務負担が大きい。
- ・ 同一人物から繰り返し行われる苦情への対応の負担が大きい。(苦情総件数の約16%を占める。)

# 4 今後の課題

職務執行や業務運営の改善につながるような苦情に的確に対応できるよう、苦情の内容に応じた適切な調査方法、対応方法等を検討し、効率的な制度運営に努める。

# 5 所管課

人事課

各都道府県公安委員会委員長 各 都 道 府 県 警 察 の 長 (参考送付先)

殿

警察庁丙人発第115号 平成13年4月13日 警察庁長官官房長

庁内各局部課長 各附属機関の長 各地方機関の長

# 警察職員の職務執行に対する苦情の適正な処理について(通達)

平成11年9月以降、相次いで発生・発覚した不祥事案に関連して、国民と直接接する第一線における問題点の集約とそれに対する必要な措置の実施、警察職員の職務執行における責任の明確化が強く求められていることにかんがみ、国家公安委員会及び警察庁においては、警察職員の職務執行に対する苦情の組織的かつ適切な処理を期することとし、平成12年8月に取りまとめた警察改革要綱において「警察職員の職務執行に対する苦情の適正な処理」を掲げたところである。

第150回国会において成立した警察法の一部を改正する法律(平成12年法律第139号)により公安委員会に対する文書による苦情申出制度に関する規定(警察法第78条の2)が整備され、平成13年6月1日から施行されることに伴い、同規定に基づき、苦情の申出の手続に関する規則(平成13年国家公安委員会規則第11号)が別紙1のとおり同年4月13日に制定された。

また、警察庁としては、警察法第78条の2に係る解釈・運用基準を別紙2のとおり 策定するとともに、同条の規定により申し出られた苦情以外の職務執行についての苦情 について、その処理の指針を別紙3のとおり定め、同年6月1日から施行することとし た。

各都道府県警察においては、これらに定めるもののほか、下記の留意点を踏まえ、警察職員の職務執行についての苦情の処理について事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

## 1 苦情処理体制の整備

苦情を組織的かつ適切に受理・処理できるよう、本部及び警察署における苦情処理 体制の整備を図ること。

### 2 教育の充実等

苦情申出制度の趣旨、概要等について、職員に対し必要な教養を行うこと。

また、苦情を申し出られることを恐れ、正当な職務執行を躊躇し、個人の権利と自由の保護や公共の安全と秩序の維持に支障を生じさせることはあってはならないことから、職員が正しい法令の知識等を修得するとともに、その職責を自覚した上、自信を持って職務執行ができるよう、教育の充実に努めること。

さらに、苦情に係る事案の調査に当たる職員が、適法妥当な職務執行に対して苦情の申出がなされることもあることを念頭に、先入観を排除して当該調査を行うよう図ること。

# 3 広報の実施

苦情の申出手続等について、適切な広報を実施すること。

## 苦情の申出の手続に関する規則(平13.4.13 国公委規則第11号)

施 行 平13.6.1

## (趣旨)

第1条 この規則は、警察法(以下「法」という。)第78条の2の規定による都道府県警察の職員の職務執行についての苦情の申出(以下「苦情申出」という。)の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

# (苦情申出書の提出)

- 第2条 苦情申出を行おうとする者(以下「申出者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した文書(以下「苦情申出書」という。)に署名又は押印をしてこれを提出するものとする。
  - 一 申出者の氏名、住所及び電話番号
  - 二 申出者が住所以外の連絡先への処理の結果の通知を求める場合には、当該連絡先の 名称、住所及び電話番号
  - 三 苦情申出の原因たる職務執行の日時及び場所、当該職務執行に係る警察職員の執務 の態様その他の事案の概要
  - 四 苦情申出の原因たる職務執行により申出者が受けた具体的な不利益の内容又は当該 職務執行に係る警察職員の執務の態様に対する不満の内容
  - 2 申出者が複数である場合における前項の規定の適用については、同項各号列記以外の 部分中「苦情申出を行おうとする者(以下「申出者」という。)」とあるのは「苦情申 出を行おうとする者(以下「申出者」という。)を代表して処理の結果の通知を受ける 者(以下「代表者」という。)」と、同項第1号中「申出者の氏名、住所及び電話番 号」とあるのは「すべての申出者の氏名及び住所並びに代表者の電話番号」と、同項第 2号中「申出者」とあるのは「代表者」とする。

## (苦情申出書作成の援助)

- 第3条 苦情申出書の受理に関する事務を行う警察職員は、申出者が苦情申出書を作成する ことが困難であると認める場合には、当該申出者の口頭による陳述を聴取し、苦情申出書 を代書するものとする。
  - 2 警察職員は、苦情申出書を代書した場合には、申出者に当該苦情申出書を読み聞かせ、又は閲読させた上で、その署名又は押印を求めるとともに、自己の所属、官職及び

氏名を記載し、押印するものとする。

3 警察職員は、苦情申出書を代書するに当たり通訳その他の者を立ち会わせた場合には、当該苦情申出書にその者の署名又は押印を求めるものとする。

# (苦情申出書の補正)

**第4条** 都道府県公安委員会は、苦情申出書の記載事項に不備がある場合には、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

# (附 則)

この規則は、警察法の一部を改正する法律(平成12年法律第139号)の一部の施行の 日(平成13年6月1日)から施行する。

## 警察法第78条の2に係る解釈・運用基準

この解釈・運用基準は、警察法第78条の2の規定に基づき公安委員会に対して文書により申し出られる苦情について定めるものである。

# 1 警察職員の職務執行に関する苦情

- (1) 警察職員の職務執行に関する苦情の定義
  - ・警察職員が職務執行において違法、不当な行為をしたり、なすべきことをしなかったことにより何らかの不利益を受けたとして個別具体的にその是正を求める不服
  - ・警察職員の不適切な執務の態様に対する不平不満

をいう。

したがって、捜査、交通取締り、告訴・告発の取扱い、警察職員の執務の態様に ついて、日時、場所、内容、被った不利益の内容又は警察職員の執務の態様に対す る不満を個別具体的に摘示する苦情は本制度の対象となる。

しかし、明らかに警察の任務とはいえない事項についての警察職員の不作為を内容とするものはもちろんのこと、申出者本人と直接関係のない一般論として申し出られた苦情、提言、悲憤慷慨等は対象とならない。

## (2) 相談との関係

相談とは、例えば犯罪の被害者等が、警察に対して、防犯指導、助言、相手方への警告、検挙等何らかの権限行使その他の措置を求めることを意味するものと解されるが、「苦情」と「相談」は明確に区別できるものではなく、公安委員会は、申出の内容を実質的に判断し、苦情に該当するものであれば、警察法第78条の2の規定に従い適切に処理し、その結果を申出者に通知することとなる。

## 2 文書の範囲

公安委員会を名あて人として提出された書面をいう。

なお、現行法令上、各種申請手続においてEメール又はファクシミリによることを 可能とする場合には、その旨を明確に規定することが通例であり、ここにいう文書に はEメール又はファクシミリは含まれない。

## 3 申出の手続

## (1) 受理

# ア 体制

公安委員会事務担当部署のほか、申出者の利便に配慮する観点から、警察本部 及び警察署の苦情担当部署においても受け付けることとする。

## イ 文書の様式

今般設けた苦情申出制度については、国民の利便性に配慮した柔軟な運用を行うことがその制度の趣旨にかなうものである。

したがって、法令により様式を定めることとはしなかったものであり、様式の 如何にかかわらず、全体の記載から警察職員の職務執行についての苦情と認めら れるものは、苦情として受理する。

なお、都道府県公安委員会規則等により文書の様式を定めることは、同様の趣旨で不適当である。

# ウ 文書作成の援助

苦情の申出の手続に関する規則第3条における「苦情申出書を作成することが 困難であると認める場合」とは、文書作成に支障を生ずる身体上の障害を有して いる者、子供、外国人等文書作成が困難な者等を想定している。

### エ 文書の補正

苦情の申出の手続に関する規則第4条において、定められた事項が記載されていない場合には、申出者に対し、期間を定めて補正を求めることができるとしているが、申出者に過重な負担を課すことを避ける観点から、できる限り申出時に補足説明を求め、又は電話等による補充調査を行うなどの方法により対応することとし、同条の規定の適用はこのような対応によっては、申出者の特定、苦情申出の意思及び内容の確認が困難な場合に行うこととする。

## (2) 公安委員会に対する報告等

公安委員会事務担当部署が、自ら直接受理した苦情申出書のほか、警察本部の他の所属や警察署において受理した苦情申出書すべてについてその整理に当たるとともに、速やかに公安委員会に対する報告を行うこととする。ただし、定型的な処理その他迅速な処理が可能な苦情については、公安委員会のあらかじめの指示の下で、

調査及びその結果を踏まえた措置を講じ、その結果の報告と併せて受理の報告を行うことは許容される。

公安委員会に対する報告については、公安委員会の議事運営の効率化の観点から、その指示により、合理的な方法がとられるものである。

## 4 苦情の処理

## (1) 公安委員会の指示

公安委員会は、都道府県警察に対し、事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置を行わせるとともに、その結果の報告を求めることとなる。また、当該調査が不十分であると認められる場合等必要に応じて苦情処理に関する指示を行うこととなる。

なお、「法令又は条例の規定に基づき」とあるのは、上記の公安委員会の指示は、 警察法第38条第3項又は第4項その他の法令の規定の範囲内で行われるべきもの であるとの趣旨である。

# (2) 都道府県警察における調査等

警視総監及び道府県警察本部長(以下「本部長」という。)は、(1)の公安委員会の指示に従い、事実関係の調査及びそれを踏まえた措置をとることとなる。

(3) 調査及び措置の結果の公安委員会に対する報告

公安委員会事務担当部署は、事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置状況に ついて苦情担当者等から連絡を受けることとなる。

公安委員会に対する報告については、公安委員会事務担当部署又は本部長等が行うこととなるが、公安委員会の議事運営の効率化の観点から、その指示により、合理的な方法がとられるものである。

### 5 処理結果の通知

### (1) 通知内容の決定

事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置についての都道府県警察からの報告を基に、公安委員会が通知内容を決定する。

(2) 処理結果の通知文書の記載事項

通知文書には、申出の内容に応じて、

- ・申し出られた苦情に係る事実関係の有無
- ・事実関係が確認できた場合には、苦情の対象である職務執行の問題点の有無

・問題点のある職務執行については、講じた措置

等について記載することとなるが、どの程度の詳細さが求められるかについては事 案に応じて適切なものであればよく、簡素かつ定型的なもので足りる場合もあると 考えられる。

(3) 処理結果の通知方法

公安委員会において郵送、手渡し等一定の方法を定めることとなる。

なお、この場合の「文書」には、苦情の申出の場合と同様に、Eメール及びファクシミリは含まれない。

- 6 苦情の処理及び処理結果の通知義務解除
- (1) 警察法第78条の2第2項各号の趣旨

第2項各号は、苦情の処理結果の通知義務が解除される場合についての規定である。

第2項各号に該当するか否かの判断は、公安委員会が行う。

なお、第2項各号は、申出の受理に係る要件ではなく、公安委員会の処理結果通知義務を解除する要件であることから、第2項各号に該当するか否かを問わず第1項の苦情の申出に該当する限りすべて受理し、その内容等を公安委員会に報告する必要がある。

# (2) 第2項各号の解釈

## ア 第1号

同号は、いわゆる「権利の濫用」に相当する場合を想定しており、

- ・同一人により同一内容に係る苦情申出が反復してなされた場合であって、客 観的事情から合理的に判断して苦情としての実質的要件を欠いているとき
- ・極左暴力集団等が警察権力の弱体化手段であることを標榜しつつ苦情申出を 行う場合

等「申出者の都道府県警察の事務の適正な遂行を妨害する意図が外形的に表象される場合」に限られるものとなる。

したがって、捜査対象者(関係者)が当該捜査の中止を求めるもの等これまで「適法妥当な職務執行に対するいわれなき抗議・けん制」として受け付けないことが多かったと思われる苦情であっても必ず受理し、申出者の上記の意図が客観的に明らかでない限り、所要の処理を行い、その結果を申出者に通知することと

なる。

### イ 第2号

苦情申出者が申出後に転居等したため、申出を受けた公安委員会が新たな所在 を知り得ないために申出者に通知できない場合を想定している。

## ウ 第3号

複数人が同一内容の苦情について共同して申し出る場合を想定している。

なお、このような場合には、苦情の申出の手続に関する規則第2条第2項に基づき苦情を申し出る文書に記載された処理結果の通知先である代表者に処理結果を通知することで足りる。

(3) 第2項各号が適用される場合の申出者への連絡

第1号に該当する場合には、同号に該当すると認められるため処理結果の通知は 行わない旨を、何らかの方法により申出者に対して連絡するものとする。

## 7 その他

(1) 苦情処理の標準的な期間

警察職員の職務執行は、個人の生命、身体及び財産の保護と公共の安全と秩序の維持全般にわたるものである。したがって、これに対する苦情は様々であり、その処理に要する時間も区々であることから、行政手続法第6条のような標準処理期間を定める旨の規定を置かなかったものである。ただし、警察法第78条の2第2項に「誠実に処理し」とあるとおり、社会通念上相当と認められる期間内に苦情の処理及び処理結果の通知を行うことは当然であり、苦情の処理に長い時間を要している場合であって、申出者からその処理の状況について問い合わせがあったときは、処理の経過を連絡するなどの配慮が必要である。

- (2) 申し出られた苦情が他の都道府県警察の職員に係るものであった場合の取扱い 処理結果を通知する文書により申出者にその旨を教示の上、改めて当該職員が所 属する都道府県公安委員会に申出をしてもらうこととなるが、苦情の処理の円滑化 を図るために、当該苦情の処理に当たる公安委員会に対し、当該苦情について連絡 することが望ましい。
- (3) 苦情の処理及び処理結果の通知に係る処分性
  - ア 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の適用の有無

苦情処理及びその通知は、申出者その他の国民に対して何らの具体的な法律上

の効果を発生させるものではないことから、行政庁が法令に基づき優越的立場に おいて国民に権利を設定し、義務を課し、その他具体的な法律上の効果を発生さ せる行為をいうこれらの法律における処分には当たらず、これらの法律は適用さ れない。

# イ 行政手続法の適用の有無

苦情処理及びその通知は、申出者その他の国民に対して何らの具体的な法律上の効果を発生させるものではないことから、申請に対する処分にも不利益処分にも当たらず、行政手続法は適用されない。

(4) 苦情申出と、請願法における請願及び行政不服審査法における不服申立てとの関係

本制度による苦情申出は請願法に基づく請願に該当する場合もあり、その場合の 苦情申出は請願の手続をより具体化した側面を有するものといえる。この場合にお いて、苦情申出と請願は互いに排斥するものではなく、同一事項について重畳的に 苦情申出及び請願を行うのか、又はいずれかを選択するのかについては申出者(請 願者)の判断にゆだねられるものである。

また、行政不服審査法に規定する不服申立ては行政庁の処分その他公権力の行使を対象とし、その取消し等を求めるものであるのに対し、警察法第78条の2の苦情申出は警察職員の職務執行全般を対象としている。したがって、不服申立ての対象となるものにつき苦情申出がなされた場合には、

- ・申出者に対し行政不服審査法の規定による不服申立てを行うことが可能である ことを告知する。
- ・告知後もなお、申出者が苦情申出制度による処理を求め、かつ、当該申出内容が警察職員の職務執行に係る苦情に該当する場合には、当該申出者が行政不服審 査法の規定による不服申立てを行うか否かを問わず、苦情申出制度による処理を 行う

こととなる。

# 警察法に規定する苦情以外の苦情の処理の指針

- 1 公安委員会あてに申し出られた警察法に規定する苦情以外の苦情の処理
- (1)所属(警視庁若しくは道府県警察本部の部に置かれる課若しくはこれに準ずる室、 隊等の組織又は警察署をいう。)長は、その所属の職員が都道府県公安委員会(以下 「公安委員会」という。)あての警察法に規定する苦情以外の苦情を受理した場合に は、公安委員会事務担当部署に連絡し、当該連絡を受けた公安委員会事務担当部署 は、公安委員会に報告するものとする。
- (2)警視総監及び道府県警察本部長(以下「警察本部長」という。)は、公安委員会の 指示を受け、当該苦情について、事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置を講 じ、公安委員会に報告するものとする。
- (3)公安委員会は、警察本部長からの報告に係る事実関係の調査及びその結果を踏ま えた措置について、申出者に対し、文書その他適当と認められる方法により通知す るものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - ア 申出が都道府県警察の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められるとき。
  - イ 申出者の所在が不明であるとき。
  - ウ 申出者が他の者と共同で苦情の申出を行ったと認められる場合において、当該 他の者に当該苦情に係る処理の結果を通知したとき。
  - エ 申出者が通知を求めていないと認められるとき。
  - オー申出者の氏名が明らかでないとき。
- 2 警察あてに申し出られた文書による苦情の処理
  - (1) 所属長は、その所属の職員が警察あての文書による苦情を受理した場合には、苦情担当課を経由して警察本部長に報告するものとする。
  - (2)警察本部長は、事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置について、申出者に対し、文書により、自ら通知を行い、又は所属長その他の職員に通知を行わせるものとする。ただし、1の(3)のただし書に規定する場合に該当するときは、この限

りでない。

- (3)警察本部長は、当該苦情についての事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置を公安委員会に報告するものとする。
- 3 警察あてに申し出られた文書によらない苦情の処理
  - (1)警察あての文書によらない苦情については、2に準じて処理するものとする。ただし、申出者に対する処理結果の通知は、文書その他適当と認められる方法による ものとする。
  - (2) 所属長は、(1) にかかわらず、その所属の職員が警察あての文書によらない苦情で迅速な処理を要するものを受理した場合には、その所属の職員に速やかに処理させるとともに、申出者に対しその結果を通知させた後、苦情担当課を経由して警察本部長に報告するものとし、当該報告を受けた警察本部長は、公安委員会に報告するものとする。
- 4 警察法第78条の2に係る解釈・運用基準の準用

1から3までに定めるもののほか、警察法に規定する苦情以外の苦情の処理については、警察法第78条の2に係る解釈・運用基準に準じて行うものとする。

# 行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする政策の名称 第1 「警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化」

3 警察における厳正な監察の実施

### 1 政策の内容

- (1)警察庁、管区警察局及び都道府県警察における監察体制の整備
- (2)警察庁及び管区警察局による都道府県警察に対する監察の強化 監察体制を増強するとともに、都道府県警察に対する国の関与を強化することにより、警察内部の自浄能力を高め、国民の信頼回復を図る。

### 2 実施状況

(1)警察庁、管区警察局及び都道府県警察における監察担当者の配置状況 平成12年度中の体制との比較(平成15年4月現在)

警察庁	首席監察官以下6人が18人に。監察官は1人から3人に。
管区警察局	総務監察部(関東管区警察局においては、監察部)を設置し
	2 5人から131人に。
都道府県警察	首席監察官の格上げを行い、地方警務官の首席監察官は5人
	から42人に。

(2) 都道府県警察における首席監察官の地方警務官への格上げ状況

平成12年度は5都道府県においてのみ首席監察官が地方警務官であったところ、平成13年度から増員及び振替えを実施し、平成15年度は9人の増員が認められたため、首席監察官が地方警務官となっていないのは、高知県、山梨県、徳島県、島根県及び鳥取県の5県である。

### 首席監察官

監察部署における責任者であり、「命を受け、監察に関する事務を掌理する」などとされている。

### 地方警務官

都道府県警察に置かれる職員のうち、警視正以上の階級にある警察官のことをいう。また、地方警務官は国家公務員とされている。

首席監察官を地方警務官へ格上げしたことにより、

所属長が地方警務官である所属に対する監察が強化された。

警察内部の主要会議のメンバーとなったことから、監察の立場からの意見が反映されやすくなった。

などの効果が認められている。

# (3)監察実施回数

<警察庁及び管区警察局の監察実施回数>

			平成12年4・5月	平成13年4・5月	平成14年4・5月
警	察	宀	11(回)	19(回)	16(回)
管 [2	X警察	察局	73(回)	172(回)	222(回)

# (参考)

# 都道府県警察が行った監察

平成 1 2 年 4 · 5 月 2 , 5 2 6 (回) 平成 1 3 年 4 · 5 月 3 , 1 0 8 (回) 平成 1 4 年 4 · 5 月 4 , 8 4 3 (回)

警察庁が平成13年6月及び平成14年6月に調査したもの。

# (4)その他参考

<警察庁及び管区警察局が全都道府県警察を対象に行った監察実施項目>

	第1四半期	不祥事案の原因究明状況及び再発防止対策の実態把握			
亚世 1 2 年度	第2四半期	特別監察における指摘事項の改善状況			
平成12年度	第3四半期	犯罪等による被害の未然防止活動の推進状況			
	第4四半期	犯罪等による被害の未然防止活動の推進状況			
	第1四半期	不祥事案対策の推進状況			
	年   四十期 	職務倫理教養と身上把握の推進			
		交通事故・事件の捜査管理の徹底			
	第2四半期	証拠物件の保管管理の徹底			
		受傷事故防止対策の推進状況			
平成13年度		少年事件等の管理の徹底			
	第3四半期	警察署協議会の適切な運営			
		苦情申出制度の運用状況			
		告訴・告発事件に対する取組状況			
	第4四半期	不祥事案対策の推進状況に関する監察における指摘事項の			
		改善状況			
	  第 1 四半期	交通街頭活動における殉職・受傷事故防止対策の推進状況			
	为 · 四十朔	交通違反・事故の捜査管理の徹底			
	  第2四半期	地域警察活動における殉職・受傷事故防止対策の推進状況			
   平成14年度	第 2 四十 <u>期</u>	銃器・薬物事犯の捜査管理の徹底			
<del>竹</del> 双   4 <del>円</del> 支	第3四半期	実戦的かつ効果的なけん銃訓練等の推進状況			
		国民のための警察活動体制の強化			
	  第4四半期	捜査活動における殉職・受傷事故防止対策の推進状況			
	为华四十别	捜査管理及び証拠物件の保管管理の徹底			

### < 実効ある監察の実施 >

警察庁及び管区警察局が、都道府県警察を対象に監察を実施する際には、業務主管課と連携し、上記のとおり全国統一実施項目を定め、更に監察に当たっての着眼点を定めている。例えば、平成14年度第1四半期においては、「交通街頭活動における殉職・受傷事故防止対策の推進状況」という監察実施項目について

交通街頭活動中の殉職・受傷事故を防止するための組織管理の徹底及びその 基盤の整備

・ 受傷事故防止体制確立に向けた諸対策の推進状況

受傷事故防止に向けた体制が確立されているか(ワーキンググループ等) 受傷事故防止対策の基本となる通達・教育資料の見直し等を適宜行って いるか

体制の確立、執務資料の作成等に当たり、工夫している点はあるか

・ 活動現場における幹部の指揮監督状況

幹部が現場に赴き、的確な指導監督を行っているか(現場点検) 在署幹部による的確な指揮監督がなされているか 幹部による指導監督について、工夫している点はあるか

現場資機材の整備・活用状況

装備資機材の十分な活用が図られているか

主な装備資機材の増強・更新状況

装備資機材に関するニーズ・要望の吸上げのため、工夫をしている点は あるか

といった着眼点に沿って監察を実施した。

その結果、良好と認められたのは、

- ・ ワーキンググループ等を設置し、組織的な安全管理と警察官の受傷事故防 止能力の向上に必要な各種施策を推進している。
- ・ 夜間視認性に優れた自発光式の臨場服等の拡充を図っているほか、各種装 備資器材を有効に活用し、受傷事故防止に努めている。
- ・ 受傷事故防止検討会等の実施及び教育資料の作成・配布により、受傷事故 防止についての意識付け、啓発に努めている。

といった点があり、また、不十分と認められた点があったため指導したのは、

- ・ 本部において、実施した現場点検結果に基づき、関係所属に対して確実に 是正指導を行うとともに、点検結果を集約・分析し、執務資料の作成・配付、 装備資器材の改良等、問題点の改善に向けた方策を講じるよう指導した。
- ・ 夜間検問要領、事故時の交通規制訓練等の体験・実践型訓練を積極的に実施するよう指導した。

といったものがあり、指導を受けた都道府県警察においては必要な措置を講じ、改善に努めている。

# <懲戒処分者数の推移>

平成10年	1 9 5
平成11年	3 5 6
平成12年	5 4 6
平成13年	4 8 6
平成14年	5 6 9

# 3 経過の分析

監察体制の整備により、非違事案の未然防止に配意した監察実施計画を策定し、 実態を把握の上、業務改善を図っている。

# 4 今後の課題

- (1)引き続き、都道府県警察における首席監察官の地方警務官への格上げ(5県未了)を推進する。
- (2)引き続き、実効ある監察を実施し、警察の能率的な運営及びその規律の保持に努めていく。

# 5 所管課

人事課

# 行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする政策の名称 第1 「警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化」

4 公安委員会の管理機能の充実と活性化 - a

### 1 政策の内容

警察の行う監察をチェックする機能の強化

警察に対して、監察の実施状況を公安委員会に報告することを義務付けるとともに、公安委員会は、監察について必要があると認めるときは具体的又は個別的な指示ができる旨規定することにより、公安委員会の管理機能の充実と活性化を行い、国民の信頼回復を図る。

### 2 実施状況

平成12年の警察法改正により、国家公安委員会・都道府県公安委員会等は、 監察について必要があると認めるときは警察庁・都道府県警察に対して具体的又 は個別的な指示ができることとしたほか、警視総監又は警察本部長に都道府県公 安委員会に対する懲戒事由に係る事案の報告義務を課した。

(1)公安委員会に対する監察実施状況の報告状況

警察庁及び各都道府県警察では、監察に関する規則に沿って、監察実施計画について年度当初に、その実施の状況について四半期ごとに1回以上、国家公安委員会又は都道府県公安委員会に対して報告している(別添参照)

(2)都道府県公安委員会による監察の指示(警察法第43条の2第1項)の実施状況

平成13年4月、神奈川県公安委員会は、不祥事案の再発防止の一層の徹底を図るため、人事管理、教育、身上把握、組織の士気高揚等の諸事項について監察を行い、その結果を報告するように神奈川県警察に指示した。神奈川県警察においては、その指示に従って監察を実施し、その結果を平成13年9月に同公安委員会に対して報告した上、その後1年の進ちょく状況について、平成14年10月に報告した。

平成13年7月、奈良県公安委員会は、奈良県警察において幹部職員を含む 複数の警察職員が長期間にわたり私企業の関係者との間で違法・不当な関係を 続けていたという不祥事が発生したため、本事案の問題点を踏まえ、人事管理、 業務管理、身上把握及び倫理教育の諸事項について監察を行い、その結果を報 告するよう奈良県警察に指示した。奈良県警察においては、その指示に従った 監察を実施し、その結果について平成13年11月に同公安委員会に対して報 告した。

(3)監察事案の報告状況(警察法第56条第3項)

各都道府県警察においては、都道府県公安委員会の定めるところにより、都道

府県警察の職員が職務遂行に当たり、法令等の規定に違反したことが明らかになった場合等、報告すべき事項を報告している。

# 3 経過の分析

公安委員会に対して、監察事案、監察実施状況等につき報告がなされるようになり、報告の都度、具体的な指導・助言を受けている。

## 4 今後の課題

各公安委員会に対する報告を引き続き適時適切に行っていく必要がある。

# 5 所管課

人事課

# 監察に関する規則(平12.1.25 国家公安委員会規則第2号)

施 行 平12.4.1

(目的)

第1条 この規則は、警察の能率的な運営及びその規律の保持に資するため、警察庁及び都 道府県警察が実施する監察に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (監察実施計画)

- 第2条 警察庁長官、警視総監及び都道府県警察本部長(以下「監察実施者」という。)は、 毎年度、監察を実施するための計画(以下「監察実施計画」という。)を作成しなければ ならない。
  - 2 監察実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - 一 監察の種類
    - 二 監察の実施項目
    - 三 監察の対象とする部署
    - 四 監察の時期
  - 3 監察実施計画を作成したときは、警察庁長官は国家公安委員会に対し、警視総監及び 道府県警察本部長は都道府県公安委員会に対し、速やかに、これを報告しなければなら ない。

## (実施)

**第3条** 監察は、監察実施計画に従い、実施しなければならない。ただし、警察の能率的な 運営又はその規律保持のため特に必要があるときは、その都度、速やかに、実施しなけれ ばならない。

### (留意事項)

- 第4条 監察を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。
  - 一 厳正かつ公平を旨とすること。
  - 二 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。
  - 三 関係者の人権に配慮すること。
  - 四 必要な限度を超えて関係者の業務に支障を及ぼさないよう注意すること。

### (国家公安委員会等への報告)

第5条 警察庁長官は国家公安委員会に対し、警視総監及び道府県警察本部長は道府県公安 委員会に対し、四半期ごとに少なくとも一回、監察の実施の状況を報告しなければならな 611

# (監察の結果に基づく措置)

第6条 監察実施者は、監察の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

附則

(施行期日)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

# 行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称

- 第1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化
- 4 公安委員会の管理機能の充実と活性化 b、c、d

### 1 政策の内容

(1)補佐体制の確立

補佐体制を確立することにより、公安委員会の審議の活発化を図り、公安委員会の役割である「警察に対する管理」の機能を充実させる。

(2)「管理」概念の明確化

「管理」概念を明確化することにより、公安委員会の役割を明確にし、 警察庁や都道府県警察からの報告等が適切になされるよう図る。

(3)公安委員の任期の制限

公安委員の任期を制限することにより、豊富な経験と高い識見を有する 者の中から幅広く適任者を求め、公安委員会と警察との間の緊張関係を担 保することにより、公安委員会の審議の活発化を図る。

- 2 実施状況
- (1)補佐体制の確立について
  - ・補佐体制の確立状況(平成14年12月末現在)

国に国家公安委員会会務官を新設する(平成13年4月)など、国・都 道府県ともに補佐体制が強化された。

玉

 平成12年1月末
 5人(総務課)

 平成14年12月末
 11人(国家公安委員会会務官室)

都道府県(合計)

平成12年1月末 117人

- 平成14年12月末 235人(公安委員会補佐室等を設置)

- (2)「管理」概念の明確化について
  - ・公安委員会運営規則等の改正状況等

国・47都道府県・4方面のすべての公安委員会において、公安委員会 運営規則等を改正し、「管理」概念を明確化した。その後も、全国会議に おける情報交換等を通じて、「管理」概念の趣旨の徹底を図っている。

\*「管理」概念について

国家公安委員会による警察庁の管理とは、国家公安委員会が警察行政の 大綱方針を定め、警察行政の運営がその大綱方針に則して行われるよう警 察庁に対して事前事後の監督を行うことと解釈されてきた。(都道府県公 安委員会と都道府県警察本部も同じである。)この概念を明確化するため、 国家公安委員会運営規則第2条を次のように改正した。

### 第2条

- 2 委員会は、法第5条第2項各号に掲げる事務について、その運営 の大綱方針を定めるものとする。
- 3 前項の大綱方針は、法第5条第2項各号に掲げる事務の運営の準則その他当該事務を処理するに当たり準拠すべき基本的な方向又は方法を示すものとする。
- 4 委員会は、法第5条第2項各号に掲げる事務の処理が第2項の大綱方針に適合していないと認めるときは、警察庁長官(以下「長官」という。)に対し、当該大綱方針に適合するための措置に関し、必要な指示をするものとする。
- 5 委員会は、長官から法第12条の2第1項又は前項の規定による 指示に基づいてとつた措置について必要な報告を徴するものとす る。

### (3)公安委員の任期の制限について

・警察法の一部を改正する法律

平成12年の警察法の一部改正により、国家公安委員会委員については 1期5年の2期まで、都道府県公安委員会委員については1期3年の3期 までと委員の再任制限に関する規定を設けた。

・委員の任期の状況

国家公安委員会委員

### 都道府県(方面)公安委員会委員

(4)公安委員会の管理機能の強化の状況(事例)

定例会議における審議の活発化

- ・定例会議に付議される案件について、主管課等から、その背景等に関する 説明をあらかじめ聴取し、より踏み込んだ審議を実施することができるよ うにした。
- ・委員が、定例会議の場とは別に、相互に意見の交換等を行う機会を設け、

定例会議における一層の審議の活発化を図った。

### 緊急事態への備え

・国家公安委員会は、天災等により速やかな参集が困難な場合等に備え、テレビ会議システムを導入し、その使用についての申合せを行った。

### 第一線の活動状況の把握

・管理の前提として、第一線の警察職員の活動状況を把握するため、警察本 部長等から報告を受けるほか、警察署等に出向いて、直接に警察職員から の意見聴取等に当たった。

## 3 経過の分析

公安委員会は、補佐体制を整備し、「管理」概念の明確化も図っている。また、法改正の結果、極端に長期の在任となる委員はいなくなった。

補佐体制が整備されたこと等により、公安委員会の管理機能の強化と審議の 活発化が図られている。

「管理」概念の明確化が図られたことにより、警察庁や都道府県警察による 報告の在り方が整理された。

### 4 今後の課題

公安委員会の管理機能の充実と活性化のためには、審議の充実、第一線の活動状況の把握等を常に図っていく必要があり、引き続き、補佐体制を活用して、活動に当たる。

# 5 所管課

国家公安委員会会務官

# 行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称 第2 「国民のための警察」の確立

1 国民の要望・意見の把握と誠実な対応 - a

### 1 政策の内容

### 警察安全相談の充実

警察に寄せられた相談の取扱件数が増加していることから、警察安全相談 員の配置等による体制の整備や、相談担当職員に対する教育の徹底及び関係 機関との連携の強化等を行うことにより、住民からの相談に的確に対応し、 犯罪等による被害の未然防止の徹底等を図る。

### 2 実施状況

### (1) 警察に寄せられる相談取扱件数の推移

平成14年中に増加した相談内容の主なものは、金銭・物品貸借、悪質商法、職場・近隣・友人等の対人関係、男女間暴力、ハイテク関係、生活困窮等である。

10年	11年 12年		年 12年 13年	
347,849	343,663	744,543	930,228	1,058,772

警察総合相談室、警察本部警察安全相談窓口及び警察署警察安全相談窓口における取扱件数(別添1参照)

### 【解決事例】

### ストーカー事案

平成14年8月、「元交際相手から脅迫的な面会強要のメールを受信した。」との相談を受理し、相談者の自宅、勤務先周辺の警戒をしていたところ、相談者の自宅付近の路上で元交際相手の車両を発見、文化包丁を所持していたことから銃刀法違反で現行犯逮捕した。

## 痴漢・変質者の出没

平成13年11月、中学校教諭から、「生徒が通学時間帯にひんぱんに痴漢の被害に遭っている。」との相談を受理し、管轄署の生活安全課、刑事課及び地域課員による相談対応チームを編成して、学校関係者と警戒活動を実施するとともに捜査活動を徹底し、平成14年8月、被疑者を迷惑防止条例違反事件で逮捕した。

#### 迷惑行為

平成14年4月、「2年間にわたり、自宅の駐車場へガムの噛みかすを捨てられて 迷惑している。」との相談を受理し、警ら活動中における立ち寄りなどを継続した ところ、2年前に同家の車と接触しそうになったことを根に持ち、ガムの噛みかす を捨てていた行為者を発見するに至り、厳重な警告を行って迷惑行為を解決した。

### 被害者対策

平成14年5月、離婚問題から夫が妻を殺害し、その子供を養育していた叔父、叔母から「事件の後遺症から精神的に不安定な子供を施設に入れるべきかどうか悩んでいる。」との相談を受理し、関係機関と連携して、臨床心理士による子供のカウンセリングを行った結果、叔父、叔母による養育に支障がないとの判断がなされ、

自信を取り戻した叔父、叔母がその子供を養育することになった。

(2) 警察安全相談員(非常勤の元警察職員等)の配置等体制の整備状況

平成13年度から地方財政計画において、非常勤の警察安全相談員に係る経費が 措置され、平成14年12月末現在、警察本部に67名、警察署に522名が配置されて いる。

警察署における専任又は兼任(ただし、兼任の場合は、相談業務を主な仕事として従事する場合に限る。)相談員数:1,792名(平成14年12月末現在)

警察署における専任又は兼任相談員数の推移

H12.6末	H13.1末	H13.9末	H14.6末	H14.12末
1,120(43)	1,437(63)	1,569(441)	1,773(520)	1,792(522)

### ( )は警察安全相談員数で内数

### (3) 教育の実施

都道府県警察の相談業務担当の警部補等を対象として、カウンセリング技術等の修得を重点とした警察安全相談実務専科(注)を平成13年度から実施している。 (注)「専科」とは、警察職員に対し、特定の分野に関する専門的な知識及び技能を修得さ

せるために行う専門的な教育のことをいう。

(4) 関係機関・団体との相談ネットワークの構築状況及び連携状況

多岐にわたる相談案件の迅速的確な解決を図るため、全都道府県警察本部において関係機関・団体との相談ネットワークを構築し、関係機関・団体との連携を推進している。(別添2参照)

(5) 相談業務に係る表彰件数

警察庁及び都道府県警察において、相談業務に関する積極的な賞揚措置を推進 している。

表彰件数(平成14年中)

<b>警</b> 第	₹	庁		都	道	府	県	警	察
警察庁長官賞	生 活	安全局長	員	部		署	個		人
1件 4件				1	11件		1	,774	件

表彰事例(別添3参照)

## 3 経過の分析

### (1) 推進状況

関係機関・団体との相談ネットワークの構築及び連携の強化により、相談案件の円滑な引継ぎ等が図られた結果、犯罪等による被害を未然に防止するなど適切な事案解決に至った事例が見られた。

### (2) 問題点

相談取扱件数が急増しており、体制不足と事件・事故対応等の他業務への影響が懸念される。

都道府県における財政事情が厳しいことから、非常勤の警察安全相談員の採用・配置による体制強化が困難となっている。

国民から寄せられる相談が多岐にわたっており、相談担当者等の対応能力向

上のための指導・教育を更に充実させる必要がある。

# 4 今後の課題

引き続き非常勤の警察安全相談員の採用・配置等による体制の強化に努める。 全職員に対する相談対応能力向上のための指導・教育を推進するとともに、相 談マニュアルを更に充実させる。

警察庁及び都道府県警察において、今後とも適切な賞揚措置を推進する。

# 5 所管課

生活安全企画課

平成 14年相談取扱件数 (総数)

			7717	14年作政以为11年数(	100 女人	取扱	/ <del>//</del>	前在	<del>カナ</del> トレ
	-	相	談	内	容			前年	
	I		o * * ! !! / B /			H 1 4	H 1 3	増減数	増減率
				自宅等訪問、手紙、FAX		20,173	23,298	-3,125	-13.4%
				とい・無言、ひわい、交際強		17,264	21,200	-3,936	-18.6%
					虚偽偽計等)	46,491	44,781	1,710	3.8%
	7.4	犯 罪 予 防		者の出没(不安		20,068	24,124	-4,056	-16.8%
	防		騒音 (土建現		自動車)	8,332	9,000	-668	-7.4%
		迷 惑 行 為			自転車)	12,631	14,743	-2,112	-14.3%
	ΧП		ペット迷	惑 、 悪 臭 、	落書き	8,751	6,112 2,544	2,639 -430	43.2%
	犯		<u>い わ ゆ る</u> そ	<u>ホームレ</u> の	ス 問 題 他	2,114 77,476	67,536	9,940	-16.9% 14.7%
		応 急 救 護			人 等 )	13,850	15,163	-1,313	-8.7%
生	問	危害防止			問題等)	1,948	2,344	-396	-16.9%
	103	少年問題		じめ、親子間暴		23,184	26,131	-2,947	-11.3%
		風俗環境浄化		 風紀看板、テレ	<u> </u>	4,631	4,133	498	12.0%
	題				力的取立て)	65,008	30,610	34,398	112.4%
	~	環境問題		ゴミ焼却、水質の	汚染等)	8,715	9,594	-879	-9.2%
		薬 物 乱 用		剤 、 シ ン ナ	- 等 )	3,940	4,574	-634	-13.9%
		ハイテク関係	-		クセス等)	13,562	9,305	4,257	45.7%
		銃 器 問 題		処分、不法所持、	密売等)	512	579	-67	-11.6%
活		そ の 他			合 わ せ )	18,366	19,898	-1,532	-7.7%
			小	計		367,025	335,669	31,356	9.3%
		結婚緣組問題		内 縁 関 係 時 を	含 む )	3,515	3,845	-330	-8.6%
		離婚離緣		料 問 題 を 含	t) )	8,635	8,722	-87	-1.0%
	家		扶養	認知知		843	907	-64	-7.1%
			遺産	相続		3,048	2,908	140	4.8%
	事		家庭不和(酒癖	醉、賭事、不倫、嫁如	5 の 不 仲 )	19,900	18,289	1,611	8.8%
安			男女間暴力(	内縁含む夫婦、	恋 人 間 )	18,738	14,210	4,528	31.9%
	問	身 上 困 り ご と	職場、近隣	集、友人等の対	人 関 係	34,154	29,285	4,869	16.6%
			生	活 困	窮	16,054	12,022	4,032	33.5%
	題		そ	Ø	他	35,435	32,945	2,490	7.6%
			そ の	他		13,326	15,769	-2,443	-15.5%
			小	計		153,649	138,902	14,747	10.6%
全		家屋 問題	(売買、賃	貸、入居者の身	十元等)	7,577	7,796	-219	-2.8%
	民	土 地 問 題	(売買、賃貸、私	有地の不正使用、境界ト	ラブル等)	9,379	9,808	-429	-4.4%
		金 銭 、 物 品 貸 借			合も含む)	116,412	66,518	49,894	75.0%
	事	その他契約、取引		係 ( 就 · 退 職 、 給	与問題)	6,427	6,491	-64	-1.0%
			売 買 、 保 険 契		取引関係	16,422	13,819	2,603	18.8%
	問	(悪質商法を除く)		0	他	29,848	20,078	9,770	48.7%
		損害 賠 償			除 ()	9,616	9,321	295	3.2%
	題		そ の	他		22,721	22,355	366	1.6%
			<u>小</u>	<u>計</u> 他		218,402	156,186	62,216	39.8%
		<del>-</del>	の 計	112		33,251 772,327	31,104 661,861	2,147 110,466	16.7%
-	遺		•	 拾	得	5,163	5,664	-501	-8.8%
総	職	務執行等に関		、不祥事案	の反響	14,002	14,404	-402	-2.8%
務	職	務執行			激励	3,410	2,129	1,281	60.2%
警	被	害者対		関する	ح د	1,794	1,683	111	6.6%
務			そ の	他		13,765	12,167	1,598	13.1%
			計	······································		38,134	36,047	2,087	5.8%
		暴	力 団	問題		7,782	6,707	1,075	16.0%
刑	<b>*</b>	<i>V</i> +1		わいせつ、強姦の事	件相談)	2,698	2,680	18	0.7%
	<b>尹</b>	件	そ	Ø	他	58,130	50,373	7,757	15.4%
事		-	そ の 他(盗難・海	外渡航証明等)		14,638	11,779	2,859	24.3%
			計			83,248	71,539	11,709	16.4%
		<b>+</b>		( 迷 惑 駐 車 を	含 む )	24,354	28,430	-4,076	-14.3%
	取	締り		(暴走族を	含 む )	3,918	4,785	-867	-18.1%
	-		₹	0	他	12,671	11,716	955	8.2%
交	_		事故処理		明 関 係	7,310	8,562	-1,252	-14.6%
	事	故		保険金	請求	4,802	5,141	-339	-6.6%
\ <del>-</del> 2	4		そ - エカ	Ø A	世 但	3,786	3,511	275	7.8%
通	免坦	<u></u>	行 政	如 分 田 42 等 4 所	関 係	10,926	10,563	363	3.4%
	規交		<u>、道路使</u> 通	用 、 保 管 場 所	証明)	9,095 1,364	9,874	-779 -121	-7.9% -8.1%
	~		そ の	他	¥权	11,178	1,485 11,326	-121	-8.1%
			計	تا تا		89,404	95,393	-5,989	-6.3%
警	密	入 国	 に 関	す る	ح خ	523	517	-5,969	1.2%
-	_		そ の	他		3,428	2,587	841	32.5%
備			計	in the second		3,951	3,104	847	27.3%
		<del>そ</del>	Ø	他		34,114	28,493	5,621	19.7%
意	味			らの意味不明	内 容 )	37,594	33,791	3,803	11.3%
		合		計		1,058,772	930,228	128,544	13.8%
Щ_		I		#1		,,	,	,0.1	. 0.070

## 関係機関・団体との連携状況

### 【連携による解決事例】

### 配偶者からの暴力

平成 14年6月深夜に、「夫が日常的に暴力を振るい耐えきれないので、子どもを連れて避難したい。」旨の相談を受理し、女性相談所や児童相談所の担当者と連携して母子とも県外の施設に保護した。

### 防犯設備の設置

「市営霊園が少年(暴走族等)のたまり場となっていて不安である。」との相談を受理し、平成 13 年8月以降、延べ5回にわたり市に防犯設備の設置を申し入れた結果、平成 14 年6月、同所に防犯カメラ4台、防犯灯6基が設置され、付近住民の不安感の解消を図った。(茨城)

#### 家庭内暴力

平成 14 年 5 月、「息子と二人暮らしの老女が、息子から暴力を受けている。」との相談を受理し、老人介護支援センターと連携して老女を老人介護施設に入所させた。

## 悪質商法

- ・ 平成 14年5月、「東京の業者から使用した覚えのないQ2サイト利用名目の料金 請求があった。」との相談が数多く寄せられたため、県消費生活センターと連携して、 地元マスコミを通じた広報活動を行い、被害の未然防止を図った。(青森)
- ・ 平成 14 年 2 月、「高額布団を購入したが返したい。」旨の相談を受理し、生活科 学センターと連携してクーリングオフ等の手続を指導し、解約させることができた。 (石川)

### 環境問題

平成 14 年 6 月、「スナックのカラオケ騒音に迷惑している。注意してほしい。」との 相談を受理し、市公害対策課と連携して注意文書を作成し、スナックビル内の全戸に配布して注意を喚起した。(大阪)

# 【連絡協議会の開催等による連携事例】

相談関係機関との個別的ワーキンググループの設置

警察における相談取扱いの中で、関係機関との緊密な協力関係等が必要な分野に関して、関係機関と個別的にワーキンググループを設置して協議を継続した結果、以下のように連携機能の充実が図られた。(宮城)

精神保健問題:精神救急休日当番医制度、緊急入院施設増設、休日緊急連絡体制 の確立(関係機関~県障害福祉課、仙台市障害企画課)

傷病動物等保護問題:傷病動物、動物死体、野生動物、ペット動物等の取扱いに 関する関係機関統一マニュアルの策定中(関係機関~県自

然保護課、県生活衛生課)

婦人・児童保護問題:配偶者暴力防止法の広報資料の共同作成・活用(関係機関

# ~婦人相談所、県子ども家庭課)

### 精神保健関係機関との連携

平成 13 年 4 月から平成 14 年 6 月まで延べ 10 回にわたり、県保健衛生部障害福祉課に対し、夜間・休日における精神障害者の入院措置、移送体制及び連絡体制の強化について申し入れたところ、精神障害者の移送について、専用車両の配置、移送業務担当者(嘱託職員)の採用・配置、夜間・休日における各保健所の次長を緊急連絡先とした連絡体制の確立による連携機能の充実が図られた。(茨城)

### 児童・婦人保護問題関係機関との連携

平成 14 年 6 月、児童虐待や配偶者、パートナーなど親密な関係にある者からの暴力について、関係する機関相互の情報交換や県民への意識啓発、早期発見、早期対応並びに被害者への支援などを行えるようにするため、既設の「児童虐待防止メインネットワーク」、「女性に対する暴力防止連絡協議会」、「配偶者暴力相談対応体制検討会」を統合し、県子育て支援室長を会長、県警参事官兼生活安全企画課長及び少年課長を委員としたネットワークを設立した。(静岡)

# 警察庁及び都道府県警察における賞揚事例

### 1 警察庁

警察庁長官賞(広島県)

警察本部警務部及び大規模警察署3署に警察安全相談課を新設して体制の充実を図るととともに、相談業務に関する関係機関・団体との相談ネットワークの構築を積極的に推進した。

生活安全局長賞(秋田県、千葉県、高知県、福島県)

警察安全相談員の配置運用、相談専用車両の配備等により相談対応体制を充実するとともに、相談業務に関する関係機関・団体との相談ネットワークの構築を積極的に推進した。

### 2 都道府県警察

### 【部署】

本部長賞状

平成 14 年 7 月、「娘が実父から性的虐待を受けている。」と娘の実母からの相談を 受理し、同母子を保護施設で保護するとともに、実父を児童福祉法違反等で逮捕した。 本部長賞誉(宮崎県)

ストーカー規制法に基づく警告・禁止命令等の行政措置を積極的に実施し、犯罪等からの被害防止対策を推進した。

### 総務部長賞

平成 14 年 10 月、「生活苦から息子を殺して自分も死ぬ。」という母親からの自殺願望の相談に対し、児童相談所、民生委員、自治会等と連携して息子を保護施設で一時保護するとともに生活保護の受給手続きを勧めるなどして、母親に生きる望みを与えて自殺を思い止まらせた。

### 【個人】

本部長賞誉(滋賀県)

平成 14 年 5 月、女性への声かけ事案の相談から、補導員や地域住民との協働活動 や有線放送による広報活動を推進するとともに自治体への防犯灯の新規設置等を積極 的に働きかけた。

本部長賞誉(奈良県)

平成 14 年7月、「サラ金業者から金を借りたが利息が高すぎるように思う。」との相談を受理し、同業者を貸金業法違反で逮捕した。

生活安全部長賞(徳島県)

平成 14 年 5 月、相談を端緒として、高齢者の被害に係る贋物の高額着物売買を仮装した詐欺及び特定商取引法違反事件を検挙した。

生活安全部長賞

平成 14 年 8 月、帰宅途中の小学生に対して、道を尋ねるふりをして卑わいな言動をする不審者についての相談を受理し、似顔絵を作成するなどの捜査活動を強化し、被疑者を迷惑防止条例違反により検挙した。

# 行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称 第2 「国民のための警察」の確立

1 国民の要望・意見の把握と誠実な対応 - b

#### 1 政策の内容

告訴・告発への取組みの強化

告訴・告発については、国民の権利等を不当に侵害することのないよう、その取扱いの適正化と迅速的確な捜査の推進を図る。

## 2 実施状況

#### (1)告訴・告発の取扱い状況

平成14年の受理件数は3,035件で、平成11年に比べ663件(28.0%)の増加、処理件数は3,339件で、平成11年に比べ911件(37.5%)の増加、未処理件数は3,563件で、平成11年同期に比べ588件(19.8%)の増加となっている。

	10年	11年	12年	13年	14年
受 理 件 🦸	久 2,478	2,372	3,449	3,319	3,035
処 理 件 🦸	2,554	2,428	2,713	3,167	3,339
未処理件	效 3,015	2,975	3,715	3,867	3,563

告訴・告発の処理状況

12年		13年	14年
受理後1年未満	1,772( 65.3%)	2,074( 65.5%)	2,041( 61.1%)
受理後1年以上	941( 34.7%)	1,093( 34.5%)	1,298( 38.9%)
合 計	2,713(100.0%)	3,167(100.0%)	3,339( 100%)

告訴・告発の未処理状況

	12年	13年	14年		
受理後1年未満	1,936( 52.1%)	1,891(48.9%)	1,569( 44.0%)		
受理後1年以上	1,779( 47.9%)	1,976(51.1%)	1,994( 56.0%)		
合 計	3,715(100.0%)	3,867(100.0%)	3,563( 100%)		

注:いずれも、知能犯罪にかかわる告訴・告発の統計である。

#### (2)告訴・告発の取組み状況

#### ア 体制の強化

地方警察官の増員

告訴・告発を適正に受理し、迅速に事件処理するための体制の確立のため、所要の増員がなされた。

警察庁職員の増員

平成13年度に告訴・告発事件捜査指導強化のため1名(係長)の増員がなされた。

#### イ 指導・教育の強化

#### 告訴専門官会議の開催

平成12年以降、毎年、全国の告訴専門官を対象とした告訴専門官会議を開催 し、告訴・告発の現状認識、適正化に向けた告訴専門官の役割、迅速的確な捜 査の推進方策等について協議している。

「告訴専門官」とは、警察署における告訴・告発の取扱いの現状を常に把握するとともに、専門的・技術的指導等を行うために、各都道府県警察本部捜査第二課に設置された職であり、民・商事に係る法令・実務知識に通暁した警視又は警部の階級にある者をもって充てられている。

#### 告訴・告発捜査専科の実施

平成13年以降、毎年、告訴専門官を補助する警部補を対象とした告訴・告発 捜査専科(全国規模)を実施し、告訴・告発の現状と問題点、受理(相談を含む)要領、受理時の配意事項、処理要領等について教育している(平成14年度は専科生30名)。

都道府県警察に対する業務指導の強化

平成12年以降の告訴・告発の受理等の増加に対応するため、都道府県警察本部、警察署に赴き、告訴・告発に関する実態調査及び指導を行うための体制を強化するなどにより、回数、内容ともに拡充させた業務指導を実施している。

また、都道府県警察を挙げて、集中的かつ効率的に告訴・告発事件捜査を推進するため、告訴・告発捜査強化月間等の指定等を推奨している。

#### ウ 評価の見直し

告訴・告発事件については、これまで必ずしも評価が高くなかったが、社会的 反響の大きいものや立証に困難を伴う事件もあることから、着実に捜査を尽くしている部署・個人を十分に評価し、その士気高揚を図るため、平成12年以降、告訴・告発事件捜査に係る賞揚を行っている。また、これに伴い、各都道府県警察 においても、同様の評価の見直しを実施している。

#### 3 経過の分析

#### (1)推進状況

都道府県警察において告訴・告発捜査強化月間等を実施するなど、告訴・告発の 処理を積極的に推進した結果、処理件数が大幅に増加した。

告訴・告発の適正な取扱いが図られ、平成14年中の告訴・告発の受理・処理をめぐる不適正事案(懲戒処分を受けたもの)は皆無であった。

#### (2)問題点

処理件数は大幅に増加しているものの、受理件数が引き続き高い水準で推移していることから、依然として多数の未処理件数を抱えている状況にある。

#### 4 今後の課題

これまで、地方警察官の増員を始めとする捜査体制の確保等各種取組みを推進してきたことにより、処理件数が大幅に増加するなど一定の成果が現れつつある。しかし、事件の内容の複雑化により処理期間が増大し、捜査体制等も未だ必ずしも十分でないため、多数の未処理件数を抱えている。引き続き捜査体制及び指導体制の強化等を図り、その取扱いの適正化と迅速的確な捜査をより一層強力に推進していく。

#### 5 所管課

捜査第二課

# 行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称 第2 「国民のための警察」の確立

1 国民の要望・意見の把握と誠実な対応 - c

#### 1 政策の内容

職務執行における責任の明確化

窓口職員等の名札の着用、警察官等の識別章の着装及び警察手帳の形状変更 を実施し、警察官等の職務執行における責任を明確化し、職務執行の適正を 担保することにより、国民の信頼回復を図る。

(写真1、2参照)

#### 2 実施状況

- (1)窓口職員等の名札の着用者数の推移(平成13年、平成14年)
  - · 着用実施

警察庁(内部部局、附属機関及び地方機関)

平成13年1月から実施

各都道府県警察

平成13年6月から実施

- ・ 名札を着用する職員(別添1参照)
- ・ 着用者数の推移

	平成 1 3	年6月	平成14年6月		
	着用業務	うち常時	着用業務	うち常時	
	従事者数 着用者数 着		従事者数	着用者数	
警察庁	324	29	318	27	
都道府県警察	72,950	41,655	74,137	42,242	
合計	73,274	41,684	74,455	42,269	

#### (2)警察官等の識別章の着装

関係法令等を改正

警察法施行令の改正(平成14年4月1日)

警察官の服制に関する規則等の改正(平成14年7月5日)

・ 平成14年10月1日から実施した。

#### (3)警察手帳の形状変更の実施

関係法令等を改正

警察法施行令の改正(平成14年4月1日)

警察手帳規則等の改正(平成14年7月5日)

・ 平成14年10月1日から実施した。

#### 3 経過の分析

窓口職員等の名札の着用は、警察庁及び全都道府県警察において実施され、2 2都道府県警察から「名札を着用することにより、窓口で対応する職員が言動等 において責任ある対応を心がけるようになった」との意見が寄せられるなど、着 用者の職責の自覚が促されている(別添2参照)。

制服警察官等は、勤務中は原則として識別章を着装することとされ、個々人の識別が可能となったことから、31都道府県警察から「以前にも増して職務執行に対する責任感と緊張感を持つようになった」との意見が寄せられるなど、職務執行における職責の自覚が促されている(別添3参照)。

新しい警察手帳は、自らが警察官等であることを国民に明らかにする場合には、警察手帳を開いて写真や氏名等の記載された証票及び記章を呈示しなければならない形状となったことから、15都道府県警察から「警察官一人一人が自己の責任を持って勤務するという自覚が高まり、以前よりも市民応接の際の意識が向上した」との意見が寄せられるなど、職務執行における職責の自覚が促されている(別添4参照)。

#### 4 今後の課題

窓口職員等の名札の着用、警察官等の識別章の着装及び警察手帳の形状変更は既に実施されており、今後は継続してその効果や問題点を検証する必要がある。

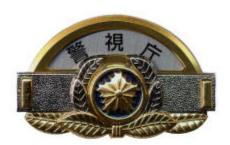
## 5 所管課

人事課

# 識別章

















# 警察手帳





#### 名札を着用する職員

#### 警察庁職員

- 1 庁舎の受付
- 2 情報の公開に関する事務
- 3 行政相談
- 4 地方警務官及び警察庁職員に係る贈与等報告書の閲覧に関する事務
- 5 海外渡航者等からの申請に基づく証明書発給に係る事務
- 6 個人情報ファイル簿の管理に関する事務

#### 都道府県警察職員

警察庁において名札を着用すべき業務の一例を各都道府県警察に示しており、これに基づいて、各都道府県警察において名札着用業務等が定められている。

#### 名札を着用すべき業務の一例

- 1 庁舎の受付
- 2 情報の公開に関する事務
- 3 遺失・拾得物の受理及びその還付並びに証紙の売払い
- 4 留置場受付における接見申出受理及び差入等物品の授受
- 5 警察総合相談、警察安全相談(仮称)及び広聴
- 6 防犯対策に関する事務
- 7 情報セキュリティの相談
- 8 警備業、古物営業及び質屋営業の許可、届出、申請等に関する事務
- 9 少年相談
- 10 危険物の運搬の届出に関する事務
- 11 風俗営業の許可等に関する事務
- 12 銃砲又は刀剣類所持の許可、火薬類の運搬の届出並びに猟銃用火薬類等の譲渡、譲り受け、輸入及び消費の許可に関する事務
- 13 警察署協議会、県警を語る会等部外の意見を聞く会議、会合等の実施
- 14 道路交通法に規定する通告に関する事務
- 15 交通事故相談
- 16 交通規制の対象から除く車両の標章の交付に関する事務
- 17 通行許可、設備外積載の許可及び道路使用許可に関する事務
- 18 駐車許可及び自動車保管場所証明に係る事務
- 19 運転免許証の発給、更新、再交付及び記載事項変更に関する事務
- 20 海外渡航者等からの申請に基づく証明書発給に係る事務
- 21 警察本部における暴力団関係相談

#### 名札着用の効果

各都道府県警察に対し名札の着用の効果について平成14年7月に書面調査を実施した ところ、以下のような回答であった。

来訪者・相談者が安心する、親しみを感じる、親近感がある。

~ 3 0 都道府県

相談受理等において、担当者の名前が分かり来訪者が事後問い合わせをする際、担当者を指名することが多く業務がスムーズに行われる(業務効率がよい、引継がスムーズ等)。

~ 2 8 都道府県

名札を着用することにより、窓口で対応する職員が言動等において責任ある対応を心がけるようになった(担当職員の責任感と緊張感が高揚した、言葉遣いが丁寧になった、市民応接の意識が向上した等)。

~ 2 2 都道府県

#### その他

大規模所属では、職員同士が互いの顔と名前を一致させるのに役立つ。

来訪者にとって、職員と一般人との区別が容易で混乱しない。

「名前を教えろ」等のトラブルがなくなった。

警察署協議会において委員から「名札着用により警察のイメージが明るく感じた」と の意見があった。

取扱者の名前を指定して礼状が寄せられた。

名札にキャラクターを入れており、子供や高齢者対象の交通安全教室等の活動に従事する際、受けがよい。

部外会議で名前を覚えてもらい、早期に信頼関係が築ける。

#### 識別章着装の効果

識別章着装の効果について、各都道府県警察に対し、平成15年2月に書面調査を実施 したところ、以下のような回答を得た。

識別番号を意識することで、以前にも増して職務執行に対する責任感と緊張感を持つようになった。

~ 3 1 都道府県 ~

識別番号を意識することで、言葉遣いや応対の態度がよくなった。

~ 2 4 都道府県 ~

職務執行の相手方が、識別番号を記憶していたため、対応した担当者が判明し、感謝 事例や相談事案等で効果があった。

~ 10都道府県~

市民も関心を持っており、識別章について質問されることも多く、会話が進むことで職務執行が容易となった。

~ 3都道府県~

#### (その他の意見)

庁舎見学者に対して、識別章を呈示しながら説明したことにより、警察の意識改革等 に対する理解を得ることができた。

識別番号を意識することで、職員が氏名を積極的に名乗るようになった。

階級章の部分が大きくなったことから、ガードマンと間違えられなくなった。

#### 警察手帳の形状変更の効果

警察手帳の形状変更の効果について、各都道府県警察に対し、平成15年2月に書面調査を実施したところ、以下のような回答を得た。

職務質問等の際に呈示しやすい上に階級・氏名の確認が容易であることから、警察官 一人一人が自己の責任を持って勤務するという自覚が高まり、以前よりも市民の応接の 際の意識が向上した。

~ 15都道府県~

聞き込み捜査において、手帳の呈示と同時に階級・氏名や顔写真を呈示することで、 相手方に安心感が生じるためかスムーズな捜査協力が得られるようになった。

~ 13都道府県~

外国人に呈示した際、階級と氏名欄にローマ字が併記されているため、一目で警察官であることを認識させることができた。

~ 7都道府県~

階級・氏名を呈示することにより、警察官一人一人の職務に関する責任の明確化がより一層進んだことから、職員全員が警察改革の重みを日々の職務から常に認識するきっかけとなっている。

~ 5都道府県~

#### (その他の意見)

現場で警察官が手帳を呈示することについて抵抗感がなくなり、職務執行にも積極的wになった。

個々の警察官が新しい警察手帳について知ってもらおうとして、呈示方法や説明等を 自分で工夫するなど、手帳の呈示を通じて警察官個人の身分や責任を明確にすることに ついて、意識改革が図られている。

市民が警察に対し、「本当に変わってきている」と認識して接してくれる機会が多くなり、警察のイメージアップに寄与している。

警察手帳を首から吊して携帯することを認めたことで、庁舎内での身分証として活用できる。また、捜索差押え時において、捜査員と対象者を容易に区別できた。

# 行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称 第2 「国民のための警察」の確立

1 国民の要望・意見の把握と誠実な対応 - d

#### 1 政策の内容

#### 警察署協議会の設置

警察署協議会を開催することにより地域住民の要望・意見を把握するととも に、当該要望等を警察署の活動に反映させることにより、国民の信頼回復を 図る。

#### 2 実施状況

平成12年の警察法の一部を改正する法律により、平成13年6月1日より警察 署協議会制度が発足した。平成14年末現在、1,265協議会が設置されている。

#### (1)警察署協議会の開催状況

	平成14年中	平成14年上半期
平均開催回数	4.0回	2.0回
平均開催時間	110.7分	113.6分
平均出席率	88.8%	89.8%

(別添1参照)

(2)警察署協議会委員の構成等(平成14年6月1日現在)

ア 総委員数

11,014人

- イ 一協議会当たりの平均委員数 8.7人
- ウ 委員の構成 男女別では男性が8,156人(74.1%) 女性が2,8 58人(25.9%)となっている。

分野別では、管内事業者が19.7%、自治会等関係者が13. 2%、地域防犯活動団体関係者が10.0%、自治体関係者が9. 1%等となっている。

年齢に関しては、20歳から91歳までとなっている。

(別添2参照)

- (3)地域住民の要望・意見の警察活動への反映状況
  - ア 住民の要望・意見を積極的に警察署の業務運営に反映した例

警察署独自に取り組んだ例

- ・マイクロバスによる移動交番の開設
- ・巡回連絡、パトロール等の街頭活動の強化

自治体等の協力を得て問題の解決に取り組んだ例

- ・警察署、市及び郵便局の情報交換体制の構築
- ・少年のい集場所となっている県営住宅の屋上に侵入防止用フェンス を設置するよう県に働きかけ

- イ 警察署の業務運営について住民の理解と協力が得られた例
  - ・地域防犯ボランティアによる空き家対策としての防犯パトロールの 実施等
  - ・警察、自治会、市、諸団体等との合同パトロールの実施
- ウ その他

・歩車分離式信号の導入に関する意見聴取

(別添3参照)

#### 3 経過の分析

### (1)推進状況

協議会は、四半期に1回の割合で開催されており、出席率も高い。また、 地域住民の要望・意見を把握できるよう、幅広い所属組織、年齢層等から 委員が委嘱されている。

警察署協議会を設置することにより、従来の個別の苦情の処理、相談の対応等に比べて、地域住民全体の要望・意見を把握することができるようになり、「国民の要望と意見の把握と誠実な対応」のための手段として有効である。

協議会における警察側の管内状況、業務運営等の説明により、警察署の 業務運営について住民の理解と協力を得ることができ、地域住民の防犯意 識が向上し、また防犯や交通安全に関し自治体等の関係機関の協力を得る ことにつながっている。

### (2)問題点

ア 業務負担に関するもの

小規模署において開催回数が多い場合には、日程の調整、資料の作成、 議事録の作成等が負担となることがある。

イ 「双方向性」の運営

委員個人の利害が絡んだ要望を述べることがある。

一般的な意見が繰り返し出される。

委員間の協議時間が十分確保できない。

議題の設定や議事進行など協議会の運営全般に警察署が関与しているが、今後は、更に協議会委員の自主的な活動を促す必要がある。

ウ 協議会委員の人選

協議会が平日昼間に開催されるため仕事の都合等で参加できず、適任者でありながら選任できない者がいる。

職域、地域、年齢、性別等のバランスを保つ人選が困難。

#### 4 今後の課題

地域の安全に関する事項については、警察のみならず、地域住民、関係

機関等との連携が重要となってくるが、警察署協議会において、地域住民の自主的な活動(住民によるパトロール等)を促したり、防犯や交通安全に関し警察以外の機関に対して地域住民の要望を伝え協力を求めていく。

資料の作成、議事録の作成等に関し一部過大な業務負担が見受けられることから、警察署管内の治安情勢等その実情に応じた開催回数を検討する。 国民が身近に不安を感じている街頭犯罪等の抑止対策に住民等の意見、要望等を反映させるため、警察署協議会を活用する。

歩車分離式信号の導入に関する意見聴取を行ったように、今後とも、地域住民を代表する者によって構成される警察署協議会において、警察の新たな施策等に関する効果、問題点、要望・意見などを聴取する。

5 所管課 総務課

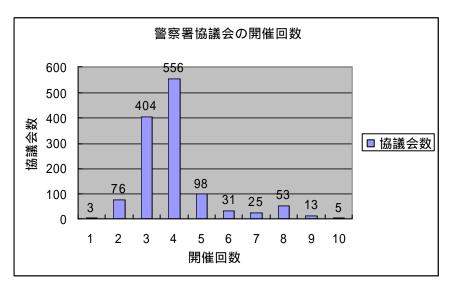
## 平成14年警察署協議会の開催状況について

## 開催回数

全国平均 4.0回

最多(注) 10回 最少(注) 1回

(注)協議会ごとの開催回数の最多及び最少



(注)警視庁三宅島警察署は、警察署協議会を設置しているが、委員の委嘱を行って おらず、協議会も開催されていない。

# 一回当たりの平均出席率

全国平均 88.8%

最高(注) 1 0 0 % 最低(注) 6 0 %

(注)協議会ごとの一回当たりの平均出席率の最高及び最低

## 一回当たりの平均開催時間

全国平均 110.7分

最長(注) 360 分

最短(注) 57.5分

(注)協議会ごとの一回当たりの平均開催時間の最長及び最短

別添 2

# 警察署協議会委員の構成等(平成14年6月1日現在)

# (1)総委員数

11,014名 (前年比-51名)

# (2)委員の構成(構成比、前年比)

分野別

73 23 733		
教育関係	957	(8.7%) (-12)
医療福祉関係	751	(6.8%) (-59)
自治体関係	998	(9.1%) (-56)
法曹関係	244	(2.2%) (-3)
保護司	513	(4.7%) (+15)
地域防犯活動団体	1,103	(10.0%) (+15)
交通安全活動団体	961	(8.7%) (-21)
自治会等	1,452	(13.2%) (-11)
管内事業者	2,174	(19.7%) (+203)
その他	1,861	(16.9%) (-122)

# 年齡別

一回4 17.7	
-19	0 (0.0%) (-5)
20-29	123 (1.1%) (-9)
30-39	487 (4.4%) (-84)
40-49	1,337 (12.1%) (-87)
50-59	3,426 (31.1%) (-175)
60-69	3,681 (33.4%) (+70)
70-	1,960 (17.8%) (+239)

(20歳~91歳)

# 性別

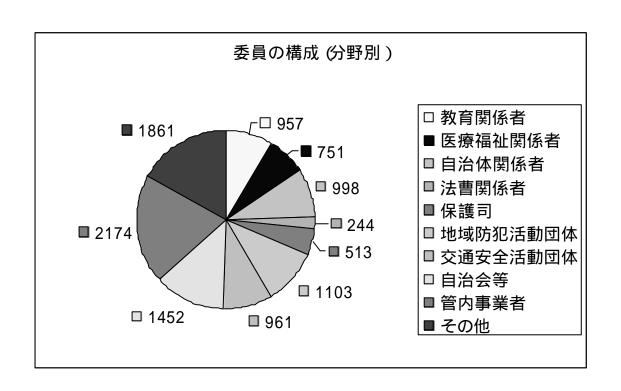
男	8,156 (74.1%)	(-75)
女	2,858 (25.9%)	(+24)

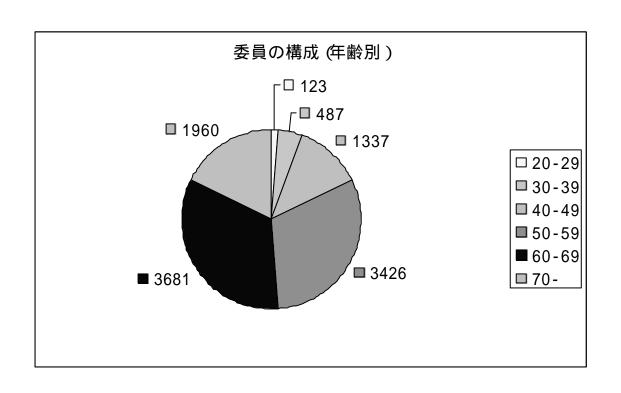
# (3)その他

外国人委員

22名(前年比-2名)

公募により選出された委員 37名(前年比-1名)





- 1 住民の要望・意見を積極的に警察署の業務運営に反映した例
  - (1)警察署独自に取り組んだ例

# 岐阜県神岡警察署協議会

平成13年9月5日、「警察署が平成8年に市街地から郊外に移転したところ、 市街地で銀行強盗が発生するなど治安が悪化したほか、子供や高齢者の利用が不 便になったので、町中心部に交番を設置してほしい。」との要望。

同署では、町内の公共施設利用を検討したが、予算的に困難であったことから、 平成14年6月6日から毎月第1及び第3木曜日の午前中に町中心部の銀行駐車 場を利用してマイクロバスによる移動交番を開設。

6月から11月末までの11回実施した結果、警察安全相談、運転免許に関する問い合わせ、駐車苦情の届出等近隣住民の利用が多く、好評を博した。

#### 奈良県五条警察署協議会

平成14年5月14日、「できる限り巡回連絡やパトロール等の街頭活動の時間をとっていただきたい。」との要望。

同署では、5月から8月までの間、交番・駐在所での執務を最小限にとどめ、「制服を見せる活動」を実施。

1月から7月までの窃盗犯の認知件数が前年より116件(32.1%)減少。

(2) 自治体等の協力を得て問題の解決に取り組んだ例

#### 山口県徳山警察署協議会

平成14年7月24日、「「安全・安心まちづくり」のため、町内をくまなく 知っている郵便局と連携をとったらどうか。」との意見。

同署では、郵便局はもとより地域全体で対処する必要があると判断し、徳山市 長、徳山郵便局長等関係行政機関の長に対して趣旨等を説明し、連携強化を働き かけた。

10月17日、徳山市長、徳山郵便局長及び徳山警察署長が相互協力に関する協定書の調印を行い、管内19郵便局、集配勤務員約130名との情報交換等連携体制を確立。

## 沖縄県宜野湾警察署協議会

平成14年7月31日、「県営団地の屋上に中学生数名が寝泊まりしており、 フェンス等もなく事件や事故に発展するおそれがあることから、署から県に対し 要請願いたい。」との要望。

平成14年8月、同署では同所の調査の上、県主管課に対し侵入防止用のフェンスの設置を要請。

要請に基づき、平成14年11月24日、同所に侵入防止用フェンスが設置され、中学生の侵入事案もなくなった。

# 2 警察署の業務運営について住民の理解と協力が得られた例

#### 宮城県大河原警察署協議会

平成14年4月30日、「最近、空き家や廃屋が多くなっている。空き家は、 少年のたまり場となり非行の温床にもなるので、実態把握の上、対策を講じる必要があるのではないか。」との意見。

同署では、5月から6月の2か月間に空き家を調査し、157棟を把握。所有者・管理者への働きかけ、警ら、地域ボランティアによる防犯パトロールの実施、付近住民の協力依頼等の活動を推進。

同署からの申入れに基づき、少年の遊び場所であった廃工場が所有者により解体され、7月25日に更地となった。

#### 千葉県市原警察署協議会

平成14年1月28日、「市民、行政、私たちが一体となって協力しなければ 市原の治安は良くならない。みんなで努力しよう。」との意見。

犯罪発生が集中している地区の住民や諸団体に協力を呼びかけ、自治会、市及 び関係諸団体との協力体制により、7月19日から、毎週1回、各地区において、 地域住民が主体となった「警察と地域住民の合同パトロール」を実施。

合同パトロールを通じて、地域住民の間で防犯意識の高揚が図られた。

#### 3 その他

全国100か所の交差点を抽出し、平成14年1月から半年間、歩車分離式信号のモデル運用を実施。

地元住民、ドライバー、運用交差点を管轄する警察署の警察署協議会委員から 意見聴取。導入に賛成が7割超。優先して導入すべき場所として、歩行者と右左 折車両の事故が多く発生している交差点、通学路、公共施設及び福祉施設等が付 近に存在している交差点を上げる意見が多く見られた。

これらの意見等を踏まえ、平成15年度から始まる次期交通安全施設整備事業 において、計画的に整備を推進。

# 行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする政策の名称 第2「国民のための警察」の確立

2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化 - a

#### 1 政策の内容

空き交番の解消、駐在所の再評価及びパトロールの強化

国民は安心して暮らせる社会の実現を求めているところ、国民の身近にあって制服で行われる地域警察官によるパトロールを強化することなどによって国民の犯罪に対する不安感を軽減することにより、警察に対する国民の信頼確保を図る。

#### 2 実施状況

#### (1) 交番の警察官配置状況

#### ア 一交番当たりの平均配置人員

平成14年4月1日現在における一交番当たりの警察官の平均配置人員は6.6人であり、平成13年4月1日現在に比べ変化は見られない。

平成14年4月1日現在、交番勤務員数は、4万3,364人で、平成13年4月1日 現在に比べ295人(0.7%)増加しているが、他方で、交番数も、平成13年4月1 日現在に比べ15個所(0.2%)増加している。

	10年	11年	12年	13年	14年
配置人員	6.8	6.8	6.6	6.6	6.6
交番勤務員数	44,110	44,141	43,146	43,069	43,364
交番数	6,457	6,487	6,502	6,513	6,528

#### イ 空き交番になる可能性の高い交番(注)数及びその割合

平成14年4月1日現在における空き交番になる可能性の高い交番数は2,560個所で、全交番数に占める割合は39.2%である。平成13年4月1日現在に比べ106個所、1.5ポイント増加した。

	12年	13年	14年
全交番数	6,502	6,513	6,528
空き交番になる可能性の高い交番数	2,499	2,454	2,560
全交番数に占める割合	38.4%	37.7%	39.2%

### (注)空き交番になる可能性の高い交番

配置人員5人以下(四交替制で運用している警視庁の交番については、7人以下)の交番をいう。配置人員5人以下(7人以下)の交番では、三(四)交替制で運用した場合に、一当務の警察官の配置人員が0人又は1人になることがあり、一当務の警察官の配置人員が1人の場合、当該警察官がパトロール等を行っているときには、交番に警察官が不在となる。

#### (2) 交番相談員(注)の配置箇所数

平成14年12月31日現在における交番相談員の配置箇所数は2,178箇所で、平成13年12月31日現在に比べ88箇所(4.2%)増加した。

,	10年	11年	12年	13年	14年
配置箇所数	1,278	1,480	1,824	2,090	2,178

(注)交番相談員:警察官がパトロール等の所外活動中でも交番を訪れた住民に対応 できるように、都市部の主要な交番に警察官OB等を配置してい るもの。地理案内、遺失・拾得届の受理、自転車盗等の被害届の 取扱い等を行っている。

### (3) 駐在所の再評価に関し都道府県警察の講じている施策

長期間駐在所に勤務した職員及びその配偶者に対する表彰

警察本部長による駐在所督励

駐在所勤務員に対する昇任試験優遇措置、人事異動優遇措置 駐在所への防犯機器(緊急通報装置、来客センサー等)の設置

駐在所勤務員の配偶者に対する研修会の実施及び駐在所における対応要領の配 布

#### (4) 地域警察官のパトロール強化

平成13年に策定した「国民の身近な不安を解消するためのパトロールの強化等に関する指針」に基づき、全国の地域警察部門は、パトロールの強化に最優先で取り組んでいる。

# ア 地域警察官による刑法犯検挙人員

平成14年中における地域警察官による刑法犯検挙人員は26万9,501人で、平成13年中に比べ2万2,829人(9.3%)増加した。

平成14年中における刑法犯検挙人員のうち、77.5%が地域警察官によるものであった。

	10年	11年	12年	13年	14年
刑法犯検挙人員	324,263	315,355	309,649	325,292	347,558
うち 地域検挙	252,317	248,111	232,481	246,672	269,501

#### イ 地域警察官の職務質問による刑法犯検挙件数

平成14年中における地域警察官の職務質問による刑法犯検挙件数は11万7,012件で、平成13年中に比べ9,237件(8.6%)増加した。

	10年	11年	12年	13年	14年
検挙件数	121,680	123,307	100,965	107,775	117,012

#### 3 経過の分析

#### (1) 推進状況

ア 交番相談員の配置箇所数は毎年増加しており、警察官がパトロール等の所外活

動をしている場合でも、訪れた住民に対応することができる交番が増加している。

- イ 駐在所勤務員に対する表彰、本部長督励巡視等により、駐在所勤務員の士気高 揚が図られている。また、駐在所への防犯機器の設置、駐在所勤務員の配偶者に 対する研修会の実施等により、駐在所勤務員の配偶者への負担軽減が図られてい る。
- ウ 全国の地域警察部門が、平成13年に策定した「国民の身近な不安を解消するためのパトロールの強化等に関する指針」に基づき、パトロールの強化に最優先で取り組み、街頭活動を通じた犯罪の検挙に重点を置いた施策を講じた結果、地域警察官による刑法犯検挙人員及び地域警察官の職務質問による刑法犯検挙件数が増加した。

#### (2) 問題点

平成13年に比べ、一交番当たりの警察官の平均配置人員に変化がなく、また、空き交番になる可能性の高い交番数が増加しており、「交番を訪れたときには、警察官にすぐその場で対応してほしい」という要望に必ずしもこたえられていない交番が減少していない。

#### 4 今後の課題

国民は、パトロールの強化を望むとともに、空き交番の解消も望んでいる。全国の地域警察部門は、パトロールの強化に最優先で取り組み、街頭活動を通じた犯罪の検挙に重点を置いた施策を講じた結果、地域警察官による刑法犯検挙人員等を増加させることができたが、一方で、空き交番を解消させるという国民の要望には十分こたえられていない。パトロールを強化しつつ、いかにして空き交番を解消させていくかが今後の課題である。

#### 5 所管課

地域課

# 行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする政策の名称 第2「国民のための警察」の確立

2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化 - b

#### 1 政策の内容

犯罪のないまちづくりの推進

犯罪を減少させ、市民が犯罪の被害に遭いにくい、安全に安心して暮らせる地域社会を形成することで、国民が感じる犯罪への不安感を軽減し国民の信頼を確保する。

#### 2 実施状況

(1) 防犯基準等に適合した道路、公園、共同住宅等の普及状況等

街頭緊急通報システム (スーパー防犯灯)の整備

平成 13 年度事業として、「歩いて暮らせる街づくり」モデルプロジェクト地区から 10 地区を選定し、各地区のモデル道路・公園にスーパー防犯灯を合計 190 基設置した。(平成 14 年 4 月運用開始)

また、平成 14 年度の「安全・安心モデル街区」事業として、国土交通省と連携の上、全国 10 地区の共同住宅を選定し、その敷地内道路、児童公園等にスーパー防犯灯を整備している。(平成 15 年 4 月運用開始)

#### (別添1)

このほか、大阪、警視庁、香川、京都では、都府県の事業としてスーパー防犯 灯を整備している。

スーパー防犯灯を設置した道路、公園における犯罪発生状況等 (平成 14 年 4 月 ~ 12 月末)

- モデル道路・公園における刑法犯認知件数が減少した地区・・・8地区

#### (別添2)

- 事件・事故に係るスーパー防犯灯の利用件数・・・15件(検挙事例1件)

内訳 ) ひったくり ・・・4件

不審者・つきまとい・・・3件

被害・事故の訴え出・・・5件

その他連絡・・・3件

- いたずら・誤報の件数・・・968件

### (別添3)

#### スーパー防犯灯活用事例

- ひったくり被疑者の検挙(平成 15 年 1 月 大阪府豊中市 千里ニュータウン地区) 千里ニュータウン周辺の吹田市、豊中市内においては、高齢女性を対象と した特異手口のひったくり事件が多数発生していたが、平成 14 年 10 月ころ、 高齢女性を被害者とするひったくりが発生した。被害発生後、同女は、最寄 リのスーパー防犯灯により被害を通報したため、スーパー防犯灯で撮影され た画像の確認を行ったところ、ひったくりを敢行する犯人が撮影されており、これをもとに少年Aを被疑者と特定し、通常逮捕した。

- 声掛け事案での活用(平成 14 年 9 月 北海道岩見沢市 岩見沢駅周辺地区) 通報者(女性)が歩行中、同人の後方を歩いていた男性が通報者に対し卑 わいな言葉を繰り返し、通報者の後をつけてきた。

このため、通報者が身の危険を感じ、警察に通報しようとその場から離れ 道路工事の交通整理を行っていた警備員に電話ボックスの所在を尋ねたとこ る、スーパー防犯灯を教示されたため、これを利用して警察に通報したもの。 男性は、スーパー防犯灯の赤色灯が発光するや逃走した。

- 迷子事案の解決(平成14年6月新潟県上越市高田地区) 上越市内に居住する未就学の子ども2名が、自転車で外出したまま帰宅し

上越市内に居住する未就学の子ども2名が、自転車で外出したまま帰宅しなかったため、両親からの通報を受けた所轄署では、全署員を招集し、地域消防、タクシー等への協力を依頼するなどして捜索を行っていたところ、外出後約6時間経過した午後9時ころ、当該子ども自らスーパー防犯灯の通報ボタンを押して助けを求めたもので、臨場した警察官が保護の上、両親に引き渡した。

防犯モデルマンション制度\*の普及状況(平成14年12月末現在)

- (\*) 防犯に配慮した構造、設備の審査基準を策定し、これを満たしたマンションについて、防犯モデルマンションとして登録(認定)するもの。
- 広島(防犯モデルマンション登録制度)
  - ・ 登録 54 件、申請 86 件
- 静岡(防犯モデルマンション認定制度)
  - ・ 認定4件、申請16件
  - ・ 平成 14年中の防犯モデルマンションにおける刑法犯の認知はなし。
- 大阪(防犯モデルマンション登録制度)
  - · 登録 8 件、申請 20 件

防犯モデル駐車場登録制度の構築(大阪)

- 平成 14 年 8 月、防犯上優れた駐車場を登録する制度として、「防犯モデル 駐車場登録制度」を構築。
- 実施主体は(社)大阪府防犯協会連合会、審査は大阪府防犯設備士協会所属の防犯設備士に委嘱。平成 14 年 12 月末現在 登録 13 件、審査中 4 件。
- (2)自治体、企業を含む地域住民や NPO 等の民間ボランティアとの連携状況 自治体、企業、地域住民と連携し施策を講じた例
  - 全国都市再生のための緊急措置に係る防犯まちづくりに関する検討調査 ひったくりや住宅への侵入犯罪など身近な犯罪が特に増加している中、平 成14年10月4日に開催された都市再生本部において、犯罪が起こりにくく、 犯罪に対して抵抗力のあるまちづくりに関する検討調査を行うことが決定され、11月には、全国で6つのモデル地区が選定された。現在、警察庁と、 都市再生本部、国土交通省、文部科学省、都府県警察、地方公共団体とが協 働し、モデル地区における犯罪の発生状況等の調査を行っている。

- ハイヤー協会、警備業協会に申入れを行い、パトロールや緊急時の情報提供依頼を実施。
- 自治体へ働きかけ、町村独自の地域安全パトロール隊を発足。

NPO 等民間ボランティアとの連携状況

- 地区防犯協会、日本ガーディアンエンジェルスと共同の上、ひったくり 防止キャンペーンの一環として、防犯ネットを配布。

#### 3 経過の分析

#### (1)推進状況

スーパー防犯灯の設置目的は、地域住民等にいつでも通報できる安心感を与えるとともに、犯罪の予防、事件事故発生時の被害者の救護、被疑者の検挙及び事後捜査に資することであるが、前掲のとおり検挙に結びついた事例が見られた。

13 年度事業としてスーパー防犯灯を設置した 10 地区のうち 8 地区で、設置区域内での刑法犯認知件数が減少した。

都市再生本部において、犯罪に対して抵抗力のあるまちづくりに関する調査研究の実施が決定され、都市再生本部、国土交通省、文部科学省、地方公共団体と協働して調査研究を実施するなど、各関係機関と連携した安全・安心まちづくりに対する地域全体での活動の盛り上がりが見られた。

#### (2)問題点

#### スーパー防犯灯

いたずら・誤報の件数が、利用件数を大幅に超えている。

利用の件数、内容について設置地区でばらつきがある。

設置地区によっては、犯罪の発生件数そのものが少ないところがあり効果の 測定が困難である。

防犯モデルマンション及び防犯モデル駐車場

現在、運用が全国で3府県にとどまっている。

自治体、企業、地域住民、NPO等との連携

特定非営利団体 (9329 法人)の約 8.38 % (782 法人)が定款に地域安全活動の推進を規定しているが、実際に警察と協力し活発な活動を行っているNPOは7法人と少ない。

#### 4 今後の課題

スーパー防犯灯の設置と正しい使い方についての広報・啓発活動を更に充実させる。

スーパー防犯灯設置地区周辺の住民を対象として、設置前後での犯罪に対する 不安感等の調査を実施し、刑法犯認知件数であらわすことができない住民の安心 度を調査する。(科学警察研究所と協力し、アンケート調査実施予定。)

各種会議、専科等を通じ防犯モデルマンション及び防犯モデル駐車場制度の普及を図る。

国土交通省、地方公共団体等と協働した安全・安心まちづくりに係る施策の普

及・促進を図る。 活動的な NPO の発掘とその自主性を尊重した協力関係の構築を推進する。

5 政策所管課 生活安全企画課

別添 1 平成13年度事業におけるスーパー防犯灯設置地区一覧

都道府県名	市区名	地区名	設置基数
北海道	岩見沢市	岩見沢駅周辺地区	17
宮城	古川市	古川中心地区	19
山形	鶴岡市	鶴岡市中心地区	19
東京	墨田区	隅田川 •向島地区	19
新潟	上越市	高田地区	19
富山	富山市	とやま中心地区	19
愛知	春日井市	鳥居松地区	19
大阪	豊中市	千里ニュータウン地区	19
香川	善通寺市	善通寺市快適居住空間創造地区	21
沖縄	沖縄市	沖縄市中心市街地地区	19

# 平成14年度事業におけるスーパー防犯灯設置地区一覧

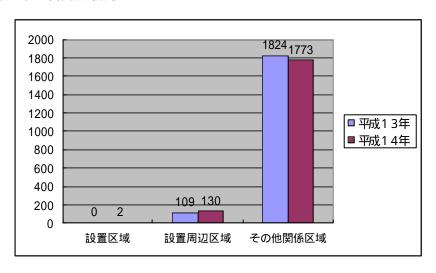
都道府県	市区名	街区	設置基数
群馬県	高崎市	井野団地	5
埼玉県	川越市	川越小中居団地	5
千葉県	千葉市	幕張ベイタウン	5
東京都	武蔵村山市	都営村山団地	5
東京都	江東区	塩浜二丁目	5
神奈川県	川崎市	鹿島田駅東部 B街区	5
大阪府	門真市	門真市本町市営住宅	5
大阪府	大阪市	玉川一丁目 (第一期)	5
福岡県	北九州市	八幡高見ヌーヴェ・ラージュ高見壱番館、弐番館	5
佐賀県	佐賀市	鍋島団地	5

#### 別添 2

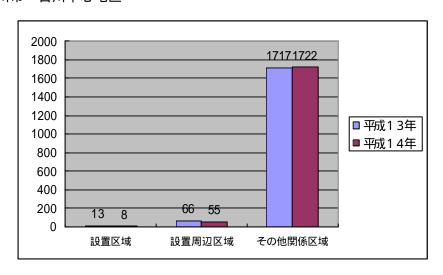
#### スーパー防犯灯を設置した防犯モデル道路・公園等における刑法犯認知件数

設置区域・・・スーパー防犯灯を設置した「防犯モデル道路」及び「防犯モデル公園」をいう。 設置周辺区域・・・設置区域を包含する又はこれに隣接する街区から設置の区域を除いた区域をいう。 その他関係区域・・・設置の区域をその管轄区域として包含し又はこれに隣接する区域を管轄区域と する警察署の管轄区域全体から設置区域及び設置周辺区域を除いた区域をいう。

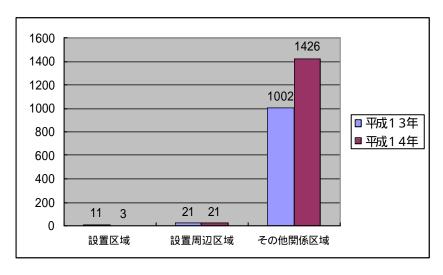
## 北海道岩見沢市 岩見沢駅周辺地区



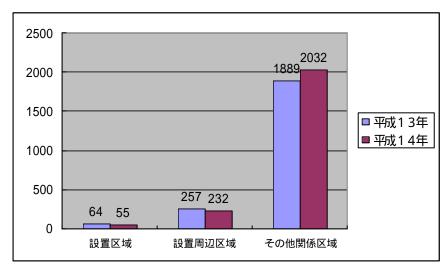
### 宮城県古川市 古川中心地区



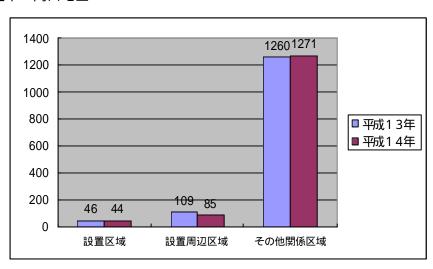
山形県鶴岡市 鶴岡市中心地区



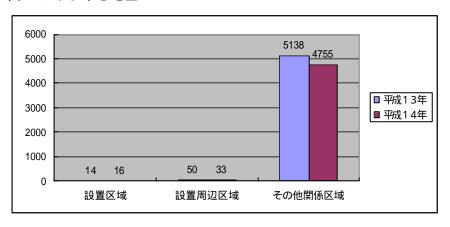
東京都墨田区 隅田川・向島地区



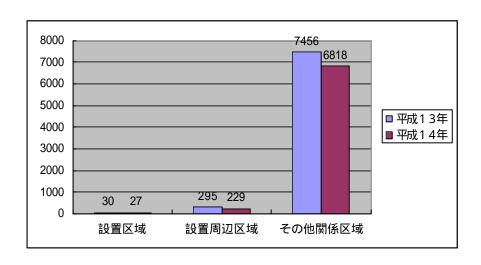
新潟県上越市 高田地区



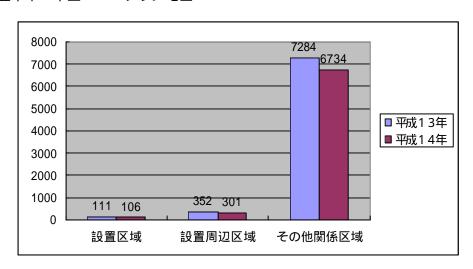
富山県富山市 とやま中心地区



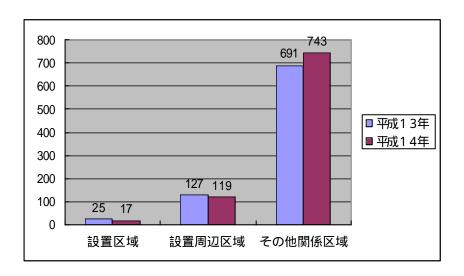
愛知県春日井市 鳥居松地区



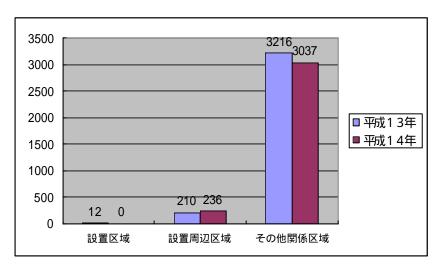
大阪府豊中市 千里ニュータウン地区



# 香川県善通寺市 善通寺市快適居住空間創造地区



## 沖縄県沖縄市 沖縄市中心市街地地区



# スーパー防犯灯の活用状況等

# 活用状況

平成13年度事業で設置した全国10地区における、事件、事故によるスーパー防犯 灯の利用件数(平成14年4月から12月末日まで)

r		
	件数	内容
北海道岩見沢市	2	交通事故の申告 1件。 不審者から声をかけられた女性の通報 1件。
宮城県古川市	1	不審者がいたとの通報。
山形県鶴岡市	0	
東京都墨田区	6	ひったくり3件 (いずれも別の場所で被害に遭い通報) 住居侵入 1 件 (子どもがボールを拾うため敷地に侵入) つきまとい 1 件、けんか 1 件。
新潟県上越市	2	自動車盗の訴え出 1件、迷子 1件。
富山県富山市	0	
愛知県春日井市	1	交通物件事故当事者による通報。
大阪府豊中市	2	ひったくり被害の通報 1件、けんか1件。
香川県善通寺市	1	路上で犬が死んでいるとの連絡。
沖縄県沖縄市	0	
合計	15	

# いたずら・誤報

	いたずら	誤報
北海道岩見沢市	33	7
宮城県古川市	48	11
山形県鶴岡市	131	14
東京都墨田区	1	56
新潟県上越市	45	3
富山県富山市	14	1
愛知県春日井市	48	37
大阪府豊中市	32	9
香川県善通寺市	24	41
沖縄県沖縄市	402	11
合計	778	190

# 行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称 第2 「国民のための警察」の確立

2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化 - b

#### 1 政策の内容

#### 事故のないまちづくりの推進

本事業のうち政策評価の対象とした事業項目の名称・内容は、別添1のとおりである。

# 2 平成13年度・14年度の主な特定交通安全施設等の整備基数

	平成13年度の整備基数	平成14年度の整備基数
集中制御化	2,304	2,589
プログラム多段系統化	4 8 8	5 4 2
半感応化	3 6 2	3 3 2
閑散時半感応化	3 4 9	4 2 5
右折感応化	106	172
多現示化	8 0 7	9 1 8
プログラム多段化	2,375	2,547
閑散時押ボタン化	6 7	6 8
速度感応化	2 0	2 6
高速走行抑止システム	1 2	1 0
対向車接近表示システム	1 8	1 3
弱者感応化	3 9 1	6 7 9
步行者感応化	3 8	7 4

(注)14年度の整備基数は、13年度2次補正予算による整備分を含む。

#### 3 特定交通安全施設等整備に係る予算額 (単位:百万円)

	平成13年度	平成14年度
当初予算	34,100	34,100
補正予算	16,725	3,001

(注)1 予算額は、事業費ベースである。

2 13年度は、2次補正予算額である。

### 4 交通事故発生状況の推移

	平成13年	平成 1 4 年
発生件数(件)	947,169	936,721
死者数(人)	8,747	8,326

#### <参考>

特定交通安全施設等整備事業による交通人身事故の抑止効果及び交通円滑化効果 特定交通安全施設等整備事業の評価は、部外有識者(学識経験者等)から成る 「交通安全施設の効果に関する調査研究委員会」(委員長:横浜国立大学・大藏 泉教授)が、評価対象期間中に整備した特定交通安全施設等の一定割合を抽出し、 これら施設等の整備前後の交通事故・交通渋滞の発生状況等を比較分析の上、算 出した効果及び測定結果に基づき実施している。

平成14年3月にまとめられた評価は、平成8年度から12年度までの5年間を対象期間とするもので、同期間の整備事業については、以下のように効果及び評価がまとめられている。

#### (1)効果

特定交通安全施設等の一部により評価対象期間中に得られた抑止効果は、次のとおりと試算される。

交通人身事故の抑止効果(別添2)

約11万件(金額に換算して約4,000億円)

交通円滑化効果(別添3)

約1兆5,000億円

経済便益(+)

約1兆9,000億円

なお、平成8年度から12年度までの5年間の整備事業の評価から13年度及び14年度の2か年における特定交通安全施設等の整備による効果を試算すると、次のとおりとなる見込みである。

ア 交通人身事故の抑止効果(別添4)

約15,000件(金額に換算して約546億円)

イ 交通円滑化効果(別添5)

約2,000億円

ウ 経済便益(ア+イ)約2,500億円

#### (2)費用便益

平成8年度から12年度までの評価対象期間中の特定交通安全施設等整備事業の予算額は約1,918億円であるが、これによる経済便益は一部の事業に限っても約1兆9,000億円に達しており、約10倍の投資効果がみられる。

(3)必要性、有効性、優先性等からの検討

特定交通安全施設等は、交通の安全の確保、交通の円滑化の確保、環境負荷の 低減に高い効果を発揮しており、国民の安全で安心できる生活環境を確保するために不可欠なインフラであるため、引き続きその整備を推進する必要がある。

#### 5 今後の課題

これまで、数次にわたる長期計画に基づき、特定交通安全施設等の整備を推進し、 交通人身事故の抑止、交通の円滑化等に高い効果を上げてきているが、今後とも、 バリアフリー化、環境対策の推進の緊急性の高まり等道路交通をめぐる諸情勢の変化に即応しつつ、交通の安全と円滑の確保が必要な箇所について優先的かつ計画的に特定交通安全施設等を整備し、交通人身事故の抑止、交通の円滑化等を図る必要がある。

6 政策所管課 交通規制課

# 主な特定交通安全施設等整備事業

事業項目	事業内容
・集中制御化	・ 車両感知器等によって収集した渋滞情報等を基に、複雑に交差 する都市内の道路や交通量の多い幹線道路の信号機を、交通管制 センターのコンピュータにより面的に制御する
・ プログラム多段系統化	・ 対象区間内の信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的 に変化させ、交通の流れを円滑化する
・ 半感応化	・ 幹線道路に交差する道路に車両感知器を設置し、車両が感知されないときは幹線道路の信号を優先して青にする
・ 閑散時押ボタン化、閑散時 半感応化	・ 幹線道路の交差点のうち、夜間等の交通閑散時は従道路の交通 量がほとんどない交差点を対象として、ピーク時は通常の制御を 行い、閑散時は幹線側を青、従道路側を赤としておき、従道路側 に車両を感知(歩行者の場合は押ボタン操作)した時のみ信号表 示を変える
• 右折感応化	・ 右折矢印信号の表示時間を、右折車両の交通量に応じて変化さ せる
・ 多現示化	・ 右折矢印信号を設置するなどして信号現示を増加させ、特定の 方向に進行する交通流を分離する
・ プログラム多段化	・ 信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させる ことにより、交通量に応じた信号制御を行う
・ 速度感応化	・ 異常な高速度で暴走する車を感知した場合、警告を与え信号を 赤にする
・ 高速走行抑止システム	・ 高速走行車両を検知し、これに対し警告板で警告を与え、減速、 安全運転を促す
・ 対向車接近表示システム	・ 見通しの悪いカーブ等において、車両感知器により対向車の接 近を感知し、「対向車接近」等の警告を表示する
・ 弱者感応化	・ 高齢者や身体障害者等が、専用の押ボタンや携帯する専用の発 信器を操作することにより、歩行者用信号の青時間を延長する
・ 歩行者感応化	・ 横断歩行者を感知した場合は歩行者用信号の青時間を延長し、 感知しない場合は短縮する

# 交通人身事故の抑止効果

(単位:件)

										<u> </u>
事業	事業 集中制御化		プログラム多段系統化		半感応化		閑散時半感応化		右折感応化	
年度	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成 8年度	2,212	774	840	323	450	200	510	326	170	164
平成 9年度	2,318	2,360	750	936	390	574	470	954	150	473
平成10年度	2,848	4,168	805	1,534	396	924	515	1,584	136	749
平成 11年度	2,721	6,117	560	2,060	296	1,232	440	2,195	173	1,047
平成 12年度	3,550	8,312	950	2,641	440	1,559	550	2,829	221	1,427
小計	13,649	21,730	3,905	7,494	1,972	4,489	2,485	7,888	850	3,860

事業	多現	示化	プログラ	ム多段化	閑散時押ボタン化		速度愿	感応化	高速走行抑止	
年度	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成 8年度	750	956	3,040	1,110	100	26	120	55	24	3
平成 9年度	720	2,831	2,580	3,161	84	74	90	150	22	7
平成10年度	869	4,856	2,955	5,181	74	115	68	222	29	13
平成 11年度	898	7,109	3,017	7,361	50	147	50	276	24	18
平成12年度	1,406	10,047	3,230	9,641	100	186	80	335	24	23
小計	4,643	25,800	14,822	26,454	408	548	408	1,037	123	64

事業	対向車:	対向車接近表示		惑応化	步行者	計	
年度	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	抑止件数
平成 8年度	60	70	360	171	200	137	4,315
平成 9年度	36	182	500	580	300	480	12,759
平成10年度	28	256	328	973	120	767	21,342
平成 1 1年度	29	323	278	1,261	96	915	30,061
平成 12年度	29	390	278	1,525	96	1,047	39,962
小計	182	1,221	1,744	4,509	812	3,346	108,440

- ・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。
- ・事業内容の詳細は、別添 1参照。
- ・ 抑止件数」とは、交通人身事故の抑止件数である。
- ・整備初年度の抑止件数は、整備時期が年度当初から年度末にわたっているため、一基当たりの1年間の効果×基数で算出される抑止件数の半分とし、翌年度からの抑止件数は、その年度の抑止件数の半分と過年度の抑止件数の累積との和としている。

### 交通人身事故の抑止効果による経済便益

- = 360.7万円 (事故一件当たりの経済的損失 )× 108,440 (事故抑止件数
- = 39,114,308万円
  - 4,000億円

日本交通政策研究会の算定による。(人的損害と物的損害の直接的損害と、救出救急搬送費、警察処理費用、交通渋滞による損失等間接的損害が含まれる)

# 交通円滑化効果

### (時間便益)

	、 事業	集中	制御化	プログラム	4多段系統化	半原	感応化	右折	感応化	合計
年度		基数	効果(億円)	基数	効果(億円)	基数	効果(億円)	基数	効果(億円)	効果(億円)
平成	8年度	2,212	369	840	154	450	4	170	3	530
平成	9年度	2,318	1,125	750	447	390	10	150	9	1,591
平成	10年度	2,848	1,986	805	733	396	16	136	15	2,750
平成	11年度	2,721	2,915	560	984	296	22	173	21	3,942
平成	12年度	3,550	3,961	950	1,261	440	28	221	28	5,279
小	計	######	10,356	3,905	3,579	1,972	80	850	76	14,092

### 徒行便益 )

	_ 事業	集中領	制御化	プログラム	4多段系統化	半原	感応化	右折	感応化	合計
年度		基数	効果(億円)	基数	効果(億円)	基数	効果(億円)	基数	効果(億円)	効果(億円)
	8年度	2,212	14	840	6	450	0	170	0	21
平成	9年度	2,318	43	750	17	390	1	150	0	62
平成	10年度	2,848	76	805	25	396	2	136	1	104
平成	11年度	2,721	112	560	34	296	2	173	1	149
平成	12年度	3,550	152	950	44	440	3	221	1	199
小	計	######	396	3,905	126	1,972	8	850	4	534

<sup>・</sup>単位未満四捨五入しているため、表中各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

# 交通円滑化効果による経済便益

- = 1兆4,092億円(時間便益)+534億円(走行便益)
- = 1兆4,626億円
  - 1兆5,000億円

<sup>・</sup>整備初年度の経済便益は、整備時期が年度当初から年度末にわたっているため、一基当たりの1年間の経済便益×基数で算出される経済便益の半分とし、翌年度からの経済便益は、その年度の経済便益の半分と過年度の経済便益の累積との和としている。

# 交通人身事故の抑止効果

(単位:件)

事業	集中	制御化	プログラム	多段系統化	半感	応化	閑散時	半感応化	右折原	感応化
年度	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成 13年度	2,304	806	488	188	362	161	349	223	106	102
平成 14年度	2,589	2,519	542	584	332	470	425	719	172	371
小計	4,893	3,325	1,030	772	694	631	774	942	278	473

事業	多現	示化	プログラ	ム多段化	閑散時押ボタン化		速度感応化		高速走行抑止	
年度	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成 13年度	807	1,029	2,375	867	67	17	20	9	12	1
平成 14年度	918	3,228	2,547	2,663	68	53	26	30	10	4
小計	1,725	4,257	4,922	3,530	135	70	46	39	22	5

事業	対向車接近表示		弱者原	感応化	步行者	計	
年度	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	抑止件数
平成 13年度	18	21	391	186	38	26	3,637
平成 14年度	13	57	679	694	74	103	11,494
小計	31	78	1,070	880	112	129	15,132

- ・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。
- ・ 抑止件数」とは、交通人身事故の抑止件数である。
- ・整備初年度の抑止件数は、整備時期が年度当初から年度末にわたっているため、一基当たりの 1年間の効果×基数で算出される抑止件数の半分とし、翌年度からの抑止件数は、その年度の抑止件数の半分と過年度の抑止件数の累積との和としている。

# 交通人身事故の抑止効果による経済便益

- = 360.7万円 (事故一件当たりの経済的損失 )× 15,132 (事故抑止件数)
- = 54,581,12万円
  - 546億円

日本交通政策研究会の算定による。(人的損害と物的損害の直接的損害と、救出救急搬送費、警察処理費用、交通渋滞による損失等間接的損害が含まれる)

# 交通円滑化効果

### (時間便益)

K-01-012	<u> </u>									
	事業	集中	制御化	プログラム	3多段系統化	半原	<b>惑応化</b>	右折	感応化	合計
年度		基数	効果(億円)	基数	効果(億円)	基数	効果(億円)	基数	効果(億円)	効果(億円)
平成 1	3年度	2,304	384	488	90	362	3	106	2	479
平成 1	4年度	2,589	1,200	542	279	332	8	172	7	1,495
小	計	4,893	1,585	1,030	369	694	11	278	9	1,974

### 徒行便益)

~	1312									
	事業	集中	制御化	プログラム	3多段系統化	半原	惑応化	右折	感応化	合計
年度	# \ \	基数	効果(億円)	基数	効果(億円)	基数	効果(億円)	基数	効果(億円)	効果(億円)
平月	戊13年度	2,304	15	488	3	362	0	106	0	19
平月	戊14年度	2,589	46	542	11	332	1	172	0	58
	小 計	4,893	61	1,030	14	694	1	278	0	76

- ・単位未満四捨五入しているため、表中各項目の和が小計と必ずしも一致しない。
- ・整備初年度の経済便益は、整備時期が年度当初から年度末にわたっているため、一基当たりの1年間の経済便益×基数で算出される経済便益の半分とし、翌年度からの経済便益は、その年度の経済便益の半分と過年度の経済便益の累積との和としている。

# 交通円滑化効果による経済便益

- = 1,974億円 (時間便益)+76億円 (走行便益)
- = 2,050億円
  - 2,000億円

評価の対象とする政策の名称 第2 「国民のための警察の確立」

2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化 - c

### 1 政策の内容

ストーカー行為等新たな問題への対応

ストーカー事案に関しては、被害者からの訴えや相談に対する警察の対応の在 り方が厳しく問われたことを踏まえ、被害者の立場に立った的確な対応を推進す ることにより、国民の信頼確保を図る。

### 2 実施状況

ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)の運用状況(法施行日(平成 12 年 11 月 24 日)~平成 14 年 12 月 31 日)

### (1)ストーカー規制法の適用状況

	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年
警告	117 件	871 件	965 件
仮の命令	0 件	0件	0件
禁止命令等	2 件	36件	32 件
命令違反検挙	0 件	11 件	8件
ストーカー行為罪検挙	22 件	131 件	170 件

平成 12 年については、ストーカー規制法の施行(平成 12 年 11 月 24 日)後、平成 12 年 12 月末日までの約 1 か月間余における件数である。

### (2)他法令による検挙状況

1,783事件

(内訳)傷害334事件、脅迫262事件、住居侵入238事件、器物損壊 209事件等

### (3)その他対応状況(複数計上)

防犯指導実施件数 15,163件、指導警告実施件数 5,015件 パトロール実施件数 2,183件、他機関等への引継ぎ 431件 他機関とは、医療機関、保健所、婦人相談所、福祉事務所、弁護士会等を いう。

(別添資料参照)

### 3 経過の分析

### (1)推進状況

ストーカー規制法施行以前では取締りが困難であったストーカー事案について、同法に基づく警告、禁止命令等の措置を行うことが可能になったことから、重大な結果になる前段階での未然防止が図られるようになり、同法の適切な運用を通じて被害の未然防止に努めている。

### (2)問題点

警察が相談等を受けたことのある事案で、結果として事件に発展したものもわ

ずかながらあり、このような事案を踏まえ、更に効果的な対策について検討する必要がある。

### 4 今後の課題

ストーカー事案への対応の強化を図るべく、現行での法運用上の問題点の把握、 事例収集等を行っていく必要がある。

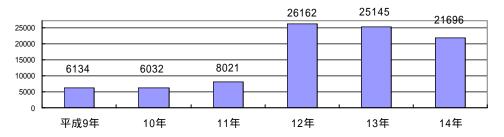
被害者対策には万全を期しているところであるが、相談者に対し事態が深刻になる前に早期の対応を促すなど、引き続き的確な対策を講じる必要がある。

### 5 所管課

生活安全企画課

## ストーカー対策の推進状況





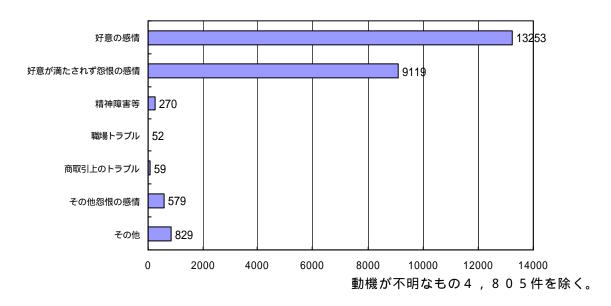
平成14年の相談件数は、21,696件で、前年の25,145件に比べて、3,449件(約14%)減少した。

警察安全相談、性犯罪相談窓口等における相談受理件数。

2 ストーカー事案の分析結果(平成12年11月24日~平成14年12月31日、都道府 県警察で取扱い、警察庁に報告があった事案の分析)

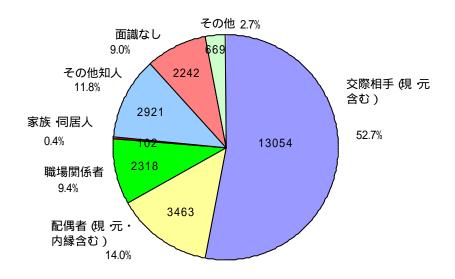
### (1)動機

好意の感情によるものが 13, 253件(約54.9%)と最も多く、次いで好意の感情が満たされなかったことに対する怨恨の感情が 9, 119件(約37.7%)となっており、動機が不明なものを除くと好意の感情に端を発するもの(ストーカー規制法の目的要件に該当するもの)が約92.6%と大半を占めている。



### (2)「特定の者」にとっての行為者との関係

ストーカー規制法第 2 条第 1 項 < 注 > にいう「特定の者」と行為者 (判明しているものに限る。)の関係は、交際相手 (現、元を含む。)が 1 3 , 0 5 4 件 (約 5 2 . 7%)、配偶者 (現、元、内縁関係を含む。)が 3 , 4 6 3 件 (約 1 4 . 0%)と、恋愛関係にあったものだけで約 6 6 . 7%を占める。被害者と面識のないものは 2 , 2 4 2件 (約 9 . 0%)であり、全体の約 9 1 . 0%が面識のある者による行為となっている。



関係が不明なもの4,197件を除く。

### <注>

(定義)

第二条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所(以下「住居等」という。)の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。

二~八 (略)

2 (略)

評価の対象とする施策の名称 第2 「国民のための警察の確立」

2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化 - c

### 1 政策の内容

児童虐待等新たな問題への対応及び少年犯罪対策の強化

国民は、児童虐待等の被害に遭った少年に対する的確な支援や依然として深刻な状況にある少年犯罪に的確に対応することを求めている。よってこうした国民の要求に的確に対応することにより、国民の信頼回復を図る。

### 2 実施状況

- (1)児童虐待に対する取組み
  - ア 児童虐待等被害少年に対する支援体制の確立

被害少年対策官の設置

平成8年から、被害少年対策に係る指導等を行う被害少年対策官の設置を進め、平成14年4月時点で18道府県に設置されている。

被害少年サポーター注1)の委嘱

平成9年以来、これまでに既に22都府県において委嘱され、平成14年には、 佐賀県において8人委嘱した。14年4月現在、23都府県で834人委嘱。

- 注1) 少年補導職員等の指導又は助言の下に、対象少年に対し、平素におけるきめ細かな訪問活動等を行い、少年補導職員等と一体となった継続的な支援を行うことを任務とするボランティア
- イ 少年健全育成車の整備など関係予算の獲得

被害少年サポーター、被害少年カウンセリングアドバイザー<sup>注2)</sup>に対する協力 謝金を確保するとともに少年サポートセンター<sup>注3)</sup>に相談者が気楽に立ち寄れる ようにするため民間施設への移転を促進している。

なお、平成15年度予算において、少年補導職員等が家庭を訪問し、被害少年やその保護者に必要な助言を行う等の支援を実施する際に使用する少年健全育成車81台を配備することとしている。

- 注2) 少年補導職員等が被害少年に対する継続的な支援を行うに際して必要な助言を受けるために、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等の専門家を、被害少年カウンセリングアドバイザーに委嘱している。
- 注3)専門的な知識及び技能を有する少年補導職員、警察官が配置され、少年相談、継続補導、 被害少年に対する支援等の専門的・継続的な少年警察活動について中心的な役割を果たす 警察本部の内部組織。
- ウ 児童虐待の早期発見と通告

児童虐待事案の早期発見に努めるとともに、虐待を受けた児童を発見した場合は、速やかに児童相談所等に通告するよう、都道府県警察に対して通達により指示している。

警察が早期に児童虐待を発見した事例としては、

コンビニエンスストアから「買い物に来る女性が子供を叩いている」との通報を受け、虐待の疑いを早期に認知

交番で幼児を迷子として保護した際に、下半身裸、裸足という状況から、保 護者に放任されている疑いを早期に認知

等があり、いずれの場合も児童相談所に通告し、児童は保護されている。

### エ 児童の適切な支援等

児童相談所等の関係機関との連携と役割分担の下、少年相談専門職員、少年補 導職員等による児童のカウンセリング、保護者に対する助言指導、家庭環境の調 整等の支援を実施している。

また、児童を保護する観点からも、関係部門が緊密に連携し、事件として取り 扱うべき事案については事件化を図っている。

具体的な事例としては、

養父による身体への傷害等の児童虐待事案で一時保護された8歳女児に対し、担当者が訪問、面接を繰り返し心のケアに努めた。

実父による性的虐待事案について、認知時から少年サポートセンターを中心 とした支援を実施し、被害者が転居後も被害者連絡を継続した。

例などがある。

### オ 関係機関との連携の強化

児童相談所等の関係機関とのネットワークを構築し、又はこれに参加するなど して、実質的かつ効果的な連携の強化に努めている。

群馬県前橋市では、児童虐待の早期発見及び児童の保護のため、平成14年9月、前橋市児童虐待防止ネットワーク会議を設置したが、前橋警察署、前橋東警察署は、同会議の設置に協力し、児童相談所、医師会、人権擁護委員会、教育機関等とともに、同会議に参加している。

### カ 職員に対する指導・教育と広報啓発活動の実施

警察庁では、警察職員一人一人の児童虐待への対応能力を向上させるため、都道府県警察における児童虐待事案への対応経験を踏まえ、平成14年3月に第一線の警察職員用として児童虐待への対応マニュアルを作成し、全国の少年サポートセンター及び警察署に配布している。都道府県警察では、対応マニュアルを活用し、集合教育、随時の指導、巡回教育等の機会を活用して指導、教育を行っている。

特に、少年相談専門職員、少年補導職員及び少年係の警察官等に対しては、児童虐待問題に関する専門的な知識・技能の向上のため、警察庁において「カウンセリング技術専科」(昭和62年より実施)「全国少年補導職員研修会」(昭和43年より実施)を実施しているほか、各都道府県警察においても、同様の教育・研修を実施している。

警察庁では、部外用のリーフレットを作成し、会議等の機会を利用して配布するなど広報啓発に努めている。

### (2)児童虐待事件の検挙状況

平成14年中の児童虐待事件の検挙件数は172件(前年同期比17件(9.0%)減)

検挙人員は184人(同32人(14.8%)減)、被害児童数は179人(同15人(7.7%)減)である。**(別添参照)** 

態様別では、身体的虐待が119件(69.2%)と最も多く、次いで性的虐待が33件(19.2%) 怠慢又は拒否が20件(11.6%)の順となっている。

罪種別では、傷害が94件(54.7%)と最も多く、次いで児童福祉法違反が22件(12.8%)、保護責任者遺棄が20件(11.6%)、殺人が19件(11.0%)等となっている。

死亡した被害児童数は39人であり、前年と比較すると22人減少している。

平成14年に警察の少年相談に寄せられた「児童虐待」に関する相談は1,382件であり、前年同期と比較すると192件(12.2%)減少している。

### (3) 少年非行防止の取組み及び適正な少年事件捜査の推進

少年非行を防止するため、警察庁では、平成14年中に、以下の施策を推進した。 学校と警察の連携を強化するため、文部科学省と共同で、学校と警察の連携の ためのポイントや事例紹介等を内容とする執務資料を作成し、各都道府県の警察 本部及び教育委員会等に示達した。(5月)

少年警察ボランティア活動の活性化を目的とした「少年警察ボランティア活動の活性化に向けたガイドライン」を策定し、各都道府県警察に示した。(5月)少年警察活動の一層の適正化及び充実強化を図ることにより非行少年及び被害少年の立直り等を促進するため、犯罪捜査以外の少年警察活動(街頭補導、少年相談、継続補導等のほか、カウンセリング等による少年保護対策など)についての基準を定めた国家公安委員会規則「少年警察活動規則」を制定した。(9月)

少年事件の迅速的確な捜査を推進するため、長期未処理事件の解消、事件捜査体制の整備、捜査書類の保守管理等の徹底等を内容とした「少年事件の迅速的確な捜査の推進について」を発出した。(9月)

### (4)刑法犯少年の検挙人員

過去10年間の刑法犯少年の検挙人員、人口比等の推移は、別添のとおりである。 刑法犯少年の検挙人員は、平成5年には13万3,132人であったものが、14年には 14万1,775人(前年比2.3%)となり、13年の13万8,654人(前年比4.8%)に続き、 2年連続の増加となった。14年の人口比(人口問題研究所推計人口に基づく同年齢 層1,000人当たりの検挙人員をいう。)は、16.7と成人の約8.4倍となった。一方、 成人を含めた刑法犯総検挙人員に占める少年の割合は14年には40.8%となった。

過去10年間の少年による凶悪犯(殺人、強盗、放火及び強姦をいう。)の検挙人員の推移は、別添のとおりである。検挙人員は、平成2年の1,078人を底に増加傾向にあり、9年から13年まで5年連続で2,000人を超える水準で推移している。14年は1,986人(前年比6.6%減)と若干減少したものの、2年の約1.8倍に達するなど依然として高水準にある。

街頭犯罪(ここでは、ひったくり、路上強盗、車上ねらい、オートバイ盗、部品盗、自動車盗、自転車盗及び自動販売機荒しをいう。)の成人を含めた総検挙人員に占める少年の割合は平成9年以降、7割前後で推移しているが、14年は69.4%を占め、依然として高水準にある。

特に、国民の体感治安を悪化させる要因となるひったくりでは68.6%、路上強盗では63.0%と高い割合になっている。(別添参照)

### (5)不良行為少年注4)の補導人員

平成14年4月からの完全学校週5日制の実施に伴い、毎月一度の「県下一斉の街頭補導活動の日」を制定するなど街頭補導活動を強化した。14年中に不良行為により補導した少年の補導人員は、112万2,233人で、3年振りに百万人を超え、2年連続の増加となった。態様別では、「喫煙」が48万598人で最も多く、次いで「深夜はいかい」47万5,594人となっている。(別添参照)

注4) 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。

### (6)少年相談受理件数

平成14年中に警察が受理した少年相談の件数は、8万7,678件で、前年に比べ6,33 5件(6.7%)減少した。少年相談の内容については、少年自身からの相談では交友関係に関するものが、保護者等からの相談では非行問題に関するものが最も多くなっている。(別添参照)

#### 3 経過の分析

### (1)推進状況

「少年警察活動規則」の趣旨に沿い、非行少年や被害少年の立直りを主眼とした次のような少年警察活動が促進されつつある。

- ア 児童虐待防止法の精神が浸透し、関係機関とのネットワークが充実強化され、 警察においても児童虐待事案の早期発見と支援体制の強化に努めたところ、児童 虐待事案の迅速・的確な事件化が図られるようになった。
- イ 街頭補導活動を強化した結果、平成14年中の不良行為少年の補導人員は、4年振りに百万人を超過するなど、重大な非行の前兆となり得る不良行為の段階での早期発見、事後のケアに努めた。
- ウ 警察が把握した少年の非行等に関する情報を学校に連絡して学校における指導に役立て少年の健全な育成を図る仕組みの重要性の認識がより高まり、一部の県では、警察と教育委員会の間で協定を結ぶこと等により、具体的な事案対応等がより一層協力して行われるようになるなど、学校と警察の相互の実効ある連携が強化されつつある。
- エ 「少年警察ボランティア活動の活性化に向けたガイドライン」を受けて、各都 道府県警察において、少年警察ボランティアの増員(32県) 定年制の導入(30 県) 公募制の導入(10県)等の活性化が図られるようになった。

### (2)問題点

最近の少年非行は、凶悪犯、粗暴犯が依然として高水準で推移しているほか、特に、街頭犯罪の約7割を少年が占めるなど深刻な状況が続いている。事件が多発しているため、捜査が長期化しがちであることや、少年の立直り対策に十分に手が回らないという問題がある。

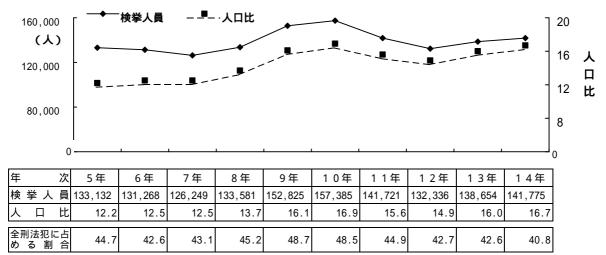
### 4 今後の課題

- (1)児童虐待については、平成 14 年には検挙件数、被害児童数のいずれも減少しているが、児童虐待は潜在性が強いことから、引き続き取組みを強化することが必要であるが、児童虐待について警察のみで対応することは極めて困難である。関係機関・団体や民間ボランティア等は、被害児童の継続的支援の適切なノウハウを有していることも多いことから、これらとの実質的な連携を一層強化していく必要がある。
- (2)少年犯罪対策の強化を推進するため、事件捜査体制の整備、少年事件の長期未 処理事件の解消、捜査書類の保守管理等の徹底を図り、少年事件の迅速的確な捜査 を今後とも推進していく必要がある
- (3)街頭犯罪の検挙人員の約7割を占める少年犯罪を抑止するため、非行集団に対する取締りの強化に加え、少年の集団への加入阻止、構成員の離脱支援等を通じた非行集団の解体及び立直り対策を推進していく必要がある。
- 5 所管課少年課

### 1 児童虐待事件の検挙状況(平成11~14年)

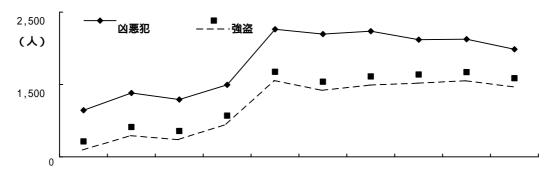
	件数	人員	死亡児童数
11年	120	130	45
12年	186	208	44
13年	189	216	61
14年	172	184	39
増減数	17	32	22
増減率	9.0	14.8	36.1

### 2 刑法犯少年の推移(平成5~14年)



注)人口比とは、人口問題研究所推計人口に基づく同年齢層1,000人当たりの検挙人員をいう。

### 3 凶悪犯少年の推移(平成5~14年)



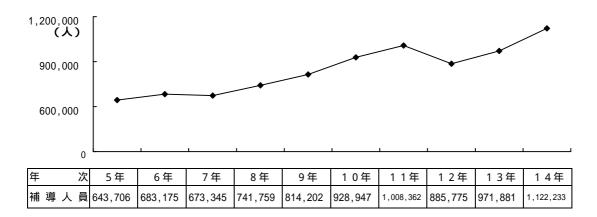
年		次	`	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年
ĮΧ	悪	犯	]	1,144	1,382	1,291	1,496	2,263	2,197	2,237	2,120	2,127	1,986
強	ì	盗	ĭ	713	911	856	1,068	1,675	1,538	1,611	1,638	1,670	1,586
	人口	ı tt	;	0.07	0.09	0.09	0.11	0.18	0.17	0.18	0.18	0.19	0.19

注)人口比とは、人口問題研究所推計人口に基づく同年齢層1,000人当たりの検挙人員をいう。

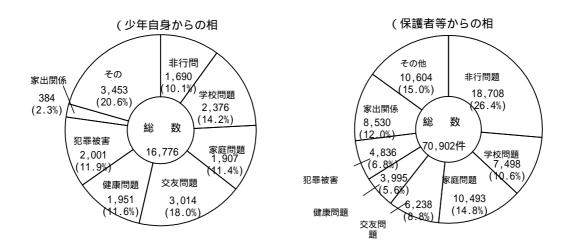
### 4 少年による街頭犯罪の推移(平成5~14年)

年 次	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	少年の割合
ひったくり	582	835	973	1,331	1,568	1,871	2,420	2,179	2,190	2,166	68.6
路上強盗	415	612	615	791	1,178	1,098	1,111	1,122	1,103	1,027	63.0
自動販売機荒し	835	800	802	740	821	789	1,044	1,196	1,593	2,163	75.9
部 品 盗	1,368	1,361	1,241	1,149	1,024	1,054	1,234	1,259	1,329	1,574	64.8
車上ねらい	1,234	1,195	1,037	798	793	742	704	658	663	816	24.6
自 転 車 盗	16,372	15,493	14,227	15,466	16,476	16,675	16,271	12,991	13,843	14,710	67.8
オートバイ盗	23,305	21,173	19,770	19,109	18,749	18,202	16,872	14,746	14,288	12,650	96.5
自 動 車 盗	3,285	2,834	2,752	2,257	2,106	2,091	1,658	1,531	1,691	1,680	35.2

### 5 不良行為少年の補導人員の推移(平5~14年)



### 6 平成14年中における少年相談受理件数



評価の対象とする施策の名称 第2 「国民のための警察」の確立

2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化 - d

### 1 政策の内容

民事介入暴力対策の強化

暴力団等が組織の威力を背景に、一般市民生活等に介入して違法・不当な 利益の獲得を図る民事介入暴力が国民の身近な不安として存在していること から、これを解消するために、関係機関・団体との連携を強化しつつ、暴力 団関係相談への適切な対応及び援助の措置の推進を図ることにより、民事介 入暴力対策を強化し、暴力団等による違法・不当な行為から一般市民を守る。

### 2 実施状況

(1) 暴力団関係相談への適切な対応及び援助の措置の状況

暴力団関係相談への適切な対応

民事介入暴力対策の大きな柱である暴力団関係相談への適切な対応を推進しており、平成 14 年に警察及び都道府県暴力追放運動推進センターで受理した暴力団関係相談の件数は、39,659 件であった。平成 12 年から平成 13 年にかけての警察(暴力団対策部門)における受理件数は、若干減少したが、平成 14 年には増加し、ここ数年の全体的傾向としては増加している。一方、センターにおける受理件数は、一貫して増加傾向を示している。

相談の内容別については、平成 14 年中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(暴力団対策法)第9条各号(暴力的要求行為の禁止)に関する相談が 10.345 件(26.1%)と最も多くなっている。

また、平成 14 年中警察で受理した相談を端緒として 1,368 件について事件検 挙し、1,731 件について行政命令を発出した(別紙1、2、3、4、5、6参照)。

### 【事例】運転方法に因縁を付けられ暴行等を受けた被害者からの相談事案(広島)

相談者(23)は、山口組傘下組織幹部(51)らから車両の運転方法が悪いと 因縁を付けられ、「すまんじゃすまさんど。わしゃ山口組よ。」などと怒号して 顔面、腹部を殴打されるとともに、慰謝料名目で現金 100 万円を要求されたた め、困った末に警察に相談に訪れた。警察は、相談を端緒として捜査の後、同 幹部らを暴力行為・恐喝未遂で検挙した(平成 14 年 3 月検挙)。

### 援助の措置

暴力団対策法による中止命令等を発出した際、暴力的要求行為等の相手方や 暴力団員から犯罪の被害を受けた者に対して、本人からの申出に基づき、交渉 に当たっての助言や交渉場所の提供等の援助を積極的に推進している。平成 14 年に行った暴力団対策法に基づく援助の措置は 130 件となっている。

	9年	10年	11年	12 年	13 年	14 年
暴力団対策法に基づく援助の措置件数	119	163	143	127	(88)	130

(注) 平成 13 年の数値は、暴力団対策法第 13 条第 2 号に基づく措置のみを集計 したもの。

# 【事例】七代目酒梅組傘下組織幹部の不当債務猶予要求行為に対して援助した事例 (大阪)

七代目酒梅組傘下組織幹部(57)が、不動産業者に対して家賃等 18 万円の債務猶予を要求して中止命令を発出された事案において、平成 14 年 5 月、要求行為の相手方からの申出により、家賃支払い請求等の交渉のための警察施設の提供、違反行為者に対する必要事項の連絡等の援助を行った結果、相手方に対する家賃等の全額支払い及び立ち退きを条件とする和解が成立した。

### (2) 弁護士会、暴力追放運動推進センターとの連携状況

変貌する民事介入暴力事案に迅速かつ的確に対応するため、警察庁において、 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会及び全国暴力追放運動推進センターと の連携を図るとともに、都道府県警察において、弁護士会及び都道府県暴力追放 運動推進センターの三者間の情報交換の場としての「民暴研究会」を設置し、緊 密な連携の下、具体的な民事介入暴力事案に対する民事訴訟支援等に取り組んで いる。平成 14 年の民事訴訟支援件数は 145 件である。

	12年	13年	14 年
民事訴訟支援件数	94	152	145

平成14年6月末現在、すべての都道府県において民暴研究会が設置されている (別紙7参照)

### 【事例】五代目山口組傘下組織事務所の撤去(大阪)

山口組傘下組織が、住居として使用する賃貸借契約を結んだ部屋を暴力団事務所として使用した上、家賃を滞納するなどした事案に対する明渡訴訟について、警察は、大阪暴力追放運動推進センター及び大阪弁護士会民暴委員会と連携して民事訴訟支援を行い、その結果、平成 13 年 12 月 27 日、被告側が原告側の要求を受け入れて和解が成立し、平成 14 年 3 月 31 日、暴力団事務所を完全撤去した。

### 3 経過の分析

### (1) 推進状況

民暴研究会は、都道府県警察、弁護士会及び都道府県暴力追放運動推進センターの三者間の情報交換の場として活用されているほか、民事介入暴力に係る被害回復に関する検討、法令・判例研究等の場としても活用されている。

民暴研究会が設置され、弁護士会との連携が強化されたことから、刑事に 関する相談のみならず、民事に関する相談についても、より適切な対応がな されている。

### (2) 問題点

暴力団関係相談の内容が複雑化、多様化してきており、処理に時間がかかることがある。

### 4 今後の課題

都道府県暴力追放運動推進センターでは、弁護士、少年指導員及び保護司 と協定を結ぶなどしてあらゆる相談に適切に対応できるよう相談体制を整備 していることから、より多くの国民に都道府県暴力追放運動推進センターの 活動を知ってもらえるよう広報等を通じて働きかける。

民暴研究会がすべての都道府県に設置されたことから、今後更に民暴研究会を効率的、効果的な情報交換等の場とするため、その活用の充実を図る。

### 5 所管課

暴力団対策第一課

別紙1

# 暴力団関係相談受理件数の推移

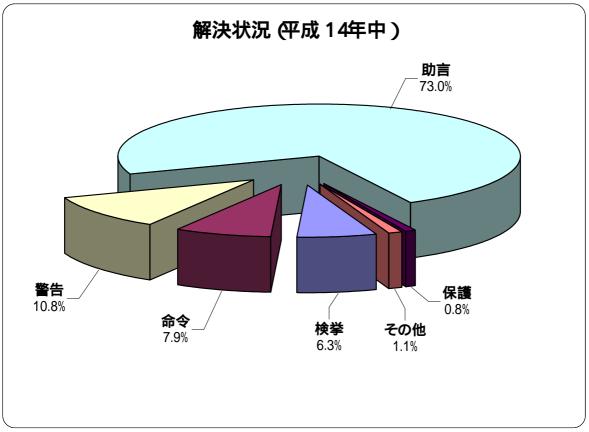


区分	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	H13	H14
全暴力相 談	31,231	28,678	30,410	31,263	33,333	33,374	36,495	37,704	40,417	36,669	39,659
警察相談	24,567	18,314	19,770	20,995	22,137	21,836	24,045	24,669	27,473	23,097	24,025
センター 相談	6,664	10,364	10,640	10,268	11,196	11,538	12,450	13,035	12,944	13,572	15,634

### 相談種別暴力団関係相談受理件数の推移

年度		平成 1 0 年		2	平成 1 1年	=		平成12年	F		平成13年		-	平成 1 4 5	<b></b>
				Mar esta		0.41	Mir eta		0.01	Waren		^+1	We sto		
	警察	センター	合計	警察	センター	合計	警察	センター	合計	警察	センター	合計	警察	センター	合計
1 法9条各号の行為(小計)	7,636	3,056	10,692	7,714	3,291	11,005	8,124	2,921	11,045	6,736	2,929	9,665	6,346	3,999	10,345
(1)人の弱みにつけ込む金品等要求行為	672	218	890	654	177	831	664	286	950	484	197	681	497	301	798
(2) 不当寄付金要求行為	1,322	794	2,116	1,393	905	2,298	1,296	662	1,958	1,248	639	1,887	1,010	1,082	2,092
(3) 不当下請等要求行為	238	63	301	235	85	320	257	108	365	232	141	373	248	153	401
(4)みかじめ料要求行為	493	82	575	580	97	677	598	51	649	558	71	629	557	54	611
(5) 用心棒料等要求行為	336	21	357	390	16	406	363	20	383	310	34	344	263	17	280
(6) 高利債権取立行為	225	183	408	189	125	314	208	100	308	229	154	383	280	358	638
(7) 不当債権取立行為	802	346	1,148	856	371	1,227	941	345	1,286	745	280	1,025	863	463	1,326
(8) 不当債務免除要求行為	833	279	1,112	803	239	1,042	744	231	975	649	208	857	457	226	683
(9) 不当貸付要求行為	162	27	189	190	61	251	171	53	224	139	60	199	109	42	151
(10) 不当信用取引要求行為	82	7	89	37	12	49	43	12	55	28	14	42	16	18	34
(11) 不当自己株式買取要求行為	11	1	12	10	1	11	8	6	14	7	1	8	8	0	8
(12) 不当地上げ行為	26	20	46	31	11	42	21	13	34	14	8	22	24	2	26
(13) 競売等妨害行為	89	61	150	124	60	184	145	45	190	91	40	131	94	43	137
(14) 利得示談介入行為	337	215	552	406	224	630	388	168	556	257	135	392	200	181	381
(15) 因縁をつけての金品等要求行為	2,008	739	2,747	1,816	907	2,723	2,277	821	3,098	1,745	947	2,692	1,720	1,059	2,779
2 準暴力的要求行為の要求等に関する相談	3	0	3	15	3	18	48	3	51	56	5	61	62	12	74
3 離脱・勧誘・加入強要に係る相談(小計)	1,269	532	1,801	1,320	492	1,812	1,538	416	1,954	1,452	326	1,778	1,619	441	2,060
(1) 離脱に関する相談	856	472	1,328	917	447	1,364	1,101	386	1,487	1,042	307	1,349	1,234	414	1,648
(2) 勧誘・加入強要に関する相談	413	60	473	403	45	448	437	30	467	410	19	429	385	27	412
4 暴力団事務所等に係る相談(小計)	901	409	1,310	1,077	350	1,427	1,207	303	1,510	933	262	1,195	743	305	1,048
(1) 禁止行為に関する相談	25	16	41	33	8	41	39	6	45	39	2	41	7	4	11
(2) 苦情・取締要望等	555	75	630	623	98	721	721	54	775	535	38	573	419	57	476
(3) 進出阻止・撤去等に関する相談	102	86	188	159	43	202	169	61	230	138	74	212	92	59	151
(4) 立ち退きに関する相談	219	232	451	262	201	463	278	182	460	221	148	369	224	183	407
5 1~4に該当しない不当行為(小計)	11,649	2,161	13,810	11,743	2,132	13,875	13,443	2,151	15,594	7,594	2,214	9,808	6,601	2,347	8,948
(1) 刑罰法令に該当する   刑 法	3,691	868	4,559	4,229	821	5,050	4,442	801	5,243	3,115	879	3,994	3,271	873	4,144
行為に関する相談   その他	1,435	171	1,606	1,464	165	1,629	1,439	143	1,582	766	236	1,002	618	136	754
(2) (1)以外の不当な行為に関する相談	6,523	1,122	7,645	6,056	1,146	7,202	7,562	1,207	8,769	3,713	1,099	4,812	2,730	1,338	4,068
6 暴力団対策法に関する相談(小計)	2,587	6,292	8,879	2,800	6,767	9,567	3,113	7,150	10,263	606	4,509	5,115	471	4,550	5,021
(1)センター事業に関する相談	204	3,134	3,338	184	3,211	3,395	114	3,220	3,334	79	2,590	2,669	79	2,047	2,126
(2)その他	2,383	3,158	5,541	2,616	3,556	6,172	3,000	3,930	6,930	527	1,919	2,446	392	2,503	2,895
7 その他の暴力団関係相談	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,720	3,327	9,047	8,183	3,980	12,163
숨 計	24,045	12,450	36,495	24,669	13,035	37,704	27,473	12,944	40,417	23,097	13,572	36,669	24,025	15,634	39,659

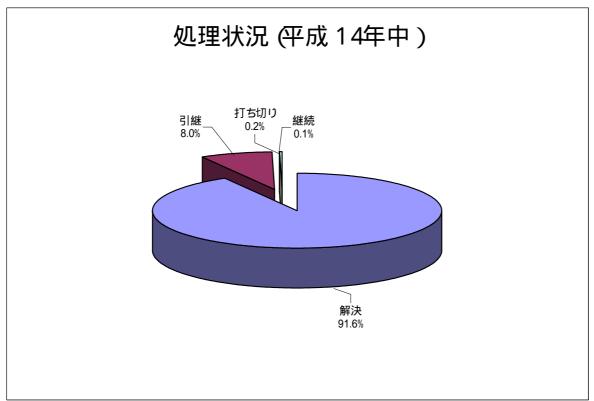
# 別紙3 警察相談処理状況



		平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
処理件数		24,541	25,564	29,235	24,084	25,199
	当期受理件数	24,045	24,669	27,473	23,097	24,025
	前期受理件数	496	895	1,762	987	1,176
解 決		21,671	22,698	21,096	20,442	21,266
	刑事事件検挙	1,489	1,743	1,661	1,322	1,368
	行政命令	1,600	1,888	1,427	1,799	1,731
	(準暴力的要求行為)	1	2	12	12	4
	援助措置	133	110	58	209	227
	就職支援	11	5	15	48	20
	指導・警告	2,777	2,984	2,588	2,541	2,372
	助言・指導	16,620	17,603	15,013	15,626	15,980
	保護の実施	466	360	322	208	185
引き継ぎ		306	216	260	170	210
	センター	46	45	47	44	50
	弁護士会	115	64	69	51	56
	その他の機関	145	107	144	75	104
打ち切り		1,444	1,544	1,538	1,584	1,876
継続		1,120	1,106	6,353	1,888	1,834

解決の内訳については、重複回答で集計

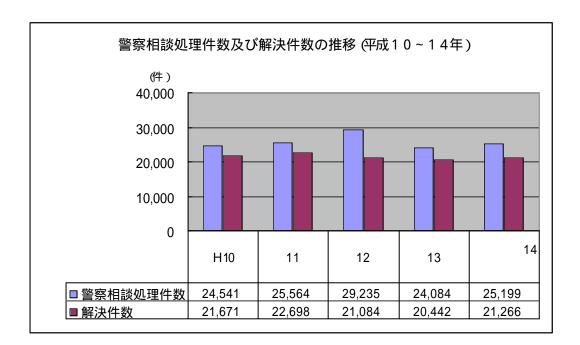
# センター相談処理状況



			平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
処理件数			12488	13035	13478	13659	15691
		当期受理件数	12450	12993	12944	13572	15634
		前期受理件数	38	42	534	87	57
解決			10949	11437	12267	12121	14345
	指	警察OB対応	10725	11405	10125	11816	13980
	導 •	弁護士対応	538	402	322	443	505
		保護司対応	43	27	18	18	26
		少年指導員対応	31	25	33	10	48
		就職支援	34	8	15	16	36
	援	被害者救援	6	21	5	3	0
引き継ぎ			1238	1345	1009	1120	1260
		警察	969	1082	820	825	906
		弁護士会	237	224	170	279	273
		その他の機関	32	39	19	16	39
	ł.	「ち切り	94	86	91	352	32
	縂	继続	207	167	111	66	22

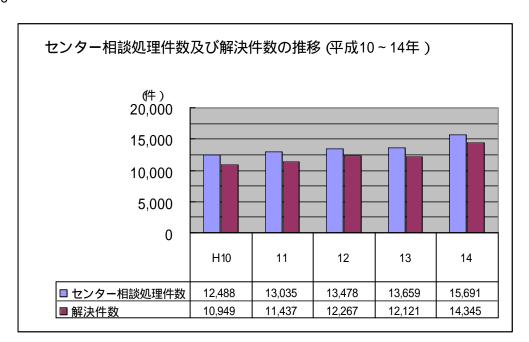
解決の内訳については、重複回答で集計

別紙 5



	H 10	11	12	13	14
警察相談処理件数	24,541	25,564	29,235	24,084	25,199
解決件数	21,671	22,698	21,084	20,442	21,266
解決率	88.3%	88.8%	72.1%	84.9%	84.4%

別紙6



	H 10	11	12	13	14
センター相談処理件数	12,488	13,035	13,478	13,659	15,691
解決件数	10,949	11,437	12,267	12,121	14,345
解決率	87.7%	87.7%	91.0%	88.7%	91.4%

# 別紙7 弁護士との連携状況 **警察・弁護士会・暴追センターとの連携状況** 平

平成14年12月31日現在

				平成14年12月31日現在
			民暴研究会	
L			設置年月日	
北	海道		H12.11.7	暴力団関係民事訴訟支援強化のための関係機関等意見交換会
			H14.2.20	青森県民事介入暴力対策連絡会
東			H13.11.1	
			H14.1.8	民事介入暴力問題協議会
	秋 田	H13.10.24	H13.10.24	警察・弁護士意見交換会
北	山 形	H13.2.2	H13.2.2	民事介入暴力対策連絡会議
	福島	H13.6.8	H12.11.29	民事介入暴力情報連絡会
警	視 庁		H12.12.5	民事介入暴力被害者救済に関する懇談会
	茨 城	H12.10.2	H12.10.2	民事介入暴力対策定例協議会
		H14.1.30	H13.2.8	民暴研修会
関	群 馬		H12.12.18	民事執行妨害対策連絡会
	埼 玉	H13.10.31	H13.10.31	民事介入暴力被害者救済に関する懇談会
			H12.12.12	千葉県民事介入暴力対策協議会
			H12.11.8	神奈川県民事介入暴力事案等協議会
	新 潟		H14.1.10	新潟県被害者支援連絡協議会
東			H13.2.1	民事介入暴力対策研究会
			H13.6.15	警察・弁護士会・暴追センター三者連絡協議会
	静岡		H12.12.22	県警・暴追センター・民暴弁護士との協議会
	富山		H12.11.6	警察・弁護士会・暴追センター三者連絡会議
中	<u>富</u> 山 石川		H12.12.18	警察・弁護士会・暴追センター三者連絡会議
1 '		H14.12.3	H13.2.15	民事介入暴力対策協議会
	岐阜		H12.9.27	民事介入暴力対策連絡懇話会
部	愛知		H12.12.8	暴力団等対策連絡協議会
П	三重		H13.2.2	三重県暴力排除対策連絡協議会
			H13.6.27	民事介入暴力対策協議会
近	滋 宜 京 都		H12.11.13	警察と民暴・非弁取締委員会との検討会
~	大 阪		H14.2.14	府警と民暴委員会との協議会
	<u>大 阪</u> 兵 庫		H13.12.18	兵庫県弁護士会との意見交換会
畿	奈 良		H12.12.11	警察・弁護士・暴追センター三者連絡会議
田火	和歌山		H12.12.15	宣示
			H13.7.3	
中	島根		H13.4.9	
"			H12.11.10	警察・弁護士・暴追センター三者連絡会議
国	広島		H12.11.10	音宗・升暖エ・参原ピンターニ有度網云機 警察・民暴委員会との意見交換会
			H13.2.23	<u>富宗・氏泰安貝云との思兄文揆云</u> 警察・弁護士・暴追センター三者勉強会
四			H12.11.9	言宗・升陵エ・泰原センターニ有地独会 民暴弁護士との意見交換会
🖺			H13.7.3	民暴委員会・警察・センター三者協議会
	香 则 愛 媛		<u>птз.7.3</u> Н13.6.15	氏泰安貝云・言奈・ピノダー二有励職云   警察・民暴委員会・暴追センターの意見交換会
国			H12.11.7	<u> </u>
	高 和 岡	1114.11.1	H12.11.10	
+	作 <u>判</u>	H11.10.5		県警・県弁護士・県民会議連絡会 RR製材等物業の
九			H13.12.3	民暴対策協議会
	長 崎		H13.11.29	民暴協議会 一数窓、尺見も進士、見迫物、共判に等しの知識会
		H13.1.22	H12.1.19	警察・民暴弁護士・暴追協・裁判所等との勉強会 日東の 入界力 対策連絡投送の
			H13.12.18	民事介入暴力対策連絡協議会
1.1.1			H12.10.3	宮崎県民事介入暴力対策連絡協議会
州			H12.12.4	鹿児島県三者連絡会
<u> </u>	沖縄		H12.10.17	民暴相談委員連絡会議
合	計	25県	4 7 都道府県	

評価の対象とする施策の名称 第2 「国民のための警察」の確立

3 被害者対策の推進 - a

### 1 政策の内容

犯罪被害給付制度の拡充

犯罪被害者等給付金支給法の改正により内容が拡充された犯罪被害給付制 度を適正に運用することにより、被害者の経済的被害等の軽減を図る。

### 2 実施状況

犯罪被害給付制度の運用状況(平成14年中)

・申請に係る被害者数

393人

・裁定又は決定をした被害者数

408人

支給(仮給付)の裁定(決定)をした被害者数 385人

不支給の裁定をした被害者数

23人

### 犯罪被害者等給付金の申請及び裁(決)定状況

	年別					
	_	10年	11年	12年	13年	14年
区分						
被	害 者 数	189	222	290	307	393
( =	申請者数)	(277)	(349)	(447)	(499)	(544)
	支給被害者数	150	158	171	344	385
裁定	(申請者数)	(224)	(258)	(258)	(548)	(566)
又は	不支給被害者数	12	13	13	33	23
決定	(申請者数)	(16)	(20)	(17)	(55)	(39)
者数	計	162	171	184	377	408
	(申請者数)	(240)	(278)	(275)	(603)	(605)
裁定	・決定金額(ATF)	573	641	696	1,243	1,168

・ 平成14年中の国家公安委員会に対する審査請求件数は、2件であった。

国家公安委員会に対する審査請求状況

	H10	H11	H12	H13	H14
請求件数	1	1	0	3	2
裁決状況	却下	棄却		すべて棄却	すべて棄却

・ 平成13年4月、犯罪被害者等給付金支給法の改正により、犯罪被害給付 制度の拡充が図られ、同年7月から施行されている(詳細については、別添 資料参照)。

改正により新たに創設された重傷病給付金の申請に係る被害者数は、平成 14 年中、94 人、障害給付金の支給対象が拡大された部分(障害等級第5級 ~第14級)の申請に係る被害者数は28人であった。

新制度に基づく申請及び裁(決)定状況

	重	傷	病	絲	付	金	障害	<b>=</b> =	<b>手級</b>	第	5	級	~ 第	14	級
	申請	に係る	被害者	数	裁定又は決	定者数	申請	į.	系る	被	害者	数	-   裁定	 !又は!	定者数
H13.7.1 ~ H13.12.31				7		0						0	i		0
H14				94¦		63						28	3¦		13

### 3 経過の分析

法令の改正により、給付を受けられる者の範囲が拡大し、また、給付額の引上げが図られたことから、被害者の経済的被害等の軽減に効果を発揮している。

### 4 今後の課題

増加する申請に適正に対応できるよう、新任の犯罪被害給付事務処理担当者 を集めて研修を実施するとともに、管区ごとに担当者会議を開催するなどして、 犯罪被害給付事務担当者の処理能力向上を図る。

被害者等と接する第一線警察職員に対して、警察学校における教育や職場教育等さまざまな機会を通じて、拡充された部分を含め制度に関する教育を徹底する必要がある。

警察庁月別広報重点に「犯罪被害給付制度の周知徹底」を挙げるなどし、犯罪被害給付制度について、国民への周知徹底を図る。

### 5 所管課

給与厚生課

### 犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律について

### 1 題名の改正

題名を「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に改める。

### 2 目的

人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者に対し犯罪被害者等給付金を支給し、及び当該犯罪行為の発生後速やかにこれらの者を援助するための措置を講ずることにより、犯罪被害等の早期の軽減に資することを目的とする。

- 3 犯罪被害給付制度の拡充(政令改正部分を含む。)
- (1) 重傷病給付金の創設

犯罪行為により重傷病(1月以上の療養を要し、14日以上病院に入院することを要する 負傷又は疾病に係る身体の被害)を受けた者に対して、当該療養についての被害者負担額 (3月以内の保険診療による医療費の自己負担相当部分)を支給する。

(2) 遺族給付への被害者負担額の付加

遺族給付金についても、犯罪行為により生じた負傷又は疾病について被害者が死亡前に療養を受けた場合には、現行の給付に加えて、当該療養についての被害者負担額(3月以内の保険診療による医療費の自己負担相当部分)を併せて支給する。

- (3) 障害給付金の障害等級の拡大
  - 障害給付金の支給対象となる障害等級を現行の4級から14級にまで拡大する。
- (4) 給付基礎額の引上げ

給付基礎額の最低額について制定時以来の物価上昇率(44%)分の引上げを図るととも に、最高額について現在の賃金センサス(平成11年のデータ)を基準として引上げを図る。

### 4 施行日

平成13年7月1日から施行

評価の対象とする施策の名称 第2 「国民のための警察」の確立

3 被害者対策の推進 - b

### 1 政策の内容

きめ細かな被害者支援の推進

被害者の視点に立ったきめ細かな被害者支援を推進することにより、被害者の精神的被害等の軽減を図る。

### 2 実施状況

警察は、被害の届出、被害の回復・軽減、再被害防止等の面で被害者(遺族を含む。以下同じ。)と最も密接に関わり、被害者を保護する役割を担う機関であることから、被害者の視点に立った各種施策を推進している。

特に、平成 14 年中には、犯罪被害者等給付金支給法の抜本的改正に伴う「警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針」(平成 14 年国家公安委員会告示第5号)及び「犯罪被害者等早期援助団体に関する規則」(平成 14 年国家公安委員会規則第1号)の制定等を行った(詳細については、別添参照)。

### (1) 被害者への情報提供

被害者は、事件の当事者として自己の事件等に関する様々な情報を求めていることから情報提供に努めている。

### 【事例】

平成 14 年 1 月から、遺族に対して、検視・司法解剖の必要性及び埋葬手続の概要等を掲載したパンフレットを新規に作成・交付することにより、遺族の精神的負担の軽減に努めている(富山)。

殺人事件の被害者遺族に対して、事件概要の説明、今後の捜査の流れ、広報 内容の事前説明、司法解剖・検証の必要性及び犯罪被害給付制度等に関する情 報を提供している(大阪)。

### (2) 相談・カウンセリング体制の整備

被害者の精神的被害を軽減するため、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置や精神科医、民間のカウンセラーとの連携等を推進している。

### 【事例】

刑事手続や捜査内容を熟知するとともに、被害者の精神的ケアを行うことができる警察職員を育成するため、警察官1名を岩手県立大学大学院社会福祉学研究科に入学させ、犯罪被害者に対する二次的被害について研究を行っている。将来的には、臨床心理士の資格取得を目指す(岩手)。

事件発生直後から被害者に対する適切なカウンセリングを実施するため、高度なカウンセリング技術とスタッフを有するNPO法人静岡犯罪被害者支援センターにカウンセリング業務を委託(静岡)。

### (3) 捜査過程における被害者の負担の軽減

### ア 被害者支援要員の効果的運用

事件発生直後に十分な被害者支援が必要とされる事案が発生した場合に、捜査員とは別に指定された警察職員が専属的に被害者への付添い等の被害者支援を実施する「被害者支援要員制度」を導入している。

### 【事例】

被害者遺族が聴覚障害者であったことから、手話のできる警察職員を被害者 支援員に指定し、心配ごとの聴取、犯罪被害給付制度の説明及び公判への付添 い等を実施し、遺族の精神的被害の回復・軽減を図った(愛知)。

### イ 被害者の経済的負担の軽減

被害者は、様々な経済的負担を負うことから、その軽減に努めている。

### 【事例】

警視庁においては、犯罪事実の立証上の必要性から、平成 12 年度から診断 書作成料の公費負担制度を実施しているが、平成 14 年度からは、これに加え、診断書作成に要する診察料(1万円を限度)も公費負担とする。

愛知県においては、被害者の経済的負担の軽減とともに、精神的被害からの早期回復を図ることを目的に、平成 14 年 5 月から精神科医等医療機関の初診料及び診断に必要な検査に係る実費相当額を公費負担とする。

### (4) 被害者の安全の確保

被害者との連絡を密にし、必要な助言を行うとともに、状況に応じて自宅や勤務 先における身辺警戒やパトロール等を強化したり、緊急通報装置を貸し出すなど、 再度危害が加えられることを防止するための各種対策を推進している。

### 【事例】

略取並びに傷害事件につき、犯人が釈放(保護観察処分)されたため、署長以下 18 名体制で再被害防止体制を確立し、被害者と定期的に面接や電話連絡を取り合うとともに、被害者宅周辺を重点警戒区に指定し、パトロールを強化するなどし、被害者の不安感除去に努めた(岩手)。

被害を届け出たことに対する加害者からの逆恨み等による再被害の不安が切実な被害者の安全を確保するとともに、精神的負担の軽減を図るため、平成14年中、13事件の被害者宅に警察署又は交番と被害者宅をオンラインで結ぶ緊急通報装置を設置(兵庫)。

### (5) 関係機関・団体等との連携

被害者の多様なニーズに対応するため、関係機関・団体等との連携強化に努めている。

### 【事例】

検事及び裁判官と公判における被害者への対応について意見交換(埼玉)。 殺人事件の遺族を支援するため、保健所、町役場、児童相談所及び学校等の 関係機関と継続的に連絡会議を開催し、適切な支援を実施(北海道)。

被害者を対象として精神的被害回復のためのカウンセリングや直接的支援等を行う民間被害者支援団体の設立や法人化等に関して、警察として協力・支援。

犯罪被害者等早期援助団体の指定等(詳細は、別添参照)

- 5月、東京都公安委員会が社団法人被害者支援都民センターを犯罪被害 者等早期援助団体に指定
- 11月、社団法人被害者支援都民センターが特定公益増進法人に認定される
- 12 月、茨城県公安委員会が社団法人いばらき被害者支援センターを犯罪被害者等早期援助団体に指定
- ・ 平成 14 年中に設立された民間被害者支援団体(全国被害者支援ネットワーク関係)
  - 1月、「ひょうご被害者支援センター」設立(兵庫)
  - 2月、「埼玉犯罪被害者援助センター」設立(埼玉)
  - 4月、「被害者こころの支援センター沖縄」設立(沖縄)
- ・ 平成 14 年中に法人化された民間被害者支援団体(全国被害者支援ネット ワーク関係)
  - 2月、「大阪被害者相談室」が特定非営利活動法人化し、「特定非営利活動法人大阪被害者支援アドボカシーセンター」設立(大阪)
  - 2月、「福井被害者支援センター」が特定非営利活動法人化し、「特定 非営利活動法人福井被害者支援センター」設立(福井)
  - 5月、「被害者支援ネットワーク佐賀ボイス」が特定非営利活動法人化 し、「特定非営利活動法人被害者支援ネットワーク佐賀ボイス」設立(佐 賀)
  - 6月、「被害者こころの支援センターえひめ」が特定非営利活動法人化し、「特定非営利活動法人被害者こころの支援センターえひめ」設立(愛媛)
  - 6月、「ひょうご被害者支援センター」が特定非営利活動法人化し、「特定非営利活動法人ひょうご被害者支援センター」設立(兵庫)
  - 10 月、「神奈川被害者支援センター」が特定非営利活動法人化し、「特定非営利活動法人神奈川被害者支援センター」設立(神奈川)
  - 11月、「福岡犯罪被害者支援センター」が特定非営利活動法人化し、「特定非営利活動法人福岡犯罪被害者支援センター」設立(福岡)

### 3 経過の分析

(1) 推進状況

基本的には、都道府県警察の実情等に応じて、効果的な被害者支援施策、支援 活動が行われている。

被害者支援に関わる機関・団体等の連携強化が図られている都道府県では、適切な役割分担の下、効果的な被害者支援が推進されている。

(2) 問題点

個別具体の事案においては、被害者の心情に対する理解不足から被害者を傷つけてしまった事例など、被害者への配慮が行き届いていない事案が見受けられた。

### 4 今後の課題

被害者と接する第一線の警察職員への教育を徹底し、適切な被害者支援を図る。

関係機関・団体等との連携強化、役割分担の明確化を図る。

# 5 所管課

給与厚生課

### 犯罪被害者等給付金支給法の抜本的改正に伴う下位法令の整備等

1 「警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針」の制定 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(以下「法」という。)第 22 条第 2 項の 規定に基づき、警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長(以下「警察本部長 等」という。)がとるべき援助に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、国家公 安委員会は「警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針(平 成 14 年国家公安委員会告示第 5 号)を平成 14 年 1 月 31 日に公布し、同年 4 月 1 日か ら施行されている。

### 2 犯罪被害者等早期援助団体の指定制度

法第23条第9項の規定に基づき定める「犯罪被害者等早期援助団体に関する規則」 (平成14年国家公安委員会規則第1号)が平成14年1月31日に公布され、犯罪被害 者等早期援助団体の指定制度が平成14年4月1日から施行されている。

都道府県公安委員会は、犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる非営利法人を犯罪被害者等早期援助団体として指定することができ、警察本部長等は、指定を受けた団体に対して、被害者の同意を得た上で、被害者の氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要に関する情報提供を行うことができるとされた。これにより、指定を受けた団体は能動的に被害者に対しアプローチすることができるようになった。

なお、平成 14 年度の税制改正により、寄附金控除等の対象となる特定公益増進法人 及び相続財産を贈与した場合に相続税が非課税とされる法人の範囲に、犯罪被害者等 早期援助団体として指定された民法法人が加えられた。

これにより、犯罪被害者等早期援助団体に対する寄附等が促進され、団体の財政的基盤強化が図られることが期待される。

評価の対象とする施策の名称 第2 「国民のための警察」の確立

4 実績評価の見直し

### 1 政策の内容

相談、保護、被害者対策等の業務に対する適切な評価

相談、保護、被害者対策等の業務について適切な評価が行われれば、これ らの業務が的確に推進されることとなり、ひいては、国民の信頼回復につながる。

### 2 実施状況

### (1)相談業務に係る表彰状況

表彰件数(平成14年1月から12月)

<b>敬</b>	察	庁	都	道	府	県	警	察
警察庁長官賞	生活安		部		署	個		人
1件		4件	11	1件			1,77	4件

### 表彰事例

· 警察庁長官賞

警察本部警務部及び大規模警察署3署に警察安全相談課を新設して体制の充実を図るととともに、相談業務に関する関係機関・団体との相談ネットワークの構築を積極的に推進した(広島)。

・ 都道府県警察本部長賞誉 平成14年7月、「サラ金業者から金を借りたが利息が高すぎるように思 う。」との相談を受理し、同業者を貸金業法違反で逮捕した(奈良)。

### (2)保護業務に係る表彰状況

表彰件数(平成14年1月から12月)

警	<b>泽</b> 庁	都	道府	県警	察	
警察庁長官賞	管区警察局長賞	部	署	個	人	
1件	1件(2名)	6件		149件(210名)		

### 表彰事例

· 警察庁長官賞

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく移送事務に関し、県当局に対する2年余りにわたる粘り強い働きかけにより、その体制の整備に努めた(神奈川)。

· 都道府県警察本部長賞

親からの虐待を受けた児童を発見し、児童相談所と早期に連絡を取るなど適切に児童を保護した(長野)。

### (3)被害者対策に係る表彰状況(平成14年中)

### 表彰件数(平成14年中)

警察	庁	都	道府	県	警察
警察庁長官賞	管区警察局長賞	部	署	個	人
2件	2 件	1 3	3 0 件	9	2 8 件

### 表彰事例

· 警察庁長官賞(大阪)

「池田小学校における殺人並びに殺人未遂事件」において、事件認知直後から「特別被害者支援班」を編成し、きめ細かな被害者支援を実施。 その後3か月にわたり継続して支援活動を実施し二次的被害の防止に努めた。

特定非営利活動法人大阪被害者支援アドボカシーセンターと連携し、 相談員による被害者への付添い支援等を実施した。

被害者対策係を「府民応接センター」に移管するとともに、増員を図った。

都道府県警察本部長賞

強姦未遂事件につき、事件発生当初から被害者支援に従事し、被害者及びその保護者等に対する付添い、困りごとの聴取及び捜査手続等の説明を 適時適切に行い、被害関係者との信頼関係を構築し、捜査活動の推進に寄 与(福井)

### 3 経過の分析

(1)相談及び保護業務に対する適切な評価

警察庁及び都道府県警察において、相談及び保護業務に関する適切な賞揚措置 を推進している。

(2)被害者対策業務に対する適切な評価

都道府県警察において表彰した事案を効果的な被害者支援事例として部内の執 務資料に掲載するなどし、適切な被害者支援の第一線への定着が図られている。

### 4 今後の課題

(1)相談及び保護業務に対する適切な評価

警察庁及び都道府県警察において、今後とも適切な賞揚措置を推進する。

(2)被害者対策業務に対する適切な評価

警察庁及び都道府県警察において、今後とも適切な賞揚措置を推進する。 各警察職員の被害者支援状況を把握するための報告系統を確立するとともに、 表彰基準を明確に定める必要がある。

### 5 所管課

(1)相談及び保護業務に対する適切な評価生活安全企画課・地域課

(2)被害者対策業務に対する適切な評価 給与厚生課

評価の対象とする施策の名称 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決 - a

### 1 政策の内容

### 銃器対策の強化

暴力団その他の犯罪組織の管理する違法銃器の取締りを強化するとともに、 関係機関と一層連携を強化するほか、国際協力を積極的に推進し、水際対策 の強化を図る。

### 2 実施状況

### (1)関係機関との連携状況

各都道府県警察において、税関、海上保安庁、入国管理局等と連携して全国で、 協議会等、合同訓練、合同サーチ(船内検査)を行っている。

### 警察・税関・海上保安庁による合同訓練(北海道)

北海道警察、函館税関及び第一管区海上保安本部は合同で、小樽市内及び小樽港において銃器・薬物密輸入事件を想定した合同訓練を実施した。(平成 14 年 9 月)

### (2)国際協力の推進状況

### ア 国連銃器議定書の署名

警察庁では、平成 10 年 12 月、国連総会において国際組織犯罪条約起草特別委員会の設置が決議されて以来、同条約の補足銃器議定書の起草作業に積極的に関与するなどしてきたところ、平成 13 年 5 月 31 日、ニューヨークで開催された国連総会において、同議定書が全会一致で採択された。警察庁としては、銃器議定書の署名、早期批准、実施に向けて、関係省庁と検討作業を積極的に進めてきたところ、平成 14 年 12 月 9 日に日本政府としての銃器議定書への署名が行われた。

### イ 銃器不正取引対策のための国際協力の推進

- ・ 警察庁では、銃器取締りに関する国際協力の円滑化を図るとともに、関係国における適切な銃器規制の推進に寄与するため、平成7年から0DA事業の一環として、各国の実務担当者を東京に招いて「銃器管理セミナー」を開催している。平成14年6月には、アジア・太平洋地域の7ヶ国から18名を招き、我が国の銃器鑑定技術の紹介・技術移転を行った。
- ・ 警察庁では、国際銃器捜査の進展と情報交換等を目的として、平成5年から 各国の捜査機関の幹部を招いて国際会議を開催しており、平成14年11月には、 ロシア極東地域と我が国の間のけん銃密輸ルートの解明を図ることを目的とし て、ロシア極東地域の治安当局幹部を招へいし、両国の銃器対策を中心に協議 を行った。

#### (3) 教育及び訓練の実施

警察庁では、けん銃の密輸・密売事犯の捜査に従事する都道府県警察職員を対象として、通信傍受やクリーン・コントロールド・デリバリー等の各種捜査手法

や効果的な装備資機材の活用方策を取り入れた実践的な専科教育や訓練を実施した。

コントロールド・デリバリーとは、取締り機関が規制薬物等の禁制品を発見しても、その場で直ちに検挙することなく、十分な監視の下にその運搬を継続させ、関連被疑者に到達させてその者らを検挙する捜査手法をいう。

なかでも、クリーン・コントロールド・デリバリーとは、銃器等の禁制品を発見した際 に、別の物品と差し替えて行うものをいう。

# (4)暴力団員等からのけん銃押収丁数

平成 14 年のけん銃押収丁数(総数)は 747 丁で、平成 10 年 (1,104 丁)と比べて 357 丁減少した。このうち、暴力団からの押収丁数は 327 丁で、同比 249 丁の減少、暴力団以外の者からの押収丁数は 420 丁で、同比 108 丁の減少であった。

		10年	11年	12年	13年	14年
けん銃押収丁数		1,104	1,001	903	922	747
	うち暴力団	576	580	564	591	327
	構成比(%)	52.2	57.9	62.5	64.1	43.8

なお、平成 14 年中に押収されたけん銃のうち、インターネットを利用して取引されたと認められるものは115 丁であった。

	10年	11年	12 年	13年	14年
インターネットに係る けん銃押収丁数	0	0	16	30	115

### (5)暴力団の武器庫の摘発件数

暴力団の武器庫については、平成 14 年中 8 事件を摘発し、68 丁を押収した。 平成 10 年と比べて、12 件、44 丁それぞれ減少した。

	10年	11年	12年	13年	14年
武器庫摘発件数	20	18	12	19	8
押収丁数	112	92	45	105	68

### 東組傘下組織の武器庫摘発(奈良)

東組傘下組織幹部の知人宅を捜索した結果、けん銃8丁、散弾けん銃1丁、機関けん銃2丁の合計11丁及び実包1,100個を発見、押収し、同人を現行犯逮捕した。(平成14年10月)

### (6) けん銃密輸入事件の摘発件数

けん銃密輸入事件等の摘発は、平成 14 年中5事件(けん銃密輸入事件2件、けん銃密輸入予備事件1件、けん銃部品密輸入事件2件)で、平成 10 年と比べて7事件減少した。また、押収したけん銃は10丁で、同比1丁の増加であった。

	10年	11年	12 年	13年	14年
密輸入事件摘発件数	12	15	6	2	5
押収丁数	9	19	114	0	10

## 成田空港における暴力団員等によるけん銃密輸事件(警視庁)

身辺にけん銃6丁、実包 111 個を隠匿してフィリピンから密輸入した男を 成田空港で逮捕した。その後の捜査で、男2人を逮捕した。(平成 14年6月)

### (7)銃器発砲事件発生件数

平成 14 年中の銃器発砲事件の発生は 158 件であり、平成 10 年 (154 件)と比べて 4 件増加した。内訳をみると、暴力団によるとみられる発砲事件が 112 件で、平成 10 年 (134 件)と比べて 22 件減少した。

	10年	11年	12年	13年	14年
銃器発砲件数	154	162	134	215	158
うち暴力団	134	133	92	178	112

#### 3 経過の分析

### (1)推進状況

- ア 平成 14 年中に摘発したけん銃密輸入事件は5件にとざまったが、うち3件は 税関からの通報を端緒とするもので、1件は税関との共同捜査によりクリーン・ コントロールド・デリバリー捜査を実施するなど、関係機関との緊密な連携が図 られている。
- イ 上記2(6)の検挙事例(成田空港における暴力団員等によるけん銃密輸事件)は、暴力団関係者がフィリピンからけん銃を密輸しているとの情報に基づき、フィリピン捜査当局の協力の下、フィリピン国内における容疑者の動向把握を行って、日本へ向け出国したとの通報により成田空港で同容疑者を待ち受け、身体検査を行った結果、けん銃6丁を所持しているのを発見逮捕した事案であり、外国捜査当局との緊密な捜査協力が進んでいる。

### (2)問題点

- ア 昨年のけん銃押収丁数のうち、暴力団からの押収丁数は 327 丁で、対前年比マイナス 264 丁 (44.7 %減)と大きく減少した。理由として、平成 13 年との比較では、暴力団の対立抗争による発砲事件が減少したこと (平成 13 年:71 件平成 14 年:21 件)さらには、中長期的には、けん銃の隠匿方法が一層巧妙化しており、けん銃等違法銃器の発見・押収がますます困難になっていることが考えられる。
- イ けん銃密輸入事件の摘発件数は、平成 13 年、14 年と一桁台で推移するなど低迷している。理由として、密輸入方法が一層巧妙化したことや、GPS等の普及により洋上での取引が容易になったことなどが考えられる。

また、インターネットを利用して取引されたけん銃の押収がここ数年急増している。

# 4 今後の課題

- (1)暴力団の武器庫事犯等組織的なけん銃隠匿事犯の摘発強化 情報収集を推進して摘発を図るとともに、綿密な捜索を実施する。
- (2)けん銃密輸・密売事犯の摘発強化

情報収集を推進し、税関、海上保安庁等の関係機関と連携するとともに、外国捜査機関から必要な捜査情報を入手するなど積極的な国際捜査の推進を図る。また、インターネット上の銃器に関する情報の収集に努め、インターネットを利用した銃器取引の取締りを推進する。

## (3)銃器捜査力の強化

通信傍受法、組織的犯罪対策三法等の効果的かつ適正な活用を図るとともに、全国一体となった共(合)同捜査を積極的に行うなど警察の総合力を発揮した組織捜査を推進する。また、専科等各種機会を通じ、通信傍受やクリーン・コントロールド・デリバリー等の各種捜査手法や効果的な装備資機材の活用方策を取り入れた実践的かつ効果的な教育・訓練を推進し、各種捜査手法、装備資機材の有効活用による効率的な捜査の推進と受傷事故の防止を図るとともに、適正捜査を徹底する。

### (4) 広報啓発活動の積極的推進

マスメディアやインターネットなど様々な媒体を活用した各種広報啓発活動を企画、実施するとともに、けん銃 110 番等を活用し、国民の理解と協力を確保する。

### 5 所管課

銃器対策課

評価の対象とする施策の名称 第3 新たな時代の要請に応える警察の構築

1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決 - a

### 1 政策の内容

薬物対策の強化

覚せい剤を始めとする薬物は、暴力団等の犯罪組織により組織的に密輸・密 売されていることから、密輸・密売等の薬物関係事犯の取締りを強化し、犯罪 組織に打撃を与える。

### 2 実施状況

- (1) 取締り強化のための基盤整備等
  - ア 取締り能力の強化

捜査体制の強化

捜査員の合理的な配置・運用に努めるとともに、地方警察官の増員を行い、 薬物密輸・密売事犯の捜査体制の強化を図っている。

また、組織捜査を効率的に行うため、関係都道府県警察間の合同・共同捜査を推進している。

装備資機材の整備

薬物密輸・密売組織に対する視察内偵活動等を強化するため、捜査用車両等の整備を進めている。

教育の実施

コントロールド・デリバリーを想定した追尾訓練等密輸・密売事犯捜査に関する知識及び技術を修得するため、薬物事犯広域追尾捜査専科を実施している。

イ 国内外関係機関との連携強化

国内関係機関との連携強化

税関、入国管理局等国内関係機関との間で、情報交換や取締り訓練等を実施 し、連携の強化を図っている。

海外関係機関との連携強化

海外関係機関と、薬物情勢、薬物犯罪組織、国際捜査協力等について情報交換及び討議を行っている。

### 【国内外関係機関との連携事例】

海外取締機関からの情報に基づき、国内関係機関と連携して、玄海灘沖を航行中の不審船に対し捜索を実施した結果、覚せい剤約151kgを発見・押収するとともに、中国国籍の船長・船員7名を覚せい剤取締法違反で検挙した。

(平成14年1月 福岡県)

- (2) 薬物密輸・密売事犯の取締り
  - ア 薬物密輸事犯の取締り

薬物密輸事犯に対する取締りを徹底した。

# 【覚せい剤密輸入事犯の検挙件数】

10年	11年	12年	13年	14年	
3 9	3 9	4 5	4 6	1 6	単位:件

# 【覚せい剤大量(1kg以上の押収)密輸入等事犯の検挙件数】

10年	11年	12年	13年	14年	
1 1	3 5	2 4	1 7	9	単位:件

覚せい剤大量(1 kg以上の押収)密輸入等事犯には、覚せい剤のほとんどが海外から密輸入された ものであり、1 kg以上の大量押収が密輸と密接な関係にあるため、密輸罪のほか、所持罪等により1 kg以上の覚せい剤を押収した事件の検挙件数が含まれている。

### 【覚せい剤押収量】

10年	11年	12年	13年	14年	
549.0	1,975.9	1,026.9	406.1	437.0	単位:kg

### イ 薬物密売事犯の取締り

覚せい剤等の薬物の不正取引に深くかかわる暴力団や来日外国人に対する取締りを徹底した。

### 【暴力団員による薬物事犯検挙人員】

10年	11年	12年	13年	14年	
7,546	8,230	7,999	7,670	7,172	単位:人

## 【来日外国人による薬物事犯検挙人員】

10年	11年	12年	13年	14年
8 7 3	7 5 4	7 2 0	8 7 9	8 4 1

単位:人

# (3) 厳正な処罰

組織的かつ継続的に行われる薬物の不正取引を効果的に取り締まるため、薬物の密輸・密売等を「業とした」者を重く処罰する規定である「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」(麻薬特例法)第5条の適用に努め、犯罪組織構成員の厳正な処罰・科刑を図った。

## 【麻薬特例法第5条違反(業として行う不法輸入等)の適用件数】

10年	11年	12年	13年	14年	
2 0	1 8	3 4	1 8	4 3	単位:件

# (4) 薬物犯罪収益等のはく奪

薬物犯罪収益等の隠匿・収受行為を処罰する麻薬特例法第6条及び第7条の適用に努めるとともに、薬物犯罪収益等のはく奪を期するため、麻薬特例法第19条に基づく起訴前の没収保全命令を活用した。

# 【麻薬特例法第6条及び第7条適用件数】

	10年	11年	12年	13年	14年
第6条	2	1	2	3	0
第7条	0	0	0	0	0

単位:件

注: 第6条(薬物犯罪収益等隠匿)

第7条(薬物犯罪収益等収受)

【麻薬特例法第19条に基づく起訴前の没収保全命令の請求件数】

l	10年	11年	12年	13年	14年	
	1	0	2	4	7	単位:件

## (5) 需要の根絶

薬物の密売等を支える需要を根絶するため、末端乱用者の取締りを推進するとともに、薬物乱用の防止のための広報啓発活動を展開した。

【覚せい剤の単純使用及び単純所持事犯の検挙人員】

_						
		10年	11年	12年	13年	14年
7	検挙人員	16,888	18,285	18,942	17,912	16,771
	単純使用	9,294	10,067	10,414	9,734	9,278
	単純所持	5.258	5.985	6.473	6.452	5.691

|単位:人

### 3 経過の分析

# (1) 推進状況

覚せい剤大量(1kg以上の押収)密輸入等事犯の検挙がみられるなど、近年、 大量の覚せい剤が押収されており、薬物の海外からの不正流入を一定程度阻止し ていると認められる。

関係機関との連携の強化、麻薬特例法の運用の定着がみられ、人的・資金的な 面から犯罪組織に一定の打撃を与えた。また、多数の末端乱用者の検挙と広報啓 発活動の展開により、薬物密売等を支える需要を一定程度抑制している。

# (2) 問題点

近年の覚せい剤の大量押収にもかかわらず、犯罪組織が巧妙な密輸を行い、相 当量の覚せい剤が我が国に流入しているとみられる。

暴力団等の薬物犯罪組織全体を壊滅させるまでには至っておらず、依然として 暴力団等の密売組織が薬物密売の中核的存在となっている。さらに、携帯電話や インターネットを利用して密売を行うなど、密売方法が巧妙化している。

### 4 今後の課題

国内外の関係機関との連携を更に緊密にするとともに、密輸・密売方法の巧妙化に対処するため、視察内偵活動を一層強化する。また、麻薬特例法等の関係法の積極的な活用、装備資機材の整備を図る。

引き続き、末端乱用者に対する取締りの徹底とともに、広報啓発活動を積極的に展開し、需要の根絶を図る。

### 5 所管課

薬物対策課

# 薬物種類別押収量(kg)

	\		年	別	平	成	平	成	平	成	平	成	平	成
区	分			/	10	年	11	年	12	年	13	年	14	年
覚	t		۱J	剤	5	49.0	1,9	975.9	1,0	26.9	4	06.1	4	137.0
П	カ		1	ン		20.4		10.3		15.6		23.7		16.7
^			1	ン		3.6		2.0		7.0		4.3		19.1
あ		^		Ь		11.0		7.4		9.0		11.4		5.7
乾	燥		大	麻		99.2	ļ	552.1	3	06.4	8	18.7	2	224.3
大	麻		樹	脂	2	05.8		199.9	1	83.4		72.8	2	244.1
М	D	M	Α	等	11	, 362	1	7,500	77	,076	112	, 358	174	1,248

- 注1 平成14年のMDMA等の押収量は、1件1000錠以上の大 量押収事件における覚せい剤とMDMAの混合錠剤を含む。
  - 2 MDMA等の単位は(錠)である。

# 薬物事犯別検挙人員(人)

							-5-5-50				• •				
		_	年	5	訓	平	成	平	成	平	成	平	成	平	成
X	分			\	/	10	年	11	年	12	年	13	年	14	年
覚	t	<u> </u>	١J		剤	16	3,888	18	3,285	18	3,942	17	7,912	16	,771
麻	薬・	向	精	神	薬		243		236		224		241		261
-	うち	コ	カ	1	ン		93		71		57		52		40
	うち	^		1	ン		61		52		48		33		40
あ		^			Ь		132		119		65		44		43
大					麻	1	,236	1	1,124		1,151	,	1,450	1	,748
合					計	18	3,499	19	764	20	382,	19	9,647	18	,823

評価の対象とする施策の名称 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決 - a

### 1 政策の内容

密入国対策の強化

入国管理局等関係機関と緊密に連携し、また、密航形態の把握等を通じて、 各種水際対策を推進することにより、入管法違反事件・集団密航事件を迅速・ 的確に検挙する。

### 2 実施状況

# (1) 不法滞在対策の実施

平成12年3月、警察庁、法務省及び労働省の担当局長によって構成される「不 法就労外国人対策等関係局長連絡会議」が開催され、不法就労等外国人対策につ いて、緊密な情報交換、合同摘発の強化等に取り組むことを合意した。

以後、3省庁による協議を継続的に開催している。

平成13年4月、局長連名通達により悪質な不法滞在者取締りの強化を各都道府 県警察に指示した(別添1参照)。

毎年6月を来日外国人犯罪対策に関する活動強化月間とし、不法滞在・不法就 労防止に取り組んでいる。

### (2)関係機関との連携状況

関係省庁における前掲の合意等に基づき、海上保安庁、法務省入国管理局、税関 等関係機関との連携の強化に努めたほか、民間協力の確保に取り組んだ。

平成14年中には、関係機関と連携した各種協議会、合同訓練等を平時から実施した結果、集団密航事件等発生時の緊密な連携と迅速・的確な対処、検挙に結びついた(別添2参照)。

また、海上保安庁等の関係機関と連携し、集団密航の主たる出発国である中国に対して密航防止対策の強化等を申し入れた。その結果、平成14年4月以降、中国側が蛇頭等密航請負組織の摘発及び取締りを強化し、中国を出発地とする船舶利用の集団密航が減少している。このように、密入国対策の強化には、出発地側の関係当局と緊密な連携を図ることも有効である。

(3)出入国管理及び難民認定法(入管法)違反検挙件数・人員

## (ア)全体

入管法違反事件の検挙は、数十人規模の集団密航が相次いだ平成9年をピークに減少傾向を示していたが、平成13年に再び増加に転じ、平成14年中に検挙した入管法違反の件数・人員は、8,255件7,045人で、前年に比べ、件数で1,011件(14%)、人員で868人(14%)増加、平成9年に次ぐ過去二番目の検挙数となった(別添3参照)。

しかし、これは、国内に20数万人いると言われる大量の不法滞在者から見れば 氷山の一角である。密入国者の受入等をこれら不法滞在者と日本の暴力団等の犯 罪組織が結託して行っているケースも多いが、こうした結託に関する情報については各関係機関の情報共有が十分でない面もある。

### (イ)罪種別

罪種別にみると、不法残留罪による検挙が再び増加に転じ3,000人台となったこと、平成11年の入管法改正(平成12年2月18日施行)で新設された不法在留罪による検挙が1,318件(307件増加)、1,080人(306人増加)と引き続き増加傾向にあることが、全体の増加に大きく寄与しているものと考えられる(別添4参照)

### (ウ)国籍別

入管法違反事件の検挙状況を国籍別に見ると、中国人、韓国人、フィリピン人、タイ人の順に多く、この4か国で約3分の2を占める。特に、中国人の検挙者数が著しく、昨年は2,547人(全検挙者数7,045人の約36%)を検挙した。

# (4)集団密航事案の検挙件数、密航形態等

集団密航(2人以上の外国人が、本邦へ不法に入国・上陸すること)の検挙状況は、最近3年間で平成12年=21件103人、平成13年=43件419人、平成14年=25件170人名である。

形態別では、船舶利用の集団密航の検挙件数・人員は、13件137人で、前年と比較して、件数で28件減(前年比68%減)人員で278人減(前年比67%減)であった。他方、航空機利用の集団密航事件の検挙件数・人員は、12件33人で、前年と比較して、件数で10件増(500%増)人員で29人増(725%増)となっている(別添5参照)

これは、蛇頭等の密航請負組織が、国内外の関係機関による摘発の間隙をついた形態の密航を敢行した結果であり、その手段、方法が巧妙化・多様化していることによるものといえる。

### 3 経過の分析

## (1)推進状況

平成14年中、入管法違反事件は、件数・人員とも前年比14%増であったが、不 法滞在に係る違反で最多を占める中国人2,547人(前年比6.8%増)を検挙したほ か、地方入国管理局との合同による不法滞在者の摘発を推進している。

不法在留罪が創設されたことにより、不法入国罪の時効が完成した者について も不法在留罪を適用して検挙・処罰できるようになり、摘発と退去強制手続を通 じた不良外国人の排除が着実になされている。

### (2)問題点

密入国者等の外国人被疑者を検挙した場合、被疑者の人定確認等が困難な上、 通訳人や留置施設の確保等に時間が費される。こうしたことが捜査の負担となり、 更なる検挙数増加を阻害する要因となっている。

### 4 今後の課題

国内外関係機関との情報交換及び捜査共助をより強力に実施するなどして、巧妙化・多様化する密入国事件に迅速・的確に対処するほか、広報等を通じて民間

協力の確保に努める。

警察の各部門間の情報の共有に努め、部門間の合同捜査を実施するほか、入管 法以外の各種法令を積極的に適用し、密入国者の検挙及び受入れ組織の壊滅を図 る。

通訳の人材育成と確保及び留置場の効率的運用等に努める。

5 所管課

外事課

# 不法滞在者取締りに関する通達(概要)

悪質な不法滞在者に対する取締りの強化について

平成13年4月27日 丙外発第35号他

警備局長、長官官房長、生活安全局長、刑事局長、交通局長から各地方機関の 長、各都道府県の長、各方面本部長あて

## (概要)

大量の不法滞在者による各種犯罪が深刻化している情勢にかんがみ、悪質な不法 滞在者の取締りの強化を指示したもの。

#### 内容は、

- 1 総合的な取締り体制の確立
  - (1) 警察庁における取組み
  - (2) 都道府県警察における体制強化
    - ア 指導・連絡体制の確立
    - イ 取締体制の強化
- 2 取締り重点対象
  - (1) ぐ犯性の高い悪質な不法滞在者
  - (2) 住民が不安感を抱く不法滞在者密集地区
- 3 計画的な取締りの実施
  - (1) 地方入管との合同摘発の積極的実施
  - (2) 地方入管による集中取締りに対する対応
- 4 受傷事故、被疑者事故の防止
- 5 効果的な広報活動の推進

などである。

### 関係機関との連携状況(主な事例)

### <東京港晴海埠頭における船舶使用の中国人集団密航事件の検挙(警視庁)>

警視庁は、平成14年12月26日、東京税関から「晴海埠頭に接岸したボリビア船籍の 貨物船から密航者と見られる外国人数十人が降船し、レンタカーの荷台に乗車して逃 走した。」旨の通報を受けたことを端緒に、緊急配備等所要の捜査を実施し、出迎え 者3人を含む54人(中国人53人、日本人1人)を入管法違反等で逮捕した。

### <新宿・歌舞伎町における特別集中摘発の実施(警視庁)>

警視庁は、平成14年2月26日から3月9日までの間、東京入国管理局と合同で新宿・歌舞伎町周辺の事業所、風俗関連店舗、居宅等計16カ所の立入調査を行い、入管法違反外国人119人を摘発した。

### < 太平洋沿岸集団密航対策連絡会の開催と合同訓練の実施(関東管区警察局)>

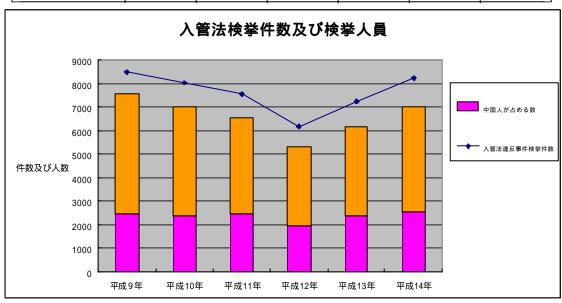
平成14年9月10日、茨城県水戸市において、「太平洋沿岸集団密航対策連絡会」(関東管区警察局主催)を開催。同管区内の太平洋沿岸を管轄する5都県警察、9海上保安本部・保安部、1税関参加のもと、水際対策に関する協議等を行い連携強化に努めた。翌11日、同県常陸那珂港において、警察及び海上保安庁関係者75名参加のもと、船舶利用の集団密航事件に対する実戦的訓練を実施した。

# <「沿岸防犯を考える市民のつどい」の開催(山口)>

平成14年8月28日、山口県下関市「下関市民会館」において、一般市民等約800人の参加を得て「沿岸防犯を考える市民のつどい」(山口県警察、山口県沿岸協力会等主催)を開催、密入国事件を始めとする最近の沿岸犯罪の発生状況及び来日外国人犯罪の国内治安への影響等を広報・啓発し、官民一体となった防犯意識の高揚を図った。

別添 3 入管法(出入国管理及び難民認定法)違反:全検挙件数及び全検挙人員の推移

	平成 9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
	8,477	8,037	7,564	6,186	7,244	8,255
		,				
検挙人員(人)	7,564	6,988	6,542	5,298	6,177	7,045
うち中国人	2,480	2,393	2,472	1,940	2,384	2,547



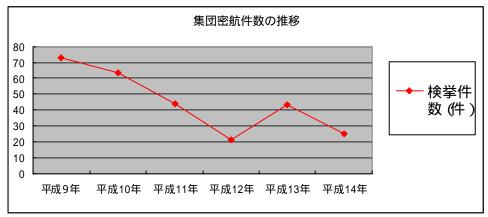
別添 4 **入管法(出入国管理及び難民認定法)違反:罪種別検挙状況の比較** 

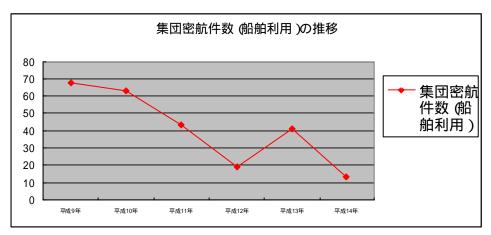
		平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
不法入国·上陸	件数	1,337	1,293	1,028	504	524	470
	人員	1,336	1,210	886	395	424	366
不法在留	件数	-	-	-	296	1011	1,318
	人員	-	-	-	218	774	1,080
不法残留	件数	4,530	4,088	3,771	3,111	3,369	4,122
	人員	3,867	3,533	3,240	2,732	2,884	3,603
旅券不携帯	件数	1,963	1,953	2,072	1,794	1,708	1,756
	人員	1,546	1,432	1,588	1,426	1,386	1,411
集団密航助長	件数	21	83	75	25	43	38
	人員	38	153	142	29	58	42
不法就労助長	件数	488	499	484	322	360	333
	人員	627	556	583	368	426	347
資格外活動	件数	126	93	112	121	216	203
	人員	125	96	98	125	210	186
その他	件数	12	28	22	13	13	15
	人員	7	8	5	5	12	10
合計	件数	8,477	8,037	7,564	6,186	7,244	8,255
	人員	7,546	6,988	6,542	5,298	6,177	7,045

別添 5

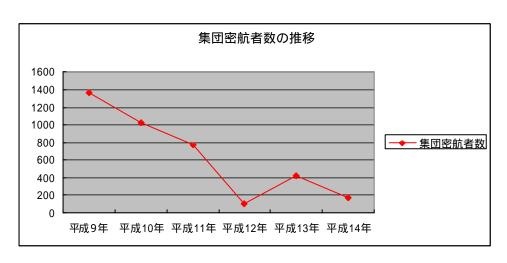
# 集団密航事案の検挙件数及び検挙人員の推移

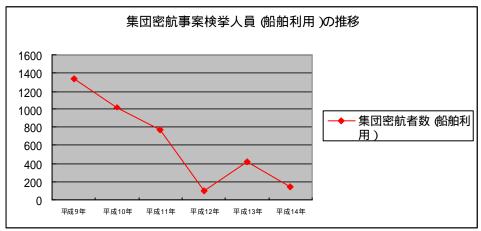
	平成 9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
検挙件数 (件)	73	64	44	21	43	25
うち船舶利用	68	63	43	19	41	13
うち航空機利用	5	1	1	2	2	12
検挙人員 (人 )	1,360	1,023	770	103	419	170
うち船舶利用	1,337	1,015	768	99	415	137
うち航空機利用	23	8	2	4	4	33

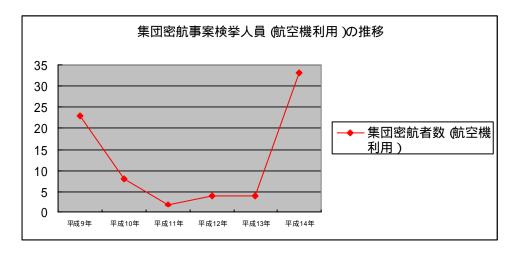












評価の対象とする施策の名称 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

1 暴力団その他の組織犯罪との対決-a

#### 経過の分析

#### 1 政策の内容

マネー・ローンダリング対策の強化

暴力団その他の犯罪組織の弱体化、ひいては壊滅を図るためには資金源に 打撃を与える対策を徹底することが必要不可欠であるところ、従来の資金獲 得犯罪の検挙の推進に加え、組織的犯罪処罰法に定めるマネー・ローンダリ ング処罰規定を適用し、事件検挙を推進する。

### 2 実施状況

### (1)組織的犯罪処罰法によるマネー・ローンダリング犯罪の検挙

平成12年1月、都道府県警察に対し、暴力団員等が得た違法不当な収益のはく奪について、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(組織的犯罪処罰法)によるマネー・ローンダリング罪の検挙を推進するよう示達するとともに、以後「暴力団総合対策の推進」における重点施策として位置付け、同罪の積極的な適用に努めている。

平成12年2月の法施行後から平成14年末までにおける暴力団等に係る組織的犯罪処罰法の適用による犯罪収益隠匿、収受等の検挙状況は下記のとおりである。

年 次	12 年	13 年	14 年
区分			
マネー・ローンダリング件数合計	3	12	28
10条(隠匿)	3	10	19
11条(収受)		2	9

### (参考指標)

金融庁による金融機関等からの「疑わしい取引に関する情報」受理件数

	9年	10年	11年	12 年	13年	14年
疑わしい取引に 関する情報件数	9(件)	13	1,059	7,242	12,372	18,768

平成 12 年 1 月までは旧麻薬特例法に基づく届出、平成 12 年 2 月以降は組織的犯罪処罰法に基づく届出の件数である。

組織的犯罪処罰法の規定により、金融機関は、顧客から収受した資金が犯罪収益である疑いがある場合又は顧客がその取引でマネー・ローンダリングを行っているのではないかと疑われる場合には、速やかに主務大臣に届出を行わなければならない義務が課されている。届出された「疑わしい取引に関する情報」は、金融庁に集約され、整理・分析が行われ、犯罪捜査に資すると判断された情報については捜査機関等に提供される。

# (2) 不法収益のはく奪

暴力団対策部門による組織的犯罪処罰法による不法収益はく奪状況は下記のとおりである。

		年	次	12 年	13 年	14 年
X	分					
没	収件	数(	件)	1	2	1
	没	収額(	円)	2,059,530	817,319	1,115,000
追	微	件	数	1	2	4
	追	徴	額	3,377,113	12,922,381	82,987,436
起	訴前	保全	件数	1	1	4
	起訴	前保슄	È額	2,060,055	768,500	3,975,630

# (3) 事例

### (犯罪収益等の隠匿)

暴力団組織幹部等は、情を知らない知人に銀行口座を開設させ、賭博参加者等に不法な収益を振込入金させ、約8,500万円を取得し、犯罪収益等の取得の事実を仮装した。 (平成14年1月 大阪)

# (犯罪収益等の収受)

暴力団組織幹部は、管理売春で得た現金を含む犯罪収益等である現金合計 150万円を、その情を知りながら、売春クラブからいわゆる用心棒料として徴収し、犯罪収益等を収受した。

(平成14年2月 警視庁)

# 3 経過の分析

#### (1)推進状況

マネー・ローンダリング犯罪に対する組織的犯罪処罰法の適用件数が増加し、徐々に暴力団等の資金源封圧の方法として定着しつつある。

### (2)問題点

「疑わしい取引に関する情報」の取扱件数が激増しているが、口座捜査の過程で真の利用者が判明しない場合があるなど、資金源の実態解明に困難が生じている。

# 4 今後の課題

国内外の関係各機関との連携及び情報交換を強化し、資金の流れを徹底解明することで、暴力団を始めとする組織犯罪の資金はく奪を推進する。

# 5 所管課

暴力団対策第二課

評価の対象とする施策の名称 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決 - b

#### 1 政策の内容

執行力強化に向けた組織づくり

深刻化する暴力団犯罪その他の組織犯罪に的確に対応するための執行力 強化に向けた組織整備を行う。

#### 2 実施状況

(1)都道府県警察本部の内部組織の基準の弾力化(警察法施行令改正)

各都道府県が治安情勢に応じた組織をより自主的に整備できるよう、警察法施行令を改正し、内部組織の基準を弾力化した。(平成15年2月公布・施行)

具体的には、都道府県警察を4つのグループに区分した上でそれぞれに応じた部の編成を各別に基準として示していたそれまでの基準を次のように改正した。

警視庁及び道府県警察本部には、警務部、生活安全部、刑事部、交通部、警備部の5部を置くこととする。

人口、犯罪発生状況その他の事情により必要があるときは、上記の5部のほか、総務部、地域部、公安部その他上記の5部の所掌事務の一部を所掌する部を置くことができることとする。

### (2) 都道府県警察の組織整備の状況

組織犯罪対策本部等

各部の組織犯罪担当部門でそれぞれ扱われている情報の共有化などを目的として、道府県警察本部には関係所属からなる組織犯罪対策本部等が設置されている。 (大阪府警察本部(平成13年4月設置) 北海道警察本部(平成15年1月設置)など)

### 警視庁における取組み

平成13年 9月 組織犯罪対策本部が発足

平成14年10月 各警察署に組織犯罪対策担当課が発足

平成15年 4月 組織犯罪対策部(6課1隊体制)が発足

# 愛知県警察における取組み

平成14年4月 組織犯罪対策本部が発足

平成15年4月 刑事部組織犯罪対策局(4課体制)が発足

### 3 経過の分析

各都道府県警察において組織犯罪対策への取組みが強化される中、警察法施行令改 正により都道府県のより自主的な内部組織の編成が可能となった(警視庁組織犯罪対 策部の新設はこの政令改正を受けたものである)。

# 4 今後の課題

各都道府県の判断により、当該都道府県の治安情勢に対応したより的確な組織整備 を行うことが求められる。

5 所管課

総務課

評価の対象とする施策の名称 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決 - c

### 1 政策の内容

専門的技術能力向上のための訓練の充実

平素から捜査員の専門的技術能力向上のための訓練を行うことなどにより、 組織犯罪が発生した際に迅速・的確な捜査を行って被疑者を検挙する。

#### 2 実施状況

### (1)教育訓練の実施状況

各種専科教養の実施

警察大学校、管区警察学校等において、暴力団犯罪、来日外国人犯罪、銃器・ 薬物犯罪等に対処する専門的技術能力向上のための専科教養を実施している。

通信傍受法運用専科の新設

通信傍受を適正かつ効果的に実施するために必要な法律的知識、通信傍受法用 記録等装置の使用方法その他の事項を修得させるために、警察大学校に平成 12 年度から通信傍受法運用専科を設けている。

### (2)訓練環境の整備状況

国際捜査研修所の充実強化

警察大学校国際捜査研究所は、国際犯罪に関する実務教育と語学教育を担っているが、平成 13 年の警察大学校の移転に伴い、分散していた実務教育施設と語学教育施設を統合し、これにより来日外国人により敢行される組織犯罪に対処するために必要な国際化に対応した教育、研究機能を強化した。

財務捜査に関する研修の強化

平成 14 年に、財務捜査に関する研修の充実強化を図るため、警察大学校刑事 教養部に財務捜査に関する研修を専従で行うための体制を整備した。

### 3 経過の分析

専門的知識や技能を必要とする分野の捜査に従事する捜査員に対し、警察大学校や 警察学校等で、その捜査要領や技能について教育訓練を行っている。

### 4 今後の課題

新たな形態の犯罪の出現や、特定の分野に関する犯罪の複雑化・高度化に対し、迅速・的確な捜査を行うために、最新かつ高度な内容の教育を定期的に実施するなど、今後も捜査員に専門的知識や技能を向上させるための教育訓練を継続的に実施する。

### 5 所管課

刑事企画課

評価の対象となる施策の名称 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決 - d

### 1 政策の内容

国際的協力強化のための枠組みの構築

犯罪対策に係る国際的協力強化のための枠組みの構築に資する活動を行うことにより、我が国の犯罪対策の推進に努める。

### 2 実施状況

平成14年中の警察庁職員による国際的協力強化に係る枠組みの構築のための審議 への参画状況

(1) 国連における国際的協力強化のための枠組み

国連国際組織犯罪条約を補足する3議定書(人身取引、密入国、銃器)への 署名(12月)

国連国際組織犯罪条約は、平成10年12月に国連総会において設立が決議された政府間特別委員会において起草作業が行われ、12年11月から13年5月にかけて順次「国際組織犯罪条約(本条約)」及び「女性・児童の不正取引」、「銃器の密造及び不正取引」、「移民の密輸・密入国の助長」の3分野に関し本条約を補足するための国際文書(議定書)のすべてが国連総会において採択された。我が国は12年12月イタリアのパレルモにおいて開催された署名会議で本条約に署名している。

警察庁は、政府間特別委員会における本条約及び議定書の起草作業に関与し、本条約署名後も各議定書の署名に向けて関係省庁とともに所要の検討を行い、14年12月に3議定書ともに署名がなされた。

### (2) G8における国際組織犯罪対策

ア G8司法・内務閣僚級会合(5月)

国際組織犯罪対策への政治的取組みを強化するため、G8及び欧州連合の司法・内務大臣が出席して開催されている会合。平成10年のテレビ会議を含め、これまでに5回開催されている(14年を含む。)。

14 年はカナダ・ケベック州のモン・トレンブランにおいて開催され、13 年9月の米国同時多発テロ事件以降の国際社会における国際テロ対策、国際組織 犯罪対策等について各国閣僚等と協議した。

イ G 8 国際組織犯罪対策上級専門家会合(2月、3月、4月、6月、9月、10 月、11月、12月)

G8国際組織犯罪対策上級専門家会合(リヨン・グループ)は、平成7年の ハリファックス・サミットにおいて設立が決定された、G8各国の組織犯罪対 策のハイレベル担当官によって構成される政府間会合であり、国際組織犯罪対 策のための国際協力の枠組み作りのため、法執行プロジェクト、ハイテク犯罪、司法協力の各サブグループ(SG)を置いて、各分野における刑事法制や法執行協力の在り方等について検討を進めている。

14年5月には、同グループが8年に策定した「国際組織犯罪と闘うための40の勧告」の内容を見直し、国際組織犯罪対策のみならずテロ対策をも視野に入れた「国際犯罪に関するG8勧告」を策定した。

(3) 日韓犯罪人引渡条約(犯罪人引渡しに関する日本国と大韓民国との間の条約) 交渉(1月)

日本と韓国の間で、犯罪人引渡しに関する法的枠組みを整備し、より円滑な両国間の犯罪人引渡しを可能とするため、平成12年から4回にわたって日韓犯罪人引渡条約締結交渉会議が開催された。

#### 3 経過の分析

(1) 国連国際組織犯罪条約を補足する3議定書(人身取引、密入国、銃器)への署名(12月)

これらの議定書には、それぞれの分野における法的枠組みとして

- ・ 人身取引に関する議定書 被害者の保護と送還、出入国管理に関する措置、法執行機関間の情報交 換等の措置等
- ・ 密入国に関する議定書 移民を密入国させること及びそれを目的とした旅行証明書等の偽変造等 の犯罪化、法執行機関間の情報交換等の措置等
- ・ 銃器に関する議定書 銃器の取引等の記録保存、製造・輸入時の刻印、法執行機関間の情報交 換等の措置等

が規定されており、署名によって、今後、議定書の締結に向けた国内における 作業が行われ、それぞれの分野における国際協力に係る法的枠組みの整備を図 ることとなった。

(2) G 8 司法・内務閣僚級会合における「国際犯罪に関する G 8 勧告」の採択 (5 月)

本勧告には、国際犯罪対策のための枠組みとして、社会を国際犯罪やテロリストの脅威から守るためのメカニズム、手続、ネットワークを改善するための基準、原則、ベスト・プラクティス等が示されており、取組みの一層の強化と国際的連携の拡充が図られることとなった。

(3) 日韓犯罪人引渡条約の締結(4月署名、6月発効)

本条約の締結により、条約の規定する場合には引渡しが条約上の義務となったほか、本条約における引渡犯罪が「死刑又は無期若しくは長期一年以上の拘

禁刑に処する犯罪」とされていることから、「死刑又は無期若しくは長期三年以上の拘禁刑に処する犯罪」を引渡犯罪とする逃亡犯罪人引渡法の規定に比して、より広範囲の犯罪の被疑者について引渡しが可能となった。

また、従前は、逃亡犯罪人引渡法に「引渡条約に別段の定めがない場合には、犯罪人が日本国民であるときは引渡しをしてはならない」と規定されていることから、相互主義の観点により、事実上我が国が韓国に対し韓国国民の引渡しを請求することもできなかったが、本条約の発効により、被請求国の裁量により自国民の引渡しが認められることとなり、我が国が韓国に対して韓国国民の引渡しを請求することも可能になった。

### 4 今後の課題

国際的協力強化のための枠組みの構築に当たっては、これまでも我が国における 国際組織犯罪対策との整合性について常に留意してきたところであるが、深刻化す る来日外国人犯罪及び国際組織犯罪の現状等にかんがみ、一層実務に即したものと していく必要がある。

### 5 所管課名

国際第二課

評価の対象とする施策の名称 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決 - e

#### 1 政策の内容

内外の関係機関相互の協調体制構築による共同行動の推進

入国管理局、海上保安庁、税関等国内関係機関及び海外関係機関との連携を強化することにより、暴力団犯罪その他の組織犯罪の検挙を推進する。

#### 2 実施状況

(1)警察庁における内外関係機関との連携状況

国際組織犯罪等対策推進本部を通じた関係省庁との連携の推進

急増している国際組織犯罪等に対して、関係行政機関の緊密な連携を確保するとともに、有効適切な対策を総合的かつ積極的に推進することを目的として、平成 13 年 7 月に、内閣に国際組織犯罪等対策推進本部が設置され、国家公安委員会委員長が副本部長として参加している。平成 13 年には、第 2 回(8月)、第 3 回(11月)会合が、14 年には、第 4 回(5月)、第 5 回(9月)会合が開催され、最近の国際組織犯罪等をめぐる情勢や諸対策の進ちょく状況等について意見交換を行った。

日中韓警察当局間会合の開催

韓国側の提案に基づき、2002年ワールドカップ大会の開催を前に日中韓3か国間の当面の治安問題について情報交換を行うことを目的に、平成14年4月にソウルで開催された。会合では、ワールドカップ開催に伴う国際犯罪対策に関する協力並びに薬物犯罪、組織犯罪、不正アクセス及びサイバーテロに関する日中韓3国間の情報交換について意見交換を行った。

(2)都道府県で行われた内外関係機関との連携状況

日韓捜査当局の連携による韓国人密航請負組織の摘発(警視庁)

韓国釜山地方警察庁は、平成14年1月までに、韓国国内の不法滞在イラン人、 バングラデシュ人、トルコ人等約270人を日本に不法に入国させた韓国密航請負 組織の首領等を韓国出入国管理法違反容疑で検挙した。

本件は、平成 13 年 10 月、警視庁の地域警察官が職務質問により密航者等を検 挙したことが端緒であり、警視庁では海上保安庁との共同により捜査を進め、韓 国国内の密航請負ブローカーに関する情報を ICPO ルート等を通じて韓国側に提 供するなど、韓国警察庁との緊密な協力を行った結果、韓国国内の密航請負組織 の全容解明と摘発につながった。

### 3 経過の分析

### (1)推進状況

警察庁及び都道府県警察における内外関係機関との情報交換及び捜査協力が組織 犯罪の検挙に結びついている。

# (2)問題点

犯罪の量的増加にとどまらず、不良日本人との結託や犯行手口の巧妙化等質的に も変化しつつあり、検挙に結び付く情報の入手がますます困難になっている。

# 4 今後の課題

入国管理局等の内外関係機関との情報交換及び捜査協力を更に充実させるととも に、入手した情報を有効に活用するための必要な体制を整備する。

# 5 所管課

国際第一課

評価の対象とする施策の名称 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

2 サイバー犯罪等ハイテク犯罪対策の抜本的な強化

### 1 政策の内容

- (1)警察庁及び管区警察局におけるサイバーフォースの設置を始めとする警察情報 通信組織の改編
- (2)監視・緊急対処体制の整備強化

ゲーンでは対する監視・緊急対処体制を整備強化し、その対策を技術的 見地からの支援を含め的確に推進する。

### 2 実施状況

(1) ハイテク犯罪捜査技術支援状況

都道府県警察の捜査に対し、各都道府県において対応できない高度な技術を必要とする場合は、警察庁及び管区警察局の技術対策課が技術支援を行っている。

都道府県警察の捜査に対し、警察庁及び管区警察局の技術対策課が行った技術支援の状況は次のとおり。

								·
総	支援件	上数	(件)	現場支援	電	析	在庁指導	
		<u>'</u>	( IT <i>)</i>	北北郊又1及	手口解明	パ20-1 解析	その他	1年/1 19年
14	警察庁	004	100	1 0	1 3	8	2 3	4 6
年中	管区局	221	121	3 4	1 4		5	6 8
13	警察庁	238	101	8	1 3	1 1	3 3	3 6
中	管区局	230	137	2 5	1 2		1 0	9 0
12	12 年 警察庁 1		2 7	2 2	1 6	7	1 5	6 7

注1:「現場支援」とは、都道府県警察からの要請を受け、現場へ技術対策課員が赴き支援することをいう。

注2:「電磁的記録解析」とは、都道府県警察から持ち込まれた電磁的記録媒体を技術対策課において解析することをいう。

注3:「その他」とは、破損したフロッピーディスクの解析等をいう。

注4:平成12年は、管区警察局においては技術対策課発足前であるため、統計結果は警察庁のみ。

# <特徴>

- ・ 平成14年中の技術支援の総件数は、前年とほぼ同数。
- ・ 平成14年中の現場支援の件数は、前年比約1.3倍の増加。

(2)サイバーテロに対する監視・緊急対処体制の整備状況

#### サイバーフォースの創設

平成 13 年度組織改編により、警察庁技術対策課にサイバーテロ対策技術室を、各管区警察局に技術対策課を設置し、これらに所属する高度な技術を有する者で構成した機動的技術部隊として、サイバーフォースを創設した。サイバーフォースでは、サイバーテロの予兆の把握、事案の早期認知に努めるとともに、都道府県警察との一層の連携を図るなど、緊急対処体制を強化することとしている。また、監視・緊急対処体制の技術的中心となるサイバーフォースセンターが平成 13 年 11 月に完成し、平成 14 年度からは 24 時間体制によるサイバーフォースの本格運営を開始した。

#### 警察庁等における体制整備

平成 14 年 12 月、サイバーテロ対策を総合的に推進するため、情報通信企画課長を室長とし関係局の担当者からなるサイバーテロ対策推進室を警察庁に設置したほか、各都道府県警察及び都道府県通信部に対し、サイバーテロ対策推進のための所要の体制(サイバーテロ対策プロジェクト)の確立等サイバーテロ対策の強化を指示した。

### 装備資機材の整備

平成 13 年度に民間重要インフラ(情報通信、交通機関、電力、ガス等)事業者との連携強化を図るためのサイバーテロ対策サブユニット用資機材、収集した情報を一元管理するほかハードディスク等の解析を行う情報分析システム及びサイバー攻撃手法収集用資機材を整備した。

平成14年度にサイバーフォース活動用資機材を整備した。

### 情報提供・広報活動の推進

・ サイバーフォースセンターにおいて検知したサイバー攻撃の状況について分析を 行い、四半期ごとに取りまとめ、「我が国におけるインターネット治安情勢の分析 について」と題して公表した。

平成 14 年 11 月「我が国におけるインターネット治安情勢の分析について(平成 14 年度 2 / 四半期)」 平成 15 年 2 月「我が国におけるインターネット治安情勢の分析について(平成 14 年度 3 / 四半期)」

・ 新型のコンピュータ・ワームが出現した事案において、情報収集及び被害状況の 把握に努めたほか、原因となったコンピュータ・ワームを入手して動作を解析し、 その結果を国民に対して広報し、地方機関及び各都道府県警察に対して重要インフ ラ事業者等に情報提供するよう指示した。

平成13年5月「ホームページ書き換え事案に関する対策について」

平成13年8月「自己増殖型バックドア作成プログラム「CodeRed 2」に関する対策について」

平成13年9月「自己増殖型不正プログラム「Nimda」に関する対策について」

平成13年12月「トロイの木馬型不正プログラム「Badtrans」に関する対策について」

平成 13 年 12 月「トロイの木馬型不正プログラム「Goner」に関する対策について」 平成 15 年 1 月「新型ワームに関する対策について」

### (3) 重要インフラ事業者等との連携状況

### 重要インフラ事業者等との連絡窓口の設置

平成 14 年 12 月に重要インフラ事業者等との連携強化のため、警察との連絡担当者の指定、事案発生時の警察への通報等を要請した。

### サイバーテロ対策協議会の設立

重要インフラ事業者等との連携強化の一環として、平成 13 年の警視庁に続き、 平成 14 年に大阪府警察及び広島県警察においてサイバーテロの未然防止及び事案 発生時の被害拡大防止等の検討を行う場として、サイバーテロ対策協議会を設立し た。

### ワールドカップサッカー大会における連携

平成 14年のワールドカップサッカー大会の警備対策の一環として、サイバーフォースと都道府県警察の職員が大会関連施設等を訪問し、サイバーテロ対策の自主的な取組み等の協力を要請した。また、JAWOC (2002年 FIFA ワールドカップ日本組織委員会)等の要請を受けて脆弱性試験を実施した。

### セキュリティ技術情報の提供

平成 14 年 11 月、「我が国におけるインターネット治安情勢の分析について」の公表に伴い、サイバーフォースと都道府県警察の職員が重要インフラ事業者等を訪問し、情報セキュリティ意識の向上を図り、セキュリティ対策に資するため、分析結果の説明を行うとともに、サイバーテロ対策の自主的な取組み等を要請した。

### 警察庁セキュリティポータルサイトの開設

警察において集約された情報セキュリティに関する情報を国民にいち早く提供し、国民の情報セキュリティ意識を高揚することでハイテク犯罪の未然防止及び被害拡大の防止を図ることを目的とした警察庁セキュリティポータルサイトを平成15年3月に開設した。

### 3 経過の分析

### (1)推進状況

年々増加するハイテク犯罪に対処するため、平成 13 年 4 月より警察庁が管区警察局等に対し積極的な技術支援を指示をした結果、プロバイダのログを解析し犯行手口を解明するなど支援件数が増加した。

年々脅威の増大しているサイバーテロに的確に対処するため、サイバーフォース、サイバーテロ対策推進室等の体制整備や装備資機材の充実等を行い、それらの施策により得られた情報を公表した結果、様々なメディアに取り上げられるなど、国民

に対する効果的な情報発信を行うことができた。

定期的に重要インフラ事業者等を訪問することにより、セキュリティ意識の向上を図り、サイバーテロ事案発生時の際の連絡体制の構築を要請するなど、サイバーテロの未然防止や事案発生時の緊急対処体制の強化を図った。

### (2)問題点

整備された装備資機材が陳腐化することにより、捜査支援業務に支障を来している面がある。

### 4 今後の課題

情報通信技術の進歩に伴いますます高度化、複雑化するハイテク犯罪に対応し得るよう、常に情報収集、検証を行うとともに資機材の充実・強化を図る。

サイバーテロの未然防止に係る情報収集・分析能力の強化、サイバーフォースの 緊急対処能力の強化及び都道府県警察職員の能力向上等、更なる体制の強化を図る。 サイバーテロの未然防止や事案対応能力強化のため、重要インフラ事業者等との 更なる連絡・連携体制の構築を図る。

情報セキュリティの必要性について引き続き重要インフラ事業者等に理解を求めていく。

### 5 所管課

警備企画課、情報通信企画課、技術対策課

評価の対象とする施策の名称 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

3 広域犯罪への的確な対応

### 1 政策の内容

- (1)管区警察局広域調整部の新設
- (2) 広域捜査支援システムの強化

広域犯罪へ的確に対応するために、平素から広域犯罪を想定して訓練を行う ことなどにより、広域犯罪が発生した際に迅速・的確な捜査を行って被疑者 を検挙する。

### 2 実施状況

(1)管区警察局広域調整部の新設

平成 13 年に各管区警察局に広域調整部を設置し、広域犯罪の捜査等の広域的対応を必要とする警察事象その他公安に係る警察事象に関する警察活動につき、管轄区域内各府県警察に対して調整を行うこととし、広域調整機能を強化した。

ア 広域重要事件等における府県間調整の実施状況

#### 【事例】

スーパー等の量販店を対象とした広域窃盗事件(静岡・長野・山梨・岐阜・愛知・三重・滋賀・香川合同捜査)

被疑者らは、東北から中部、四国に及ぶ広域にわたり、主としてスーパーマーケットを対象として、窃盗を繰り返した。

管区警察局広域調整部が関係県間の調整を行い、関係県が合同捜査を実施して、 首謀者を含む30名を検挙、1都5管区13県下における金庫破り等約300件(被害 総額約7億円相当)を解決し、組織を壊滅した。

コンビニエンスストア対象の連続強盗事件(千葉・茨城共同捜査)

千葉・茨城両県内においてコンビニエンスストア対象の同種強盗事件が発生し、 両県警が情報交換をした結果、同一犯の可能性が高いことが判明した。

管区警察局広域調整部が両県間の調整を行い、両県が共同捜査を実施して、被疑者を検挙した。

「合同捜査」とは、広域重要犯罪の発生時に、指揮系統を一元化し、関係都道府県警察が一体となって捜査を行うものであり、「共同捜査」は、指揮系統の一元化までは行わないが、捜査事項の分担やその他捜査方針の調整を図りつつ捜査を行うものである。

#### イ 広域捜査訓練の実施状況

平素から広域犯罪を想定して訓練を行い、捜査要領や技能の向上を図っている。

	12 年度	13 年度	14 年度
実施回数	110	89	88

# (2) 広域捜査支援システムの整備

### ア 広域捜査支援システムの整備状況

広域捜査支援システムとして、平成 13 年度から警察地理情報システムの整備 を開始し、平成 14 年度までに、47 都道府県に整備した。

警察地理情報システムとは、身代金目的誘拐事件等の捜査を行う際に、現場の捜査員の位置、 各種地理情報の把握を可能とするもので、広域捜査における効率的な捜査指揮を行う上で有用で ある。

### イ 広域捜査支援システムの活用

本システムは、事件捜査に活用されているが、今後は、捜査員が本システムを十分に活用するための教育訓練を実施し、更に効率的な捜査活動の実施を図る。

### 3 経過の分析

複数の都道府県にわたる事件の調整を行うことにより、捜査が効率的に推進され、早期解決につながっている。

広域犯罪を想定して訓練を行うことにより、広域犯罪が発生した際、迅速・的確に捜査を行うことのできる捜査要領や技能の向上を図っている。

広域捜査支援システムを事件捜査に活用している。

# 4 今後の課題

広域事件に的確に対処するためには、関係都道府県の連携が不可欠であることから、管区広域調整部が調整することにより、関係都道府県警察が緊密に連携する必要がある。

広域犯罪の捜査を効率的に実施するために、広域捜査支援システムの整備を推進する必要がある。

### 5 所管課

刑事企画課

評価の対象とする施策の名称 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

4 安全かつ快適な交通の確保 - a

### 1 政策の内容

道路交通のIT化、バリアフリー化の推進

(道路交通のIT化、バリアフリー化に資する特定交通安全施設等整備事業を推進することにより、交通の安全と円滑の確保、環境負担の低減を図る。本事業のうち政策評価の対象とした事業項目の名称・内容は、別添1のとおりである。

## 2 平成13年度・14年度の主な特定交通安全施設等の整備基数

# (1) IT化に資する主な特定交通安全施設等

	平成13年度の整備基数	平成14年度の整備基数
集中制御化	2,304	2,589
情報収集提供装置	2,754	4,967
交通情報板	1 4 3	184

(注)14年度の整備基数は、13年度2次補正予算による整備分を含む。

# (2)バリアフリー化に資する主な特定交通安全施設等

	平成13年度の整備基数	平成14年度の整備基数
步行者感応化	3 8	7 4
視覚障害者用付加装置	7 6 5	9 9 7
弱者感応化	3 9 1	6 7 9
音響式歩行者誘導付加装置	1 3 7	2 3 9

(注)14年度の整備基数は、13年度2次補正予算による整備分を含む。

### 3 特定交通安全施設等整備に係る予算額 (単位:百万円)

	平成13年度	平成14年度		
当初予算	34,100	34,100		
補正予算	16,725	3,001		

(注)1 予算額は、事業費ベースである。

2 13年度は、2次補正予算額である。

### <参考>

道路交通のIT化、バリアフリー化に資する事業を含む特定交通安全施設等整備 事業による交通人身事故の抑止効果、交通円滑化効果及び二酸化炭素排出量の削減 効果

特定交通安全施設等整備事業の評価は、部外有識者(学識経験者等)から成る 「交通安全施設の効果に関する調査研究委員会」(委員長:横浜国立大学・大藏 泉教授)が、評価対象期間中に整備した特定交通安全施設等の一定割合を抽出し、 これら施設等の整備前後の交通事故・交通渋滞の発生状況等を比較分析の上、算 出した効果及び測定結果に基づき実施している。

平成14年3月にまとめられた評価は、平成8年度から12年度までの5年間を対象期間とするものであるが、同期間の整備事業の評価から、13年度及び14年度に整備した道路交通のIT化、バリアフリー化に資する事業を含む特定交通安全施設等整備事業による交通人身事故の抑止効果、交通円滑化効果については、「第2『国民のための警察』の確立、2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化-b」で記載したとおり試算される。

また、IT化に資する事業を含む特定交通安全施設等整備事業による二酸化炭素排出量の削減効果についても、平成14年3月にまとめられた平成8年度から12年度までの5年間を対象期間とした整備事業について

二酸化炭素排出量の削減効果(別添2) 約131万t-CO2

があったものと試算されている。

なお、平成8年度から12年度までの5年間の整備事業の評価から13年度及び14年度の2か年における特定交通安全施設等の整備による効果を試算すると、

・ 二酸化炭素排出量の削減効果(別添3) 約18万t-CO2 となる見込みである。

(必要性、有効性、優先性等からの検討)

道路交通のIT化、バリアフリー化に資する特定交通安全施設等は、交通の安全の確保、交通の円滑化の確保、環境負荷の低減に高い効果を発揮しており、国民の安全で安心できる生活環境を確保するために不可欠なインフラであるため、引き続きその整備を推進する必要がある。

### 4 今後の課題

これまで、数次にわたる長期計画に基づき、特定交通安全施設等の整備を推進し、 交通人身事故の抑止、交通の円滑化等に高い効果を上げてきているが、今後とも、 バリアフリー化、環境対策の推進の緊急性の高まり等道路交通をめぐる諸情勢の変 化に即応しつつ、交通の安全と円滑の確保が必要な箇所について優先的かつ計画的 に特定交通安全施設等を整備し、交通人身事故の抑止、交通の円滑化等を図る必要 がある。

5 政策所管課 交通規制課

# IT化に資する主な特定交通安全施設等整備事業

事業項目		事	業	内	容
・集中制御化		道路や交流	通量の多い	幹線道路(	等を基に、複雑に交差 の信号機を、交通管制 <sup>-</sup> る
• 情報収集提供装置		ン装置等	と交通管制	センターの	とともに、車載のカー の間の情報のやりとり いう
• 交通情報板	・ 路側に設置 故、う回路に				制、交通渋滞、交通事 <sup>-</sup> る

# バリアフリー化に資する主な特定交通安全施設等整備事業

事業項目		事	業	内	容
・ 歩行者感応化	・ 横断歩行者 感知しない場			行者用信	号の青時間を延長し、
· 視覚障害者用付加装置	・ 歩行者用信 ゴール式メロ				よる鳥の鳴き声、オル らせる
・ 弱者感応化			•		ンや携帯する専用の発 D青時間を延長する
· 音響式步行者誘導付加装置	・ 視覚障害者 歩行者青信号			けして、チ	ャイム等の音響により

# 二酸化炭素排出量の削減効果

(単位:-CO<sub>2</sub>)

	事業	集中制	制御化	プログラム多段系統化		段系統化 半感応化		右折感応化		合計
年度		基数	効果	基数	効果	基数	効果	基数	効果	効果
平成 85	丰度	2,212	30,946	840	18,060	450	783	170	332	50,121
平成 9年	F度	2,318	94,321	750	52,245	390	2,245	150	958	149,768
平成 10	0年度	2,848	166,593	805	85,678	396	3,612	136	1,517	257,400
平成 1	1年度	2,721	244,503	560	115,025	296	4,816	173	2,121	366,466
平成 12	2年度	3,550	332,235	950	147,490	440	6,097	221	2,891	488,713
小	計	13,649	868,597	3,905	418,498	1,972	17,553	850	7,820	1,312,468

- ・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。
- ・整備初年度の削減効果は、整備時期が年度当初から年度末にわたっているため、一基当たりの 1年間の効果×基数で算出される削減効果の半分とし、翌年度からの削減効果は、その年度の削減効果の半分と過年度の削減効果の累積との和としている。

# 二酸化炭素排出量の削減効果は、

約131万t-CO2

# 二酸化炭素排出量の削減効果

(単位: t CO2)

										1 =
	、 事業	集中	制御化	プログラム	4多段系統化	半原	感応化	右折	感応化	合計
年度		基数	効果	基数	効果(億円)	基数	効果(億円)	基数	効果(億円)	効果(億円)
平成 '	13年度	2,304	32,233	488	10,492	362	630	106	207	43,562
平成 ′	14年度	2,589	100,686	542	32,637	332	1,837	172	751	135,911
小	計	4,893	132,919	1,030	43,129	694	2,467	278	958	179,473

- ・単位未満四捨五入しているため、表中各項目の和が小計と必ずしも一致しない。
- ・整備初年度の削減効果は、整備時期が年度当初から年度末にわたっているため、一基当たりの1年間の効果×基数で算出される削減効果の半分とし、翌年度からの削減効果は、その年度の削減効果の半分と過年度の削減効果の累積との和としている。

# 二酸化炭素排出量の削減効果は、

約 18万t-CO<sub>2</sub>

評価の対象とする施策の名称 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

4 安全かつ快適な交通の確保 - b

#### 1 政策の内容

凶悪化する暴走族に対する対策の強化

暴走族は、深夜の爆音暴走を繰り返すだけでなく、凶悪事件等も引き起こしており、暴走族に対する国民の取締要望も踏まえ、取締りを重点とする暴走族対策を推進することにより、暴走行為等を抑止し、市民生活の平穏と安全を確保する。

#### 2 実施状況

暴走族に対しては、平成13年2月に暴走族対策関係8省庁による「暴走族対策の強化についての申合せ」等に基づき、総合的な暴走族対策の推進を行っている。具体的には、共同危険行為等の道路交通法違反を始めとする各種法令を適用した取締りを強化しているほか、地域における暴走族対策の推進のため、地方公共団体における暴走族根絶条例の制定・運用への協力や、中学・高校における暴走族加入阻止教室の開催等により、暴走族構成員の離脱促進・加入阻止を図り、暴走行為の封圧を図っている。

特に、14年は、道路交通法改正により罰則が引き上げられた共同危険行為について 取締りを徹底するなど暴走行為等に厳正に対処した。

### (1)暴走族の構成員数

暴走族の構成員数は年々減少している。特に、14年は、構成員数2万4,669人となり、前年に比べて1,691人減 (-6.4%)と大きく減少した。

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
構成員数	34,411	28,652	27,764	26,360	24,669
指数(12年=100)	124	103	100	95	89

暴走族は「共同危険型暴走族」及び「違法競走型暴走族」に分けられる。

「共同危険型暴走族」(共同して二輪車や四輪車で公道を爆音暴走し、一般車両 や歩行者に著しい危険や迷惑を及ぼしている暴走族)の構成員も年々減少している が、グループの小規模化により、グループ数は増加傾向にある。

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
共同危険型暴走族の総数	25,680	23,704	23,399	22,703	21,178
指数(12年=100)	110	101	100	97	91
共同危険型暴走族のク*ルーフ*数	1,053	1,132	1,165	1,167	1,313
指数(12年=100)	90	97	100	100	113

「違法競走型暴走族」(山間部や港湾埠頭等で、互いに運転技術や車の性能を競う目的で暴走行為を行い、一般の通行者(車)に著しい危険や迷惑を及ぼしている暴走族)は、ローリング族、ゼロヨン族、ドリフト族、ルーレット族などと呼ばれているが、その構成員数は、ここ数年で大きく減少している。

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
違法競走型暴走族の総数	8,731	4,948	4,365	3,657	3,491
指数(12年=100)	200	113	100	84	80

### (2) い集走行回数、参加車両・人員

い集走行回数は、最近は8千から9千回台で推移していたが、14年中は7千回台と 大きく減少した。

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
い 集 回 数	9,290	8,572	8,916	8,682	7,430
指数(12年=100)	104	96	100	97	83

参加車両・人員は減少傾向にあり、特に、14年は大幅に減少した。

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
参加車両の総数	121,904	111,146	106,565	109,846	101,118
指数(12年=100)	114	104	100	103	95
参加人員の総数	256,918	220,697	202,834	210,408	184,857
指数(12年=100)	127	109	100	104	91

#### (3)暴走族に関する110番通報

暴走族に関する110番通報は減少傾向にある。特に、14年は、110番通報件数が 12万9,808回となり、前年に比べて1万6,234回減(-11.1%)と大きく減少した。

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
110番通報件数	153,842	142,788	148,570	146,042	129,808
指数(12年=100)	104	96	100	98	87

### (4)暴走族の取締状況

暴走族の検挙人員は、構成員の減少等により年々減っているが、暴走行為等に対し強い姿勢で臨んだ結果、逮捕者数については、過去最高であった13年に次ぐものとなった。

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
検挙人員	108,734	104,286	96,284	93,726	85,888
うち逮捕者数	6,217	7,318	7,657	8,400	8,025
指数 (12年=100)	81	96	100	110	105

#### 3 経過の分析

### (1)推進状況

暴走行為等に対しては、その抑止に向け、強制捜査(逮捕)を始めとする取締りの強化を図っており、これが離脱促進・加入防止対策等の推進ともあいまって、暴走族の構成員数や国民の取締り要望を反映する110番件数の減少に結びついていると考えられる。

#### (2)問題点

政策についてはその効果が順調に現れているものと考えられるが、依然として多数の110番通報が寄せられており、国民の暴走族対策に対する要望はいまだ高いものとなっている。

#### 4 今後の課題

暴走族は、構成員の総数こそ減少しているものの、グループ数はその小規模化により増加傾向(平成10年:1,053 平成14年:1,313)にあり、依然として深夜の爆音暴走を繰り返し、また、対立抗争やリンチ事案を引き起こし、一般人や警察官に危害を加えるなどの悪質化傾向もみられる。

今後の対策としては、警察の取締りを逃れるための証拠隠滅工作等が巧妙化する中で、取締体制及び取締用資機材を増強し、より強力な取締りを推進するとともに、関係機関・団体と連携して、暴走族への加入防止、グループからの離脱促進、車両の不正改造防止対策等を推進する。

さらに、暴走族を許さない社会環境づくりのため、地方公共団体における「暴走族 追放条例」の制定等を通じて、暴走族追放気運の高揚や暴走族対策への理解と協力の 確保に努める必要がある。

#### 5 所管課

交通指導課

評価の対象とする施策の名称

- 第3 新たな時代の要請に応える警察の構築
  - 4 安全かつ快適な交通の確保 c

#### 1 政策の内容

手続の簡素化による国民の負担軽減

│ 運転免許証の更新手続を簡素化することにより国民の負担を軽減し、そ │ の要請に応えるものである。

#### 2 実施状況

(1)更新を行った者に占める更新申請時に写真添付を省略した者の比率 平成13年4月から、道路交通法施行規則の改正により、更新申請にすべて 写真を添えることを義務付けていたのを改め、都道府県公安委員会が規則で定 めるところにより、写真の添付を要しないこととすることができるようにした。

	平成13年中	平成14年中
写真添付を省略した者の比率	58.0%	77.8%

比率:(全国における写真添付を要しない更新申請窓口における更新申請者数/全国における更新申請者数)

#### (2) 更新申請窓口に占める優良運転者が申請可能な窓口の比率

優良運転者については、平成13年4月から、本人の住所地の警察署に限るのではなく、原則として同一の都道府県内のすべての更新窓口で申請を受け付けるよう努めることを都道府県警に対し指導した。

	平成13年	平成 1 4 年
優良運転者が申請可能な窓口の比率	37.7%	61.6%

比率: (当該窓口が所在する都道府県内の優良運転者であれば住所地を問わず申請可能な窓口数/全国の更新申請窓口数)

表中の数値は、平成13年9月末、平成14年9月末の時点のものである。

#### (3)優良運転者が経由申請することのできる窓口数

平成14年6月から、道路交通法の改正により、優良運転者が住所地以外の公安委員会を経由して更新申請を行うことが可能となった。

		平成14年		
窓	数	7 7		

窓口数:全国において、優良運転者が経由申請することのできる窓口数

### (4)更新予定者に占める失効者の比率

平成14年6月から、更新期間が従来の1か月間から2か月間に延長された。

	11年	12年	13年	14年
失効者の比率	1.91%	1.94%	1.99%	1.75%

比率:(失効後6月以内に、試験の一部免除により合格した者の数全国における更新予定者数)

#### 3 経過の分析

(1)更新を行った者に占める更新申請時に写真添付を省略した者の比率 写真添付を省略した者は、平成13年は約1,150万人、平成14年は約 1,398万人であり、更新申請者数に占める割合が、平成13年から平成1 4年にかけて、約20%増加しており、それらの更新者の写真添付に要する費 用等が軽減されたと評価できる。

#### (2) 更新申請窓口に占める優良運転者が申請可能な窓口の比率

当該窓口が所在する都道府県内の優良運転者であれば住所地を問わず更新申請可能な窓口の数は、平成13年は404、平成14年は663であり、全国の更新申請窓口に占める割合が、平成13年から平成14年にかけて、20%以上増加しており、それらの優良運転者である更新者の移動に要する費用、時間等が軽減されたと評価できる。

#### (3)優良運転者が経由申請することのできる経由申請窓口数

平成14年6月1日現在、全国において優良運転者が経由申請することのできる窓口が77か所開設されており、経由申請を行った更新者の移動に要する費用、時間等が軽減されたと評価できる。なお、同日(改正道路交通法の施行日)から平成15年3月末までの経由申請件数は3,076件である。

#### (4)更新予定者に占める失効者の比率

免許を失効し、失効後6月以内に試験の一部免除により合格した者の数は、 平成13年は約43万人、平成14年は約33万人であり、更新予定者数に対する比率が平成13年から平成14年にかけて0.15%減少しており、更新予定者の失効による免許の再取得手続に要する費用等を省く効果があったと評価できる。

### 4 今後の課題

今後も、運転免許証の更新手続の簡素化による国民負担の軽減を更に推進していくこととする。

#### 5 所管課

運転免許課

評価の対象とする施策の名称 第4 警察活動を支える人的基盤の強化

1 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上 - a

1 政策の内容

教育の充実

教育の充実を図ることにより、精強な執行力を確保するとともに、警察職員一人一人の資質を向上し、強力かつ的確な職務執行を可能とする。

### 2 実施状況

- (1) 「民事不介入」についての誤った認識を払拭するための教育の改善状況等
  - ア 昇任時教育期間の延長

職務倫理及び幹部に対する教育の充実を図るため、各級昇任時教育の期間を延 長するなど、平成13年度から新教育制度による学校教育を実施している。

- · 巡查部長任用科 4週間 6週間
- · 警部補任用科 5週間 8週間
- ・ 警部任用科 2か月 3か月又は6か月

(別添1参照)

- イ 「民事不介入」についての誤った認識を払拭するための教授内容の充実 平成13年度からの新教育制度において教授内容の充実を図っている。
  - ・ 民事問題等に対する警察の立場についての教授内容を充実
  - ・ 採用時及び昇任時教育における告訴・告発、警察安全相談及びDV・ストーカー事案への対応に関する教授内容を拡充
  - ・ 警部補任用科及び警部任用科において、幹部の民事問題に関する法律的理解 を深めさせるための民事法の授業を導入

(別添2参照)

ウ 学校教養改善検討委員会の設置と運用

新教育制度を効果的に実施するため、「学校教養改善検討委員会」(委員長警察大学校副校長)を設置(平成 13 年 5 月)し、各級警察学校で行う課程の教授内容に関する必要な調査及び研究を行っている。

(別添3参照)

エ 府県警察学校等教官選抜要綱等の策定

警察学校における教育の充実を図るため、高い資質等を有する警察官を教官等に任用する制度として、府県警察学校等教官選抜要綱及び同推薦基準(任用基準)を定めた(平成13年10月)。

これに基づき、各都道府県警察においては、府県の実情に応じた独自の教官任 用制度を構築し、教官にふさわしい優れた人材の教官登用に努めている。

(別添4参照)

オ 一般職員に対する学校教育及び警察官の部門別任用時教育の改善

警察官の採用時教育及び昇任時教育の改善と同様に、一般職員を対象とした学校教育についても、職務倫理教育及び管理教育の充実を柱とした教授内容の見直し、総授業時間の拡充等の改善を行った(平成14年4月)。

また、生活安全、刑事、交通、警備の各専門部門に新たに配置される警察官に対する部門別任用時教育についても、職務倫理教育等の充実を柱とした教授内容の改善を行った(平成14年4月)。

(別添5参照)

カ 長期間学校教育を受けていない者に対する教育の実施

5年以上にわたり、警察学校における教育を受けていない職員を対象とした「長期未入校者教養実施要領」を定め(平成14年8月)、これらに対し、職務倫理教育及び被害者対策・警察安全相談等警察活動における重要課題についての教育を実施している。

(別添6参照)

(2) 第一線の執行力を強化するための教育の改善状況等

従来の体力検定制度の抜本的な見直しを行い、新たな警察体力検定とし「JAPPA T」(ジャパット)を導入した(平成 14 年 10 月)。指導者の育成や事前トレーニングの実施など必要な準備期間を置き、平成 15 年度から本格実施し、一人一人の警察官の基礎体力の維持向上と健康増進を図ることとしている。

(別添7参照)

### 3 経過の分析

### (1) 推進状況

- ア 教育期間の延長により、ゼミ授業及び部外有識者による授業を拡充し、実務能力及び管理・指導能力を養成するための教育が充実された。また、幹部に強く求められる職務倫理の実践及び指導に必要な教育が推進されている。
- イ 「民事不介入」についての誤った認識を払拭するための教授内容を拡充し、関係法令のほか、ストーカー、配偶者からの暴力、児童虐待等の事例を取り入れた 教育を実施することにより、この種事案の対処要領及び解決に必要な知識の付与 が図られている。
- ウ 警察大学校に設置した学校教養改善検討委員会において、各級警察学校で行われる各課程の教授内容に関する必要な調査・研究を行うことにより、社会情勢に応じた最新かつ真に現場に役立つ教授内容への見直しが図られ、また、各級警察学校における教育の整合性と一貫性を考慮した効果的かつ効率的な教育が推進されている。
- エ 府県警察学校等教官選抜要綱及び同推薦基準(任用基準)等を定め、教官としてふさわしい優れた人材を登用する制度が確立され、教育の質的向上が図られている。
- オ 一般職員に対する学校教育を改善したことにより、平素、警察官と一体となって業務を行う一般職員について、それぞれの職務に必要な知識・技能等を修得させ、同時に警察職員としての職責の自覚と使命感を高めさせるための教育が推進

されている。

また、部門別任用時教育を改善したことにより、新たに生活安全、刑事、交通、 警備の各専門部門に配置される警察官にその職責を自覚させるとともに、必要な 専門知識・技能を修得させる教育が推進されている。

カ 「長期未入校者教養実施要領」を定めたことにより、現に組織の中心的立場に あって長期にわたり警察学校に入校していない警察職員に焦点を当てた倫理教育 及び実務教育が推進され、これらの者に対して「職務倫理の基本」を再認識させ るとともに、警察活動における重要課題等に関する教育が推進されている。

#### (2) 問題点

一部の府県においては、緊急増員等により警察学校の収容能力に不足を生じていることから、5年以上の未入校者すべてを教育対象としている長期未入校者教育について、対象者全員を入校させることができない場合がある。そのため、これらの府県では、未入校期間の長い者を優先して計画的に入校させるとともに、同様の内容で研修を実施するなどの措置を講じている。

### 4 今後の課題

教授内容につき入校学生の理解及び修得をより確実にするため、学校教養改善検討委員会の活動を更に充実させ、教育技法、教材等の調査・研究を実施し、警察学校における教育の更なる質的向上に努める。

新たに導入した警察体力検定「JAPPAT」は、運動強度の高い無酸素運動であることから、受検に当たっては健康チェックや準備運動を確実に行わせることはもちろんのこと、普段から全警察官が受検に備えた「自主的な事前トレーニング」に取り組むなど、安全管理に配意しながら本制度導入の目的に沿った運用に努め、警察官等の基礎体力の向上を推進する。

#### 5 政策所管課

人事課(教養)

# 警察学校における職務倫理教育の充実

各級教育	職務倫理教育の内容
採用時教育	本部長や警務部長等による講話
	「職務倫理の基本」に即したテーマごとの班別討議
	公共心の養成を目的とした部外有識者による講演
	各種の実践型社会体験学習
巡査部長任用科	管区内各警務部長の講話
	類似の立場にある部外有識者による講演
	好事例を捉え目指すべき指導者像を提示するゼミ授業
警部補任用科	管区内各本部長の講話
	専門性を有する職種の部外有識者による講演
	警察庁指定広域技能指導官等部内専門家による講演
	過去の非違事案等を踏まえた職務執行の要としての在り方
	を提示するゼミ授業
警部任用科	警察庁幹部による講話
	他の職域の職業倫理に関する部外有識者による講演
	部外有識者による警察観に関する講演
	規律ある組織作りに向けたゼミ授業

# 「民事不介入」についての誤った認識を払拭するための教授内容の充実

# 1 民事問題等に対する警察の立場についての教育の充実

各級教育	教 授 内 容	教 授 時 間 数
採 用 時 教 育	警察法(警察活動上の原理)	4 時間 4 時間
巡査部長任用科	倫理の基本・意義	0 時間 6 時間
警部補任用科	倫理の基本・意義	0 時間 6 時間
	警察法	0 時間 4 時間
警部任用科	警察の責務	0 時間 4 時間

# 2 告訴・告発、警察安全相談、DV・ストーカー事案への対応に関する教育の拡充

各級教育	教 授 内 容	教 授	時 間 数
	告訴・告発	2 時間	2 時間
採 用 時 教 育	警察安全相談	0 時間	6 時間
	DV・ストーカー事案	0 時間	3 時間
	告訴・告発	0 時間	2 時間
巡査部長任用科	警察安全相談	0 時間	2 時間
	DV・ストーカー事案	0 時間	2 時間
警部補任用科	告訴・告発	0 時間	2 時間
	相談活動	0 時間	2 時間
	DV・ストーカー事案	0 時間	6 時間
警 部 任 用 科	告訴・告発	0 時間	6 時間
(短期課程)	苦情・相談	0 時間	6 時間
	DV・ストーカー事案	0 時間	2 時間
警 部 任 用 科	告訴・告発	0 時間	6 時間
(長期課程)	苦情・相談	0 時間	16時間
	DV・ストーカー事案	0 時間	2 時間

# 3 幹部の民事問題に関する法律的理解を深めさせるための民事法の導入

各級教育	教 授 内 容	教 授 時 間 数
警部補任用科	民事法	0 時間 8 時間
警部任用科(長期)	民事法	0 時間 1 8 時間

#### 学校教養改善検討委員会の設置と運用

#### 1 委員会設置の経緯

警察改革要綱(教養部門の取り組むべき施策 教育の充実) 警察教養細則の改正(H13.3.16)

- ・第22条第1項~各級警察学校長に対する教授内容に関する調査研究の義務化 第2項~警察大学校長の助言その他の協力
- ・警察大学校に「学校教養改善検討委員会」及び専門分野ごとの「分科会」設置 (H13.5.7)

【構成】 委員長 警大副校長

副委員長 長官官房参事官、警大教務部長

委 員 長官官房人事課理事官、警大各教養部長

各管区警察学校長、警視庁及び北海道警察学校長

分 科 会 警務警察・職務倫理教養分科会、生活安全警察教養分科

会、地域警察教養分科会、刑事警察教養分科会、交通警察教養分科会、警備警察教養分科会、術科教養分科会、

教官教養分科会

#### 2 委員会の任務

学校教育のより効果的かつ効率的な実施に資するための各級警察学校で行う課程の教授内容に関する調査研究を行う。

### 3 委員会の開催状況

警察学校における採用時教育及び昇任時教育の現状と問題点等についての協議のため、すでに5回の委員会を開催しているほか、各専門分野ごとの分科会を随時開催している。

### 府県警察学校等教官選抜要綱等の策定

### 1 制定の趣旨

警察学校の教官に優秀な人材を登用することの重要性は、「警察刷新に関する緊急提言」の中にうたわれ、警察教養細則(平成13年警察庁訓令第4号)において規定されたところ、教官に必要な資質及び能力の基準を策定し、その任用手続を制度化することにより、組織を挙げて、真に教官として適格性のある人材を警察学校の教官に任用し、もって警察職員一人一人の能力を高め、警察活動を支える人的基盤を強化することを目的として策定した。

### 2 府県警察学校等教官選抜要綱

- (1) 教官として必要な資質及び能力の基準の策定 教官として必要な資質及び能力について、実務経験、教育経歴、年齢等につき、全 国統一的な基準を策定
- (2) 警察大学校教官養成科入校前置制度を柱とした任用手続を制度化

#### 3 府県警察学校教官候補者名簿登載基準(任用基準)

項目	基準内容
能力的要素	警部若しくは警部補の階級にあること(ただし、現階級に昇任後
	1年以上経過していること。)。
	将来、府県警察を担い得る資質及び能力を有すること。
	勤務成績が優秀であること。
	担当教科を教授するに必要な実務経験を有していること。
	法学的能力及び専門的実務能力を有していること。
人間的要素	後進の育成に対する使命感及び情熱を有していること。
	明るく円満な性格で、豊かな人間性を有していること。
	研究及び修養の重要性を十分に認識し、自ら謙虚に学び続ける意
	欲を持ち続けられること。
体力的要素	身体壮健であること。
	術科、走訓練等について、学生に率先して積極的に実施できる体
	力、実力及び意欲を有していること。
教育経歴等	原則として、
	警部については、警察大学校警部任用科の研修成績が優秀
	警部補については、管区警察学校警部補任用科の研修成績が優
	秀
	であること。
年齡的要素	原則として、
	警部については、50歳以下
	警部補については、45歳以下
	であること(年齢は、任用年度の4月1日現在のものとする。)。

### 一般職員対象の学校教育及び警察官の部門別任用時教育の改善

# 1 一般職員対象の学校教育の改善

### (1) 総授業時間数の拡充

課程名	総 授 業 時 間 数
一般職員初任科	160時間 160時間
主任任用科	8 0 時間 8 8 時間
係長任用科	8 0 時間 8 8 時間
課長補佐任用科	8 0 時間 1 0 0 時間

### (2) 教授内容の充実

課程名	職務倫理教育	管理教育	専門実務教育
一般職員初任科	14 時間 24 時間		
主任任用科	8 時間 20 時間	12 時間 14 時間	20 時間 26 時間
係長任用科	8 時間 18 時間	18 時間 20 時間	18 時間 24 時間
課長補佐任用科	6 時間 14 時間	14 時間 30 時間	26 時間 38 時間

### 2 部門別任用時教育の改善

# (1) 総授業時間数の拡充

課程名	総 授 業 時 間 数
生活安全任用科	160時間 176時間
刑事任用科	160時間 176時間
交通任用科	8 0 時間 8 8 時間
警備任用科	8 0 時間 8 8 時間

### (2) 教授内容の充実

課程名	職務倫理	相談受理要領	被害者対策
生活安全任用科	0 時間 2 時間	0 時間 2 時間	0 時間 2 時間
刑事任用科	0 時間 2 時間	0 時間 2 時間	0 時間 2 時間
交通任用科	0 時間 2 時間	0 時間 2 時間	0 時間 2 時間
警備任用科	0 時間 2 時間	0 時間 2 時間	0 時間 2 時間

### 長期未入校者教養実施要領

## 1 教育の目的

長期にわたって警察学校における教育を受けていない者に対し、「職務倫理の基本」 等を再認識させるとともに、現在の警察活動における重要課題等に関する教育を徹底す ることにより、後進の範となり、誇りと使命感をもって職務に精励させることを目的と する。

### 2 教育対象者

5年以上の長期にわたり、警察学校その他の教育訓練施設における教育を受けていない、警部補以下の警察官並びに警部補相当職以下の一般職員とする。

### 3 教育期間

3日間以上とする。

### 4 教授内容(基準)

### (1) 警察官対象

教 授 科 目	時 間 数
職務倫理(職務倫理の基本等)	8
被害者対策・警察安全相談	2
受傷事故防止対策	2
当面の重要課題	4
捜査の基本的在り方	2
体育(健康管理)	2
術科(けん銃)	4
諸行事	2
計	2 6

### (2) 一般職員対象

教 授 科 目	時 間 数
職務倫理(職務倫理の基本等)	8
警察会計	2
給与・厚生	2
被害者対策・警察安全相談	2
公文書の適正な取扱い	2
当面の重要課題	4
体育(健康管理)	2
術科 (警察礼式)	2
諸行事	2
計	2 6

### 警察体力検定「JAPPAT」等の導入

### 1 導入の趣旨

公務執行妨害事件の増加等、第一線の警察官を取り巻く環境が年々厳しさを増す中、「国民のための警察」を実現するため、国民の身近な不安に的確に対処できる第一線執行力を有する力強い警察の確立が求められていることから、警察官等の執行力の基盤をなす基礎体力の維持向上を図ることを目的とする。

### 2 導入要点

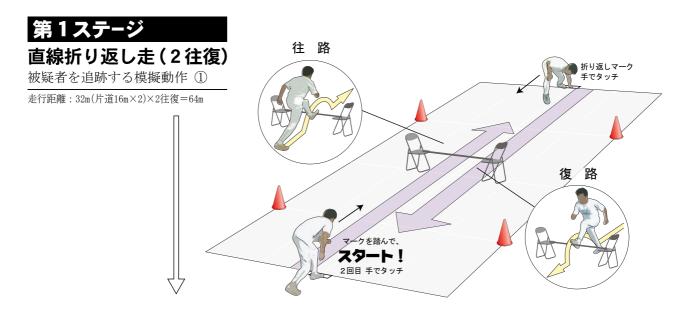
- (1) 警察体力検定は、「JAPPAT」(「Japan Police Physical Ability Test」を略して「ジャパット」という。)とし、性別及び年齢の別を問わず、同一方法、同一評価で行う。
- (2) 体力テストは、「文部科学省新体力テスト」とする。
- (3) 警察官等に対し、警察体力検定及び体力テスト(以下「体力検定等」という。)を 平成15年度から、1年に1回以上実施する。

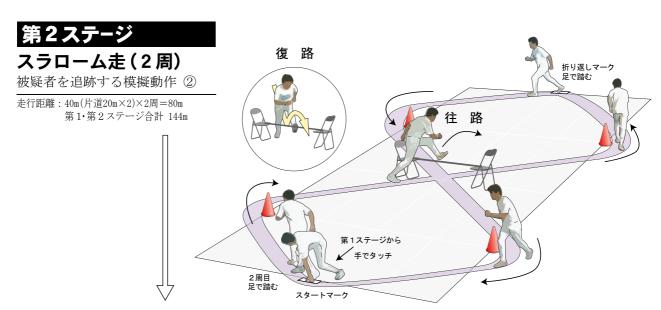
### 3 JAPPAT (ジャパット) の特徴

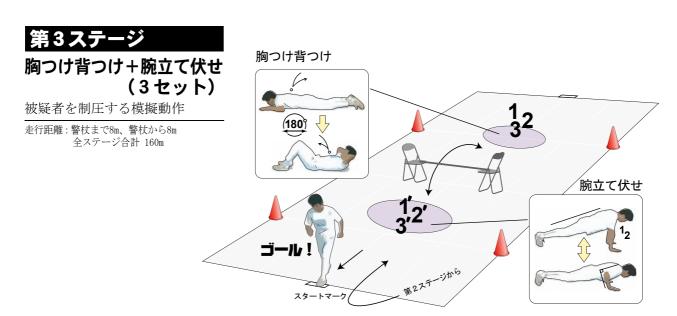
- (1) ジャパットは、「逃走する犯人を追跡し、捕捉し、制圧する。」という警察官に必要とされる特有の体力を測定することを目的として、長期間の研究を経て開発された運動プログラムである。
- (2) ジャパットは、「90秒前後。急加速・急減速の連続。脚力、腕力及び体幹部の各種筋力をバランス良く必要とする。」という運動特性から、「無酸素運動における全身持久力の最大値」を効果的に測定することができる。
- (3) ジャパットの安全性については、運動生理学上の実験・検証を経て確認されているところであるが、上記運動特性から、受検時の受傷や事故を防止するため、安全管理には十分な配慮を必要とする。
- 4 JAPPAT連続動作図

別紙のとおり

# JAPPAT 連続動作図







評価の対象とする政策の名称 第4 警察活動を支える人的基盤の強化

1 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上 - b

#### 1 政策の内容

種採用者等の人事管理の見直し

種採用者等について、現場経験の充実を図るなど育成方策を見直すことにより、一人一人の資質の向上を図る。

#### 2 実施状況

(1) 種採用者の警視昇任時期の延伸

種採用者については、若い時期における現場経験を充実させるため、警視昇任を従来の4年目から段階的に遅らせることとし、遅らせた期間については、警部補の階級における第一線警察署等勤務の延長と警部の階級における警察署課長代理等勤務に充当している。

(ア)警部補段階での各都道府県警察勤務期間の延長状況(別紙1参照)

・ 平成10年採用者 約9か月
 ・ 平成11年採用者 約10か月
 ・ 平成12年採用者 約12か月
 ・ 平成13年採用者 約13か月
 ・ 平成14年採用者 約13か月

(イ)警部段階での各都道府県警察勤務状況(別紙2参照)

平成12年1月現在 計0名
 平成13年1月現在 計2名
 平成14年1月現在 計3名
 平成15年1月現在 計2名

(ウ)警視への昇任まで期間の延伸状況

平成8年採用者(延伸前)4年目警視昇任(平成11年)

平成9年採用者 5年目警視昇任(平成13年)

・ 平成10年採用者 6年目警視昇任予定(平成15年)・ 平成11年採用者 7年目警視昇任予定(平成17年)

(2)警察本部長等に対する組織管理者研修の実施等

新たに警察本部長に登用する者については、任命に先立って警察庁の人事検討委員会を開催してその者の適格性を組織的に検討するとともに、登用前に組織管理者研修を実施して各種業務運営に当たって把握すべき事項等を教育するなど、的確な人事管理に努めている。

- \* 警察本部長等に任用する際の人事検討委員会の開催状況及び組織管理者研修の 実施状況
  - · 人事検討委員会(警察改革要綱策定以来) 計14回開催
  - · 組織管理者研修(警察改革要綱策定以来) 計4回開催

### (3)いわゆる推薦者の警察本部長等への積極的登用

いわゆる推薦者(都道府県警察採用の優秀な警察官で、当該都道府県警察の推薦に基づき警部等の階級で警察庁に中途採用された者)について、警察本部長等への 積極的な登用を行っている。

### \* いわゆる推薦者の登用状況(別紙3参照)

· 平成12年1月現在 警察庁課長0名、警察本部長等2名

· 平成13年1月現在 警察庁課長2名、警察本部長等3名

・ 平成14年1月現在 警察庁課長3名、警察本部長等4名

・ 平成15年1月現在 警察庁課長2名、警察本部長等6名

#### 3 経過の分析

警部補期間の延長等により、交番勤務、刑事勤務、交通勤務、生活安全勤務等の現場経験の充実が図られた。

警視への昇任を延伸することにより、県警察の課長に就任する以前に警察庁における行政官、第一線警察署課長代理、海外留学等の多様な経験を積ませている。

厳格な人物審査、推薦者の積極的な登用等により、適材適所の人事配置が図られた。

### 4 今後の課題

これまでの見直し内容の実態を踏まえ、適切な見直しの在り方について今後 更に検討を進める必要がある。

公務員制度改革における人事制度の抜本的見直しを踏まえ、警察庁の 種採 用者等の人事評価、育成方策等についても今後更に検討を進める必要がある。

### 5 所管課

人事課

### 種採用者の警部補段階での各都道府県警察勤務期間の延長状況

平成10年採用者以前

7 か月 9 か月

警察署勤務		本部勤務	
地域課	刑事課	交通課又は生 活安全課	同一の所属

### 平成11年採用者

7か月 10か月

	本部勤務		
地域課	刑事課	交通課又は生 活安全課	同一の所属

### 平成12年採用者

9 か月 12か月

			· · · · · ·
	警察署勤務		本部勤務
地域課	刑事課	交通課又は生 活安全課	同一の所属

### 平成13年及び平成14年採用者

9 か月 13か月

		3 13.12	1971.
	本部勤務		
地域課	刑事課	交通課又は生 活安全課	同一の所属

- \* 標準的な配置状況を記載した
- \* 配置日数についてはおおむねの月数

# 別紙 2

# 警部段階での各都道府県警察勤務状況

警察改革の推進以前(平成12年1月1日現在)	計0名
平成13年1月1日現在	計2名
警察署生活安全課課長代理	1名
警察署刑事課課長代理	1名
	±1 2 Æ
平成14年1月1日現在	計3名
警察署生活安全課課長代理	1名
警察署刑事課課長代理	1名
生活安全特別捜査隊付	1名
	±1 o #
平成15年1月1日現在	計2名
警察署生活安全課課長代理	1名
警察署刑事課課長代理	1名

### いわゆる推薦者の登用状況

警察改革の推進以前(平成12年1月1日現在)

警察庁課長 0名

警察本部長 1名(石川県警察本部長)

方面本部長 1名(北見方面本部長)

平成13年1月1日現在

警察庁課長 2名(交通指導課長、公安第二課長)

警察本部長 1名(岩手県警察本部長)

方面本部長 2名(旭川方面本部長、北見方面本部長)

平成14年1月1日現在

警察庁課長 3名(鑑識課長、交通指導課長、公安第二課長)

警察本部長 2名(岩手県警察本部長、富山県警察本部長)

方面本部長 2名(旭川方面本部長、北見方面本部長)

平成15年1月1日現在

警察庁課長 2名(鑑識課長、交通指導課長)

警察本部長 4名(富山県警察本部長、茨城県警察本部長、高知県警察本部長、佐賀 県警察本部長)

方面本部長 2名(旭川方面本部長、北見方面本部長)

評価の対象とする施策の名称 第4 警察活動を支える人的基盤の強化

1 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上 - c

#### 1 政策の内容

職務執行の中核たる警部補の在り方の見直し

職務執行の中核たる警部補の在り方を見直し、指揮命令系統を明確化して 業務の円滑な遂行を確保することにより、十分な執行力を確保する。

#### 2 実施状況

(1)警部補の在り方の見直し内容

都道府県警察に対して、平成13年6月、職務執行の中核たる警部補の在り方の 見直しを指示し、各都道府県警察において、下記の点に留意しつつ、諸対策を実施 中である。

ア 適正な昇任管理

真に警部補にふさわしい能力を有し、責任を担うことのできる職員を昇任させるよう、昇任試験の在り方を改善する。

イ 弾力的かつ適正な定員管理

適正な昇任管理に資するため、警部補の階級枠を弾力的に運用できるようにする。

ウ 配置・運用

係内における職責の明確化を図るなど、組織の活性化を推進する。

エ 警部補に対する意識付けの徹底

個々のポストに求められる役割を明確に説明し、十分に理解させる。

オ 警部補に係る教養の充実

警部補任用時教育の期間を延長するとともに、教育内容に変更を加える。 警部補のみにとらわれない多角的な見直し

警部補の上級に当たる警部の在り方等についても検討する。

(2) 各都道府県における見直し等

大量退職時代等に伴う大量の警部補枠充当に対する弾力的かつ適正な定員管理を図るため、一時的に警部補枠を下位の巡査部長枠に流用するための条例等の改正を19道県で実施し、3県において改正予定。

12県において、警部補としての資質、能力をより的確に判断するために昇任試験制度の改正を実施。

警部補内において指揮命令権、調整権等を付与し、係内の責任の明確化を推進。 (別添参照)

#### 3 経過の分析

#### (1)推進状況

能力・資質を的確に反映した昇任審査が行われ、職務執行の中核たる警部補に

ふさわしい人材の昇任が図られている。

警部補個々の責任を明確化することにより、係内の迅速かつ的確な意思決定が 図られるようにしている。

### (2)問題点

若手警部補の意識改革は進んだが、高齢者の中に職務執行の中核として十分な 勤務を行っているとは言い難い者が依然として存在している。

大量退職時代を迎えると、多数の退職者を補充するために必要な昇任数と能力 ・資質を的確に反映した適正な昇任数との間に乖離が生じるおそれがある。

### 4 今後の課題

警部補としての適性を有する者を昇任させるための試験制度(配点、問題)の 在り方について引き続き検討する。

上位の警部補に対して指揮命令や職務調整の権限を付与した場合に、これらの 権限を付与されなかった下位の警部補の意識低下や責任回避が懸念されることか ら、これらを防止するための教育や指導を継続する必要がある。

### 5 所管課

人事課

### 各都道府県警察における警部補の在り方の見直し状況

職制の二分化(3県)

係長と主査など警部補内における職制を二分化することにより、上位警部補と下位警部補間の責任を明確化する。

指揮命令権の運用(23県)

同一係内で上位に位置する警部補に指揮命令権を付与し、責任を明確化する。

調整権の運用(14県)

同一係内で上位に位置する警部補に調整権を付与し、係内の業務の円滑化を図る。

現行係長制度の運用(6県)

一つの係に一警部補を1名配置することにより、係内で同一階級の警部補が存在する ことを避け、責任を明確化する。

専門官制度の運用(1県)

スタッフ職である専門官に警部補を配置し、ライン職である係長の警部補との責任を 明確化する。

評価の対象とする施策の名称 第4 警察活動を支える人的基盤の強化

1 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上 - d

#### 1 政策の内容

優秀かつ多様な人材の確保と活用

真に警察官たるにふさわしい者の採用に努めることにより、十分な執行力 を確保する。

#### 2 実施状況

(1)採用試験時における競争倍率等

平成 1 2 年度 受験者数 134,611 人、合格者数 8,921 人、競争倍率 1 5 . 1 倍平成 1 3 年度 受験者数 159,356 人、合格者数 13,227 人、競争倍率 1 2 . 0 倍平成 1 4 年度 受験者数 184,332 人、合格者数 15,376 人、競争倍率 1 2 . 0 倍(別添 1 参照)

(2)採用試験の在り方の見直し

人物重視の採用試験へ転換を推進

見直しの具体例

- 一次試験合格者数の増加
- ・ 採用試験に占める面接配点の増加
- ・ 面接時間の増加
- 面接試験官の面接技能の向上
- 集団討論の積極的導入
- (3)中途採用者・特別採用者の採用者数等(平成15年4月1日現在)

中途採用者数165名

特別採用者数499名

中途採用とは、コンピューター、財務等の専門的能力を有する者を能力に応じた階級に位置付けた上で民間等から採用することをいい、特別採用とは、特定の知識及び能力を有する者を特別枠を設け新規採用することをいう。

(別添2、3参照)

### 3 経過の分析

### (1)推進状況

一定の競争倍率を維持しながら人物重視の採用を行うことによって、真に警察官たるにふさわしい者の採用に努めている。

中途採用、特別採用を積極的に活用することによって、優秀かつ多様な人材の確保を図っている。

#### (2)問題点

一次試験合格者数の増加に伴う面接場所及び面接官の確保と受験生の資質を

的確に判断するための面接技能の向上が重要となる。

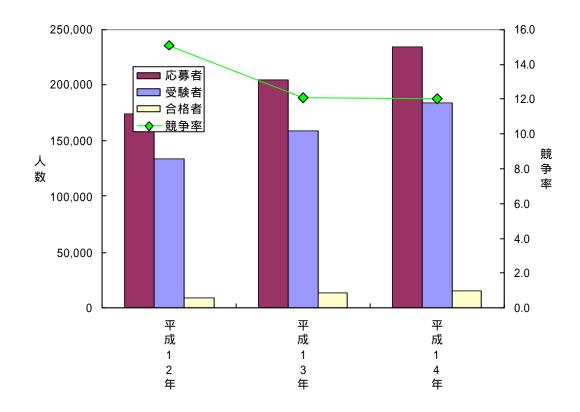
中途(特別)採用時の知識及び能力を衰えさせないためにも、研修会への参加を継続する等により常にスキルアップが求められている。

## 4 今後の課題

大量退職時代を迎えるに当たり、警察力を確保するために警察官を大量に採用する必要があるが、警察官たるにふさわしい優秀な人材を確保するためには、人物重視の採用に向けた方策について一層の検討が必要となる。

5 所管課人事課

【平成12年、13年、14年の警察官採用試験実施状況】



	平成12年	平成13年	平成14年
応募者	174,349	204,429	234,213
受験者	134,611	159,356	184,332
合格者	8,921	13,227	15,376
競争率	15.1	12.0	12.0

		平成12年	平成13年	平成14年
応募者		174,349	204,429	234,213
	大卒	98,952	112,354	127,552
	高卒	48,795	62,055	70,888
	女性	26,602	30,020	35,773
		(46)	(46)	(47)
受験者	_	134,611	159,356	184,332
	大卒	76,772	87,961	100,310
	高卒	38,332	48,277	56,210
	女性	19,507	23,118	27,812
合格者	_	8,921	13,227	15,376
	大卒	5,650	8,472	9,864
	高卒	2,477	3,459	3,926
	女性	794	1.296	1.586
競争率		15.1	12.0	12.0
	大卒	13.6	10.4	10.2
	高卒	15.5	14.0	14.3
	女性	24.6	17.8	17.5

(注) 応募者女性欄の( )内数は、当該年度の試験実施県数である。

# 中途採用取組状況

### 採用状況

14/17/17/17									
	専門分野								
_	財務	国際	ハイテク	科(化)学	合計				
H12.4.1 現在	4 4	4 6	3 2	1 1	1 3 3				
H13.4.1 現在	4 6	4 5	5 0	9	1 5 0				
H14.4.1 現在	4 7	5 1	5 3	1 0	1 6 1				
H15.4.1 現在	4 9	4 9	5 7	1 0	1 6 5				

数字は人数

### 階級別内訳

I III III XXXXXXX X X X X X X X X X X X									
	階 級								
	警視	警部	警部補	巡査部長	合計				
H12.4.1 現在	1	1 8	3 7	7 7	1 3 3				
H13.4.1 現在		2 1	5 1	7 8	1 5 0				
H14.4.1 現在		1 8	5 0	9 3	1 6 1				
H15.4.1 現在		1 6	5 1	9 8	1 6 5				

数字は人数

# 特別採用取組状況

平成15年4月1日現在

					一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
府県	名	試験区分名	受験資格・年齢・試験科目等	昇任・給与格付	採 用 状 況
		財務	21歳以上33歳未満、学歴不問 日商簿記 1 級程度	一般区分に同じ	H10年度から実施 H11.4~2人(財務1、国際1) H12.4~2人(財務1、国際1)
栃	木	国際(各種外国 語)	21歳以上33歳未満、学歴不問 語学堪能な者 		H13. 4~ 2人(財務 1、国際 1) H13.10~ 2人(財務 1、国際 1) H14.4~1人(情報 1)
		情報	21歳以上33歳未満、学歴不問 情報処理技術者資格を有する者		H14.10~1从(財務1) H15.4~2从(情報1、国際1) 合計 12人
埼	玉	国際捜査 類 (各種外国語)	年齢・学歴は 類に同じ 専門語学力試験有り	一般大卒に同じ 専門性、適性を活かせ る人事配置	H6年度から実施 H7.4~3人 H8.4~3人 H9.4~3人 H10.4~1人 H11.4~4人 H12.4~4人 H13.4~5人 H14.4~2人 H15.4~5人 30人
		社会人経験者	33歳以下の大卒者 民間企業での勤務経験 2 年以上 面接試験で経験内容を評価	一般大卒に同じ	H7年度試験から実施 H7.10-25人 H8.10-35人 H9.10-21人 H11.4-12人 合計 93人 H11年度から特別枠採用 に変更
静	圕		言語・資格を限定 民間企業で関連職務経験2年以上 金融機関における貸付審査等財務 分析能力を必要とする業務に2年 以上従事した経験のある者 大学で心理学する。学科また しこれに相当成下の大学卒、面接 試験で経験等を評価。 専門分野試験有り。	 一般大卒に同じ	
愛	知	語学 (各種外国語) 情報管理	年齢、学歴はA区分に同じ 専門試験あり	一般大卒に同じ	H14年度から実施 H15.4~17人(ポルトガル語1、中国語 9、情報管理7)
Ξ	重	語学 (各種外国語)	年齢、学歴はA・B区分に同じ 専門語学試験有り	一般区分に同じ 専門性、適性を活かせ る配置	H11年度から実施 H12.4~1人(鶧) H13.4~2人(ポルトガル語、北京語) H14.4~1人(北京語) H15.4~2人(北京語) 合計 6人
兵	庫	社会人経験者 (平成13年度よ り区分として新 設)	SA~25歳以上30歳以下、正規職員としての職務経歴3年以上SB~18歳以上30歳以下、正規職員としての職務経歴3年以上教養試験(五肢択一式)を50問中40問選択解答制	一般区分に同じ	H8年度試験から実施 (A区分) H8.9~25人 H9.10~11人 H10.12~15人 H11.10~11人 H12.12~11人 H13.10~13人 H14.10~9人 (B区分) H8.12~2人 H9.12~5人 H10.10~6人 H11.12~7人 H13.4~2人 H14.4~3人 H14.12~7人
香	Ш	語学 (スペイン語)	年齢、学歴はA区分に同じ スペイン語の学力試験有り	一般大卒に同じ	H15年度から実施

府県名	式験区分名	受験資格・年齢・試験科目等	昇任・給与格付	採 用 状 況
福阳	C 試験	法律・経済・語学・情報工学・化学の区分 21歳以上30歳以下 学歴・性別不問 専門的資格又は実務経験を有する者 専門試験(択一式、記述式、口述式)を実施(語学についてはヒアリング試験有り)	昇任資格は一般大卒 と同じ 原則として捜査部門 に配置	H7年度試験から実施 H8.4~12人 H9.4~18人 H10.4~20人 H11.4~18人 H12.4~22人 H13.4~23人 H14.4~25人 H15.4~16人 合計 154人
長	語学(英語) 情報処理	年齢は 類(一般)区分と同じ 学歴不問 大学既卒、卒見は 類(一般)区 分との併願可 一般区分と同じ教養試験及び選択 試験	類(一般)区分に 同じ	H13年度試験から実施 H13-1人(情報) H14-8人(韻学)、3人(韻) 合計 12人
	語学 (英語) (北京語) (ハングル語)	年齢、学歴はA区分に同じ 一般公募による競争試験 ヒアリング試験有り	一般大卒に同じ	H6年度試験から実施 H7.4~6人 H8.4~3人 H9.4~1人 H10.4~5人
大 分		語学・財務管理・情報工学・化学 ・各種スポーツの区分 21歳以上33歳未満 学歴はA区分と同じ 専門語学試験等有り	一般大卒に同じ 巡査部長受験資格を 6ヶ月短縮	H11.4~3人 H13.4~5人 H14.4~2人 H15.4~3人 合計 2 8 人 (英語~16人、中国語6人、八ン グル語1人、情報処理4人、財務 1人 )

# 行政課題 警察改革への取組

評価の対象とする政策の名称 第4 「警察活動を支える人的基盤の強化」

1 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上 - e

#### 1 政策の内容

女性警察官の積極的な活用

女性警察官の能力や特性を効果的に活用し、ストーカー事案等の新たな治安 上の課題に的確に対処することにより十分な執行力を確保し、国民の信頼回 復を図る。

#### 2 指標

(1)全警察官に占める女性警察官の推移(別紙1参照)

都道府県警察に勤務する女性警察官の総数

平成12年4月1日現在 8,520人(全警察官の約3.7%) 平成13年4月1日現在 8,807人(全警察官の約3.8%)

平成14年4月1日現在 9,390人(全警察官の約4.0%)

平成15年4月1日現在 10,177人(全警察官の約4.2%)

### (2)女性警察官の職域の拡大

従来、交通部門中心であった職域が、留置業務、被害者対策(総・警務部門) 生活経済事犯捜査(生活安全部門)強行犯捜査(刑事部門)等の職域に拡大している。(別紙2参照)

#### 3 経過の分析

#### (1)推進状況

女性警察官の能力や特性をいかし、新たな治安上の課題であるストーカー事案、 配偶者間暴力、児童虐待、性犯罪等の事象への取組みや被害者対策への的確な対 処が可能となった。

### (2)問題点

育児休業期間中に代替要員を得ることが難しい場合がある。

#### 4 今後の課題

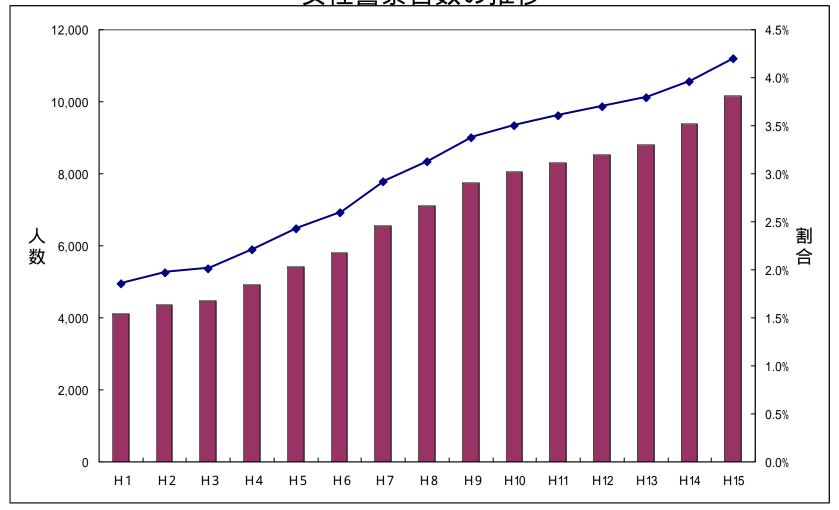
男女共同参画社会の基本理念や改正男女雇用機会均等法の趣旨等を踏まえ、女性警察官の積極的な活用について、今後更に検討を進めていく。

女性警察官を積極的に活用するためには、女性警察官が、家事、育児等に従事しながらも仕事に専念できるよう、ベビーシッター制度等の育児・介護を支援するための制度の導入や当直勤務等で必要となる更衣室や休憩室等の整備等、職場環境の改善に努める。

#### 5 所管課

人事課

# 女性警察官数の推移



	H 1	H 2	H 3	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H 10	H11	H12	H 13	H14	H 15
条例定員	221,475	222,375	222,929	222,966	223,031	223,256	224,294	228,079	229,791	229,907	230,000	230,186	232,591	237,056	241,133
女性警察官	4,101	4,369	4,484	4,919	5,406	5,801	6,546	7,124	7,754	8,058	8,298	8,520	8,807	9,390	10,177
割合	1.9%	2.0%	2.0%	2.2%	2.4%	2.6%	2.9%	3.1%	3.4%	3.5%	3.6%	3.7%	3.8%	4.0%	4.2%

# 女性警察官の職域拡大状況

### 女性警察官の配置状況

(単位は人)

	総・警務部門	生活安全部門	地域部門	刑事部門	交通部門	警備部門	初任科生
H12.4.1現在	1,026	870	1,722	1,029	2,917	297	659
H13.4.1現在	1,013	1,007	1,786	1,140	2,865	273	723
H14.4.1現 在	1,228	1,093	1,775	1,170	2,745	303	1,076
H15.4.1現 在	1,360	1,159	2,040	1,281	2,702	328	1,307

評価の対象とする政策の名称 第4 警察活動を支える人的基盤の強化

2 業務の合理化と地方警察官の計画的増員

#### 1 政策の内容

徹底した合理化による人員の配置、運用の見直し 効率性の追求

国民のための警察活動を強化するための地方警察官の計画的増員

犯罪の著しい増加や新しい治安課題の出現等治安情勢は悪化の一途をたどるとともに、国民の身近な犯罪の増加により国民の間に治安に対する不安感が増大しており、このような厳しい治安情勢に的確に対処し、国民が求めている安全と安心を確保するための体制を確立するために、徹底的な合理化を前提として地方警察官の計画的増員を行う。

#### 2 実施状況

(1) 業務の合理化と地方警察官の計画的増員

現下の厳しい治安情勢に的確に対処し、国民生活の基盤をなす良好な治安を維持するため、人的体制の確立が必要である。

ア 合理化・再配置

平成12年9月、「人員の配置、運用の抜本的な見直しの推進について」により、すべての部門の人員を徹底的に見直した上で、最も効果的な人員の再配置を指示。

合理化に関する方針

- ・ 管理部門・デスク部門の削減
- ・ 業務の在り方、必要性にまで踏み込んだ業務の見直し
- ・ 効率的な業務運営に資する組織の見直し
- 人員の効率的運用

#### イ 地方警察官の増員

徹底的な合理化により捻出した人員を体制が不足する部署に振り向けてもなお 不足する人員について、緊急に増員を行う。

### (2) 合理化・再配置及び増員による配置基準の推移

部門別配置基準の変化

年 度	総務警務	留置管理	生活安全	地 域	刑事	交 通	警備
12年度	11,689人	8,780 人	15,480人	83,949人	35,070人	34,888人	28,148 人
1 4 年度	12,297人	9,482 人	17,426人	84,359人	36,502人	34,881 人	25,987 人
比	+608 人	+702 人	+1,946 人	+410 人	+1,432 人	-7人	-2,161 人

### 警察本部から警察署への体制のシフト

年 度	警察本部	警察署
12年度	62,105人	155,899人
1 4 年度	60,845人	160,089人
比	- 1 , 2 6 0人	+4,190人

管理・デスク部門から実働部門への体制のシフト

年 度	管理・デスク部門	実働部門
12年度	18,286人	199,718人
1 4 年度	17,727人	203,207人
比	- 5 5 9 人	+3,489人

# (3) 合理化・再配置の具体例

警察署における課の統合

自動車警ら隊等本部執行隊の犯罪多発時間帯における集中運用 ひったくり対策を始めとした機動隊による警察署支援 等

## (4) 地方警察官の増員(別添参照)

年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度				
増 員 数	2,580人	4,500人	4,000人				
対 象 県	1 2 県	45都道府県	3 1 都道府県				
	国民の身近な要望等にこたえる	国民に身近な狐	界の防圧・検挙、				
	ための体制の確立	国民の不安の解	詳				
	・交番機能の強化	・街頭犯罪対策	の強化				
	・ストーカー対策の強化	・交番機能の強	鈋				
	・交通事故事件捜査の強化	・ストーカー対	†策の強化				
	・告訴・告発事件捜査の強化	・犯罪被害者対	†策の強化				
	・新たな苦情処理システムの構	・交通事故事件捜査の強化					
	築	・告訴・告発事件捜査の強化					
増員容認	複雑・多様化する警察事象に立	複雑多様化する警察事象に対応					
	ち向かうための体制の確立	するための体制の確立					
項 目	・凶悪少年事件対策の強化	・来日外国人組織犯罪捜査の強					
	・覚せい剤事犯捜査の強化	化					
	・来日外国人犯罪捜査の強化	・不法滞在者対	†策の強化				
	・産業廃棄物不法投棄事犯等捜	・覚せい剤事犯捜査の強化					
	査の強化	・凶悪少年事件	対策の強化				
	・被害者対策の推進	・産業廃棄物不	法投棄事犯等捜				
		査の強化					
		犯罪の増加に伴	台留置管理体制				
		の確立					

#### 3 経過の分析

### (1) 推進状況

体制強化の具体例

- ・ 交番相談員の活用
- 少年事件特別捜査隊の新設
- ・ ストーカー対策室の新設
- ・ 街頭犯罪対策室の新設
- 組織犯罪対策室の新設
- 暴走族対策室の新設
- ・ ハイテク犯罪対策室の新設 等

増員分の採用・現場配置状況(平成15年4月1日現在)

13年度増員			1	4年度増	15年度増員		
増員数	採用数	現場配置数	増員数	採用数	現場配置数	増員数	採用数
2,580 人	2,580 人	2,577 人	4,500 人	4,500 人	2,943 人	4,000 人	387 人
	100.0 %	99.9 %		100.0 %	65.4 %		9.7 %

警察学校における初任教育終了者は、交番、署所在地、駐在所等の第一線に配置されている。

### (2) 問題点

増員分が配置基準に反映されるのは、多くの県において警察学校における初任 教育終了後となり、採用即現場執行力の強化につながるものではないことから、 可能な限り速やかな採用が求められる。

増員が措置された県においては、毎年の退職者分(定年、勧奨等)の採用に加えて増員分を採用しなければならないことから、採用者の資質の確保、警察学校における初任教育の充実等が求められる。

#### 5 今後の課題

#### (1) 合理化・再配置

組織・業務の合理化は、そのときどきの情勢に応じて不断に行うべきものであり、 また、厳しい財政状況の下、地方警察官の増員に対する国民の理解を得るため、引 き続き徹底的な合理化を進めていく。

### (2) 地方警察官の増員

日本の治安を速やかに回復し、国民が求めている安全と安心を確保するため、徹底的な合理化を行ってもなお不足する要員について緊急に増員を図る必要があることから、地方警察官の計画的な増員の実現に向け検討を進めていく。

#### 6 所管課

人事課

# 地方警察官增員数

平成13年度

平成 1 3 年度								
耆	<b>邹道府</b>	県	増員数					
北	海	道						
	青	森						
東	岩	手						
	宮	城	130人					
	秋	田						
北	山	形						
	褔	島						
警	視	庁						
	茨	城	180人					
	栃	木	125人					
関	群	馬	130人					
	埼	玉	400人					
	千	葉	375人					
	神系	≅ /	360人					
	新	潟						
東	Щ	梨						
	長	野						
	静	岡	240人					
	富	Щ						
中	石	Ш						
	福	井						
部	岐	阜	135人					
	愛	知	315人					
	Ξ	重						
	滋	賀	90人					
近	京	都						
	大	阪						
	兵	庫						
畿	奈	良	100人					
	和哥	欠山						
	鳥	取						
中	島	根						
	岡	E						
国	厶	島						
	日	П						
	徳	島						
四	香	Ш						
国	愛	媛						
	高	知						
	福	畄						
九	佐	賀						
	長	崎						
	熊	本						
	大	分						
	宮	崎						
州	鹿り	島						
	沖	縄 計						
Ē	合	2,580人						

平成14年度

平成14年度 都道府県 増員数							
北		道	260人				
	青	森	40人				
東	岩	手	20人				
	宮	城	40人				
	秋	田	20人				
北	山	形	30人				
***	福	島	80人				
警	170	庁	130人				
	茨	城	120人				
	栃	木	90人				
関	群	馬	90人				
	埼	玉	380人				
	千	葉	290人				
	神奈		360人				
	新	潟	100人				
東	Щ	梨	40人				
	長	野	80人				
	静	岡	140人				
	佪	Щ	30人				
中	石	Ш	50人				
	福	井	50人				
	岐	阜	70人				
部	愛	知	270人				
	Ξ	重	90人				
	滋	賀	50人				
近	京	都	30人				
	大	阪	170人				
	兵	庫	260人				
畿	奈	良	40人				
	和歌	Щ	40人				
	鳥	取	10人				
中	島	根	10人				
	岡	Щ	80人				
国	広	島	140人				
	日	П					
	徳	島	30人				
四	香	Ш	50人				
国	愛	媛	50人				
	高	知	20人				
	福	岡	320人				
九	佐	賀	40人				
	長	崎					
	熊	本	90人				
	大	分	40人				
	宮	崎	50人				
州	鹿児	島	60人				
	沖	縄	50人				
É	<b>合</b> :	it	4,500人				
•							

平成15年度(要求中)

平成15年度(要求中)									
ŧ	<b>邹道</b> 府	果	増 員 数						
北	海	道	170人						
	青	森							
東	岩	手							
	宮	城							
	秋	田							
北	Н	形							
	福	島	50人						
警	視	庁	250人						
	茨	城	120人						
	栃	木	90人						
関	群	馬	90人						
	埼	玉	380人						
	千	葉	260人						
	神	奈 川	320人						
	新	潟	80人						
東	山	梨	40人						
	長	野							
	静	囼	140人						
	富	山							
中	石	Ш							
	福	井	20人						
部	岐	阜	60人						
	愛	知	240人						
	Ξ	重	60人						
	滋	賀	30人						
近	京	都							
	大	阪	380人						
	兵	庫	250人						
畿	奈	良	30人						
	和	歌山	30人						
	鳥	取							
中	島	根							
	岡	山	80人						
国	広	島	140人						
	Щ	П							
	徳	島							
四	香	Ш	40人						
围	愛	媛	40人						
	高	知							
	福	岡	320人						
九	佐	賀							
	長	崎							
	熊	本	50人						
	大	分	20人						
	宮	崎	50人						
州	鹿!	児 島	60人						
	沖	縄	110人						
Î	<u></u>	計	4,000人						

評価の対象とする施策の名称 第4 警察活動を支える人的基盤の強化

3 活力を生む組織運営 - a

#### 1 政策の内容

厳しい勤務に従事する警察職員の処遇改善

を開員の処遇等を改善し、活力を生む組織運営を行うことにより、強力か でい確な職務執行を可能とする。

#### 2 実施状況

- (1)職務の級の格上げ、特殊勤務手当()の充実等の状況
  - ・国~職務の級の格上げ(9級以上)~別添資料参照
    - ~ 特殊勤務手当の改善状況~平成14年度改善なし
  - ・都道府県~職務の級の格上げ(10級)10都県で実施
    - ~ 特殊勤務手当~22県が改善

勤務の特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認められるものに支給される手当

- (2)給与処遇の運用面の見直し状況
  - ・国~勤勉手当における職員個々の能力、業績に応じた成績率の適用
  - ・都道府県~勤勉手当の成績率の改定と運用を指導~20道府県が改善

#### 3 経過の分析

### (1)推進状況

本政策は、職員個々の処遇の改善を図ることにより、職員の士気を高め、職務に積極的に取り組むことによる活力ある組織運営を図っている。

#### (2)問題点

処遇改善には予算執行を伴い、また、給与制度の厳格なルールの中で実施されることから、財源不足による給与カットや昇給延伸、諸手当の改廃等の影響を受ける。

#### 4 今後の課題

公務員制度改革の検討状況を見据えて、職員個々の能力、業績に応じた処遇改善が行えるように制度、運用の両面から検討していく必要がある。

#### 5 所管課

給与厚生課

# 国の級の切上げ(上位級)の容認状況

区	3	ì	平	成	1	4	年	平	成	1	3	年
指定	新	規								1		
職	基 礎 号 俸 の 切	上			1							
1	行 政 職 ( 一	)			1					1		
級	公安職(一	)			1					1		
1	行 政 職 ( 一	)			1					1		
級	公安職(一	)			1					1		
9	行 政 職 ( 一	)								1		
級	公安職(一	)		<b>_</b>	3				<b>-</b>	2	<b>-</b>	

評価の対象とする政策の名称 第4 警察活動を支える人的基盤の強化

3 活力を生む組織運営 - b

#### 1 政策の内容

表彰・報奨制度の充実

「警察職員が努力をすれば報われ、誇りと使命感を持って仕事ができるような 「環境を実現するため、表彰・報奨制度を充実させる。

#### 2 実施状況

(1)警察庁指定広域技能指導官に対する表彰取扱要領の制定

警察庁指定広域技能指導官のうち、全国の警察職員に自らが有する専門的技能又は知識を伝承し、後継者を育成するなどして全国警察力の強化に多大な貢献をした者の功労を顕彰し、警察職員全体の士気を高めるため、平成13年2月、警察庁で警察庁指定広域技能指導官に対する表彰取扱要領(別添参照)を制定し、以後、6名を表彰した。

#### 警察庁指定広域技能指導官

警察庁長官が、全国的にみて極めて卓越した専門的な技能又は知識を有する者であって、他の警察職員の模範となると認められる者を、警察庁指定広域技能指導官として指定する。

(2)都道府県警察における表彰基準等の見直し

相談業務員に対する表彰制度の確立 2 6 県で実施 被害者対策員に対する表彰制度の確立 2 8 県で実施

「第2「国民のための警察」の確立 4 実績評価の見直し」を参照

3 経過の分析

新たな表彰制度の制定及び既存の表彰制度の改正により、警察職員の表彰の機会が拡大された。

4 今後の課題

新設又は改正された表彰制度の適切な運営に努める。

5 所管課

人事課

# 警察庁指定広域技能指導官に対する表彰取扱要領

1 趣旨

この表彰は、「警察庁指定広域技能指導官の指定及び広域活用に関する要綱の制定について (依命通達)」(平成6年1月7日付け警察庁乙務発第1号、警察庁乙 管発第1号、警察庁乙刑発第1号、警察庁乙保第1号、警察庁乙交発第1号、警察庁乙備第1号、警察庁乙通発第1号)により、警察庁指定広域技能指導官として指定を受け、全国の警察職員に自らが有する専門的技能又は知識を伝承し、後継者を育成するなどして全国警察力の強化に多大な貢献をした者に対し、警察庁長官が行う表彰に関し必要な事項を定め、もってその功労を顕彰し、警察職員全体の士気を高めようとするものである。

2 表彰の種別

警察庁長官の賞詞を授与する。ただし、かつて全国警察職員定例表彰によって警察功労章又は警察庁長官の賞詞を授与された者は、警察庁長官の賞を授与する。

副賞 記念品(1万円以内)

3 選考基準

被表彰者は、原則として次の各号に該当し、警察庁指定広域技能指導官として多大の功労があると認められる者を選考するものとする。ただし、懲戒処分を受け、 当該処分の日から1年を経過しない者は除く。

- (1) 指定を受け5年以上従事した者
- (2) 年齢55歳以上の者
- 4 表彰の時期 随時とする。
- 5 上申手続

警察庁において当該専門的技能等を主管する課長は、被表彰適格者がある場合は、 当該被表彰適格者が所属する都道府県警察の長の意見を求めた上で、警察庁長官に 上申するものとする。

- 6 上申書類
  - (1) 上申書
  - (2) 功績調書
  - (3)履歴書(賞罰歴を含む。)
  - (4) その他参考資料
- 7 表彰文

第 号

賞 詞 (賞)

所 属

階級 氏

名

君は警察庁指定広域技能指導官として日夜献身的に職務に勉励し○○○○の分野において多くの業績をあげ治安維持に寄与した

その功労は真に多大である ここにこれを表彰する

8 運用開始

平成13年3月1日から運用するものとする。

評価の対象とする施策の名称 第4 警察活動を支える人的基盤の強化

3 活力を生む組織運営 - c

#### 1 政策の内容

能力・実績に応じた昇進・給与

職員の努力を適正に評価し、能力・実績に応じた昇進・給与が図られることではより、活力を生む組織運営を確保する。

#### 2 実施状況

ア 能力・実績に応じた昇進についての検討状況

勤務評定(能力・業績)結果の昇任試験への反映

全都道府県警察において、勤務評定結果を昇任試験の合否に反映している。

勤務評定結果の配点又は加点評価の見直し

10県において各級昇任試験における勤務評定結果の配点率を高めた。

評価能力の向上

評価マニュアルの作成、本部招致、幹部による巡回等を行い、公平、厳格な評 定の実施について教育を実施し、評定者の評定能力向上に努めた。

勤務評定表等の改正

27県において能力・実績に応じた昇進を図るため勤務評定表等の内容を改正し、又は内容の改正を検討中である。

イ 能力・実績に応じた給与についての検討状況

全都道府県警察において見直しの検討を行い、35都道府県において、管理職 手当、特殊勤務手当、上位級の拡大、特別昇給等の給与改善を実施している。

ウ 公務員制度改革を受けての検討状況

会議等における指示

全国総務・警務部長会議及び全国警務課長・監察課長会議において公務員制度 改革の概要等について説明(平成14年5月、11月)。

各都道府県警察の制度等担当者との意見交換会の実施

各管区ごとに都道府県警察担当者と能力本位、適材適所の人事管理の在り方について意見交換(平成15年2月~3月)。

### 3 経過の分析

### (1)推進状況

全都道府県において勤務評定結果を昇任試験の合否に反映させており、努力した者、実績を上げた者が昇進しやすい制度となっている。

昇任試験における勤務評定の配点率を高くしたことにより、より能力・実績に 基づいた昇任が行えることとなった。

時代の変化に合わせた勤務評価項目とし、職員の勤務実績評価がより適正に行えることとなった。

職員個々の処遇の改善を図ることにより、職員の士気を高め、職務に積極的に取り組むことにより活力ある組織運営を図っている。

### (2)問題点

人が人を評価するものであることから、公平、適正な評価を実施するための教育や講習の実施等による評定者の資質の向上が重要である。

表面に現れない潜在的な実績に対する評価が難しい。

処遇改善には、予算の執行を伴い、また、給与制度の厳格なルールの中で実施 されることから、財源不足による給与カットや昇給延伸、諸手当の改廃等の影響 を受ける。

### 4 今後の課題

能力・実績に基づく適正な評価、勤務評定の公平性、評価項目の的確性、評価 結果の反映方法について、継続して検証していく必要がある。

公務員制度改革の検討状況を見据えて、目標設定に基づく「実績評価」、「能力評価」による新たな評価制度の趣旨に沿った勤務評定制度の導入について各都道府県における実施可能部分について検討していくとともに、職員個々の能力、業績に応じた処遇改善が行えるように制度、運用の両面から検討していく必要がある。

#### 5 所管課

人事課・給与厚生課